

平成 23 年 12 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成23年12月 9日 開会  
平成23年12月16日 閉会

飯 島 町 議 会

平成23年12月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年12月9日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 第 1号議案 副町長の選任について
- 日程第 5 第 2号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第 3号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第 4号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第 5号議案 飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第 6号議案 平成23年度飯島町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 第 7号議案 平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 第 8号議案 平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 第 9号議案 平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 第10号議案 平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 第11号議案 平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第12号議案 平成23年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 第13号議案 南田切地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 第14号議案 日曾利地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 発議第8号 町長の専決事項の指定について

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 宮下 寿  |
| 3番 浜田 稔  | 4番 三浦寿美子 |
| 5番 竹沢秀幸  | 6番 北沢正文  |
| 7番 倉田晋司  | 8番 中村明美  |
| 9番 坂本紀子  | 10番 堀内克美 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者														
飯 島 町 長 高坂宗昭	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">副 町 長</td> <td>箕浦税夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>折山 誠</td> </tr> <tr> <td>住民福祉課長</td> <td>吉川秀幸</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>鎌倉清治</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>紫芝 守</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>片桐邦彦</td> </tr> <tr> <td>総務課財政係長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> </table>	副 町 長	箕浦税夫	総 務 課 長	折山 誠	住民福祉課長	吉川秀幸	産業振興課長	鎌倉清治	建設水道課長	紫芝 守	会計管理者	片桐邦彦	総務課財政係長	久保田浩克
副 町 長	箕浦税夫														
総 務 課 長	折山 誠														
住民福祉課長	吉川秀幸														
産業振興課長	鎌倉清治														
建設水道課長	紫芝 守														
会計管理者	片桐邦彦														
総務課財政係長	久保田浩克														
飯 島 町 教 育 委 員 会	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">教 育 長</td> <td>山田敏郎</td> </tr> <tr> <td>教 育 次 長</td> <td>宮沢卓美</td> </tr> </table>	教 育 長	山田敏郎	教 育 次 長	宮沢卓美										
教 育 長	山田敏郎														
教 育 次 長	宮沢卓美														

○本会議に職務のため出席した者

- |         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 浜田幸雄 |
| 議会事務局書記 | 千村弥紀 |

## 本会議開会

開 議  
議 長

平成23年12月9日 午前9時10分

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、これより平成23年12月飯島町議会定例会を開会します。

各議員におかれましては、会期中の本会議および委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

開会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。なお高坂町長におかれましては今定例会は3期目就任後初の議会となりますので、所信表明を兼ねごあいさつをお願いします。

町 長

皆様おはようございます。12月議会定例会の開会に当りまして一言ごあいさつを申し上げます。平成23年11月18日付飯島町告示第73号をもちまして平成23年12月議会定例会を招集を致しました所、議員各位には年末の時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の議員の皆さんの出席をいただきまして心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今議会は私が去る11月13日執行の飯島町町長選挙におきまして多くの皆様のご支援をいただき再選をさせていただいてから最初の議会でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、ここに少し時間をいただいて議会招集にあたってのごあいさつと私の所信の一端を述べさせていただきたいというふうに思います。

12月も半ばとなり今朝は里にもこの冬初めての白いものが降り、今年もあと20日あまりを残すのみとなりました。今年1年間議会の皆様並びに町民の皆様には町政の運営に大変ご理解とご協力を賜りまして心から厚くお礼を申し上げます。顧みますと今年はリーマンショック以来の経済の停滞から抜け出し明るい展望の兆しが見えてきた矢先、3月11日に発生をしました東日本大震災により再び日本は大きな試練に立たされ、加えてヨーロッパの金融不安や国際金融市場の不安定化など世界的な経済危機が複合的に生じ、また歴史的な円高に伴い空前の産業空洞化と財政の悪化、政治の混迷などにより、まさに「国家の信用」の危機にさらされています。あの3月11日から早9カ月の歳月が経ちました。多くの命と穏やかなふるさとでの暮らしを奪った大震災の爪痕はいまだに深く被災地に刻まれたままで、加えて福島原子力発電所の事故は被災地のみならず日本全国に甚大な影響を与えています。年の瀬に当たり、ここに改めて震災によりお亡くなりになられた方々へのご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われていまだに不自由な暮らしを余儀なくされている被災者の方々に改めて心よりお見舞いを申し上げます。

国は復興基本方針により復旧・復興を進めておりますが、当町へも被災地から非難されて遠く故郷への思いを抱かれながら生活をしていらっしゃる方々が多数おられます。一日も早く震災前の生活を取り戻していただくよう町といたしましても出来る限りの支援を行ってまいりたいというふうに思います。

この国難に立ち向かうべく被災された皆さんが「絆」を紡いで、お互いに助け合いながら日本人として生きていく「誇り」と明日への「希望」を礎に、寡黙に困難に耐え、復旧・復興に立ち向かっている姿を私たちは心に刻み、心を一つにして、まちづくりはもちろん日本の未来を考えていかなければなりません。

一方でこの大震災はもう一つの大きな転換を私たちに迫っております。それは原発事故を受けて電力が逼迫する状況が続く中で、経済社会の血液ともいべきこの電気の安定供給で日本のエネルギー政策の再構築が必要となっております。私たちがCO2排出量削減のため地球温暖化防止対策により省エネルギー対策を進めてまいりましたが、さらに一層の省エネルギーに努めるとともに、今回の原発問題を踏まえて原子力発電については中長期的な依存度を可能な限り引き下げ、脱原発に向かうべきと考えます。一方、原子力発電や化石燃料によるエネルギーに頼らないためには再生可能なエネルギーの開発が急務で、町といたしましても今後積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

こうした国難的狀況の中で国内の行財政は危機的な状況でございます。日本の財政は国の歳入の半分を国債に依存をし、国の債務残高は1,000兆円にも迫る危機的な状態にあり、主要先進国の中で最悪の水準にあります。国家の信用が問われる今、債務が債務を呼ぶ財政運営をいつまでも続け、これ以上後世に借金を押し付けるわけにはまいりません。

また、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は昨年度の年金や医療などの社会保障費が100兆円に迫り、過去最高を更新したと発表をいたしました。今後、高齢化がさらに進み総人口が減少する中で社会保障の費用負担のあり方が問われております。一方、過日、野田総理が国内の強い反対を押し切った形で交渉への参加協議を決めたTPP環太平洋連携協定は食と農に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、私たちの暮らしと経済のあらゆる分野に大打撃を与えるもので、今後も引き続き農産物等の関税撤廃阻止の取り組みを進めてまいります。こうした債務や社会保障問題、経済問題等が山積する中で、舵取り役の国政は極めて不安定な状況で、私たちの住民生活も自治体運営も大変厳しい状況でございます。

こうした中で飯島町にあつては夏から秋にかけて日本列島を直撃していくつかの台風の影響が最小限にとどまり、農産物も概ね豊作であったことはご同慶に堪えないところでございます。また町政におきましては、町民の皆様のご協力により第5次総合計画の初年度として概ね計画どおりの事業を推進することができました。協働のまちづくりは4地区の地域づくりを支援するため地域づくり支援員をすべての地区に配置をし、地域づくり委員会各種地区組織の支援を行っていただいております。また第5次総合計画の4つのプロジェクトも順次計画が進んでおり、特に定住促進では4月から産業振興課内に定住促進室を設けて、人口増活性化のための施策を展開をしております一部成果も見え始めたところでございます。4年前に着工着手をいたしました国道153号伊南バイパスの飯島工区の工事も順調に推移をし、与田切橋梁もその姿を現し、来年度には飯島中心部までの供用開始が予定をされておるところでございます。また、長年ルートが研究をされてきましたリニア中央新幹線のルートが正式決定されるとともに、中間駅の建設費用につきましてもJR負担による建設の意向が示されるなど早期着工に向けた体制が整い、いよいよ夢の新幹線が現実的になってまいりました。また昨年4月から10月までに7回に渡って「Jノベルズ」に連載をされました作家「西村京太郎」さんの「赤と白のメロディー」が今年1

月単行本として出版をされ、日本全国に情報発信できましたことや、6次産業化や産・学・官共同の取り組みとして販売が始まった「すっぱ辛」など明るい話題も多かった一年でございました。このような2期目の最終年を振り返り、私の飯島町長としての3期目のスタートに当りまして新たな気持ちで所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力ををお願いを申し上げる次第でございます。

冒頭で申し上げましたが、去る11月13日の町長選挙におきまして多くの皆様の力強いご支援を賜り3期目の当選の榮譽を与えていただきまして、11月30日新たな4年間の任期をもって就任をいたしました。今、改めてこの身の引き締まる思いでいっぱいであり、その責任の重さを痛感をいたしております。今回も前回に引き続き無投票再選という結果でございましたが、町民の皆様から賜りました信頼と付託に応えるため、また2期8年間の飯島町という大地に蒔いてまいりました様々な種や育った若木を住民の皆様と共に大切に育てて、実り多き飯島町の発展を目指して、お約束をした公約を着実に進めるために初心に帰って精いっぱい努力をしてみたいと思いますので一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

この8年を省みますと、就任1期目は地方分権の名の下に国や県の行財政改革が進む中、飯島町として永続的な自立のまちづくりを目指しての基盤構築に向けてひたすら走り続けた4年間でございました。2期目におきましてはサブプライムローン問題、リーマンショックに端を発して今日まで続く世界的な金融危機・経済不況の中で日本中が這い上がるろうと懸命な努力を積み重ね、ようやく雲間に景気回復への兆しが見え始めたところへ、先ほど申し上げました3月11日の東日本大震災、福島原発事故等により国内景気の回復の前に震災復興という新たな課題に直面することとなってしまいました。この間、国政では自民党中心から民主党中心への政権交代があり、あらゆる分野において政策の大きな方向転換が進められ、その後の参議院議員選挙の結果によって与野党の衆参ねじれ現象というのが生じ、審議の停滞や施策の見直しに次ぐ見直しがなされ、国政に対する国民の評価のみならず中国などの新興国の台頭もあり、世界における日本の立ち位置の地盤沈下も著しいものがございます。まさに激動の時代でございました。このような状況下にあつて2期目の町政運営におきましては大海の小船のごとく幾重にも押し寄せる不況の波や嵐に翻弄をされながらも、町の進むべき海路を見失わないように懸命に舵を取り、失速しないように帆を張り続けてまいりました。特に2期目の集大成に入った22年度の決算では十分ではないまでも、各施策の一定の前進を見ることが出来、財政運営といたしましては長引く経済不況の中で税収の減少など厳しい環境の中ではございましたが公債費の繰上償還に努め、後年度負担の軽減を進めながら、年度年度のやりくりの中で先行き不透明な将来に備えて財政調整基金をはじめとする各種基金の積み増しにも努めてまいりました。

私はこれまでの2期の町政運営の中で役場組織の改革や地域づくり委員会の設置など住民協働による自立のまちづくりに向けた協働体制の構築につきましては、十分ではございませんけれども概ね整備と方向付けだけは出来たのではないかというふうにも思っております。また、安定した行政運営の要となる財政基盤につきましても健全性の確保の道筋をつけることができたというふうにご認識をいたしております。このことは町民の皆様のお力添え、ご理解ご協力があつてこそと感謝を申し上げます。しかしながら国の不安定な政権運営、またヨーロッパの金融不安やTPP問題などの中にあつて、景気回

復や雇用情勢の改善など政治経済ともに先行きはなお不透明であり、時節に応じて臨機応変な町政の運営が一層求められるところでございます。こうした状況の中で1期目、2期目に種を蒔きまして育ててまいりました各種の施策を3期目の集大成として成果を出すことが私の最大の使命、責務であるというふうにご考えております。

私は今回の選挙に際し「町民の皆様様の幸せと活力ある町の発展のため」に第5次総合計画に掲げます「人と緑輝く ふれあいのまち」づくりを目指して6の柱を基本にまちづくりを進めるべく諸施策をお示しをしてみたいと思っております。特に人口増活性化対策としての定住促進や町の知名度のアップ、そして何より今の飯島町の閉塞感のイメージに繋がっている買物客の地元滞留率の低下による商業の低迷に対する振興策が急務と考えます。飯島町の人口増活性化策として今年から定住促進室を新設し、飯島町を積極的にPRし、情報発信をしながら定住促進に取り組んでまいりました。4月以降50件以上の相談が寄せられ、そのうち6件が定住に結びついております。引き続き体制を強化するとともに定住促進や交流人口の増加のための施策を町の最重点課題として職員一丸となって取り組んでまいります。

一方、買い物不便さを感じている町民の皆さんは数多く、商業振興が急務でございますが来年12月飯島中心部まで開通予定の国道153号伊南バイパスは、人が移動をする起爆剤となることを期待をしております。これを機に中心商店街と沿線を結ぶ土地利用計画や商業振興策を早急に練り上げ、中型スーパーの誘致や交流人口増のための「道の駅」的な地元産品の直売所施設を今後検討をしてみたいというふうにご思います。

また、2期目で進めてまいりました1次産業の農業が2次産業の食品加工や3次産業の流通販売と結びついた6次産業をさらに推進し、伊南バイパス開通を契機に地域産業と結びついた商業振興を積極的に図ってまいりたいというふうにご思っております。

さて、こうした様々な事業を進めていく上で必要なことは、先ず第一に、三人寄れば文殊の知恵と言われますように「みんなで知恵と汗を出して」まちづくりを進める住民参加と協働のまちづくりによる「ふれあいと絆を広げるまちづくり」でございます。今年から町内4地区に地域づくり支援員を配置をし、そこに住む人の手による地域づくりで住民自治を進めていく支援をさせていただいておりますが、子どもからお年寄りまで全ての方が絆を深めて、住んでよかったと思えるまちづくりを更に進めてまいります。具体的には地域づくりやNPO・まちづくり団体等の育成支援、男女を問わず様々な方々が生き生きと生活できる多文化の共生社会や男女共同参画社会の推進、そして人口増の基本であります結婚しやすい環境づくりにも力を注いでまいりたいと思っております。

次に、心身ともに健康で安心して暮らせることが何よりも住民の皆様様の幸せにつながりますので、「みんなで支え合い健康で安心して暮らせるまちづくり」を第二の施策の柱として取り組んでまいります。新年度、心と体の健康づくりの推進のため保健センターを役場庁舎に隣接して設置をし、子どもの時からの健康づくり事業や子育て支援にも念頭に置いた母子保健、生活習慣病やがん予防のための健康増進事業及び自殺対策事業に主眼において、心の健康づくりを積極的に推進をしてみたいと思っております。なお町民の皆様様の各検診の充実や健康づくりに積極的に取り組みます。特にピロリ菌検査や40歳未満の若い世代の皆さんの健康診断は引き続き町の助成事業として取り組んでまいります。また、いざ病気になったときの医療の充実のため昭和伊南総合病院を核とした1次2次の地域医療体制を確立

をするとともに、安心して子どもを産み育てる保健医療体制の充実を図ってまいります。なお、新年度からは子育て支援策として高校生の医療費無料化を行い、安心して子育てや勉学に励むことのできる環境づくりを行ってまいりたいというふうに考えております。また独り暮らしやお年寄り世帯の不測の事態に備えるために、救急医療情報キット制度導入を伊南4市町村統一して実施に向けて現在検討に入りました。飯島町の高齢化率は30%を超え、高齢社会を支える健康と生きがいづくりの対策の充実が急務となっておりますので、各種制度を活用をして、高齢者はもとより障がい者、要介護者、生活弱者への支援の充実を図ってまいります。また高齢化に伴う交通弱者対策として現在運行いたしております循環バス「いいちゃんバス」を更に利用しやすいバスとして充実をしてまいりたいというふうに思います。

次に教育は「国家100年の大計」と言われておりますように持続可能なまちづくりを進める上で基盤となります人づくりとして「一人ひとりが輝き躍動する人を育てるまちづくり」を第3の柱として取り組んでまいります。具体的には一人ひとりの個性を大切に、豊かな心と郷土愛を育む教育、自ら学び考え行動する力を育む教育の推進と、そしてそれらを支える幼児・保育児・小学校・中学校連携による、幼・保・小・中連携による一貫した子育て支援ネットワークの充実を図り、地域で子どもの元気な声が響き渡るまちづくりを目指してまいります。そのために2期目で設置をいたしましたこども室の機能を更に充実をするとともに、来年4月からは事務所を保健センターと併設して、更なる幼・保・小・中、一貫した子育て支援、教育支援体制を強化をしてまいります。一方で学習の成果や経験をまちづくり地域づくりに活かせる生涯学習を生涯学習センターを核として更に進めるとともに、飯島文化サロンなど民間活力による心を豊かにする地域文化創造の支援充実を図ってまいります。また、総合型の地域スポーツクラブ設立支援を行って、地域で取り組む生涯スポーツの推進を図ってまいります。

地域が元気になるためには何より経済活動がその源となりますので、農・工・商・林業のバランスのとれた「地域の魅力を活かした産業の振興と雇用の創出による力強いまちづくり」を第四の柱として進めてまいります。先ほどもお話を申しあげましたように、商業再生・振興が急務の課題となっておりますので、伊南バイパス開通を契機に地域産業と結びついた既存商店の振興と、新たな商業の創造による商業振興を図ってまいります。なお、買物弱者対策としての取り組みとして買い物代行業等を研究をし具体化をしてまいりたいと考えております。また、農業面ではTPP問題で将来の営農活動、生産基盤が崩壊してしまう危機的な状況にあることを鑑み、農業生産物の関税撤廃問題を引き続き政府に要請をしていくとともに、経済活動のグローバル化に対応できる足腰の強い農業と農地・水・環境保全対策など国土保全を目指して、1,000ヘクタール自然共生農場づくりの推進による営農センターを核とした農業振興に引き続き取り組むとともに、地域の特性を活かして地域の産業が連携した6次産業化の支援を推進し、安全安心で付加価値の高い農産物の生産を進めてまいりたいというふうに考えております。

工業の面では世界的な経済不安の中で円高基調が続き、またTPP問題による経済活動のグローバル化の中で産業の空洞化の危機にありますが、これらの状況に対応するため町内企業の優秀な技術力を更に高めて、世界的な経済不安の波を乗り越えて成長できるような既存企業の育成支援と新たな産業の創出による工業振興に努めてまいります。併せて優

良企業の誘致も積極的に行ってまいりたいというふうに思います。就労対策では人口増を目指し若者など定住促進のための住環境、労働環境整備を進めてまいりたいというふうに考えております。また経済活動で欠かせないのは飯島町のイメージアップと「飯島ブランド」の確立でございます。地域の観光資源を活かした「おもてなし」あふれる地域連携の観光づくりを進め、交流人口の増加とイメージアップに努めてまいります。また地域の特性を活かした特産品づくりや飯島ブランドの確立を目指してまいります。特に地域の人たちが案内して地域を好きになり、地域の活力とつながりを再生するイベント「信州いいなかり山博覧会」まあこれは通称「イーラ」でございますが、昨年からは始まりましたけれども、地域を再発見し、みんなが地域を好きになることによって飯島町のイメージアップと飯島ブランドを確立するような取組みがますます盛んになり、ひいては都市交流や地域間交流につながって、交流人口や町の活性化が図られるようこうした活動を支援をしてまいりたいというふうに思いますし、また本年度からつい先日全国町村会の主催した東京での「町イチ！村イチ！2011」に参加をいたし、大きな歯ごたえと反響を感じておりますので、今後とも積極的に参加し町の情報発信、定住促進につなげてまいりたいというふうに考えております。一方この2つのアルプスに囲まれたこの素晴らしい景観を末永く後世に伝えるために、飯島町の豊かな森林の保全と森林資源の活用、また越百の水を代表とする中央アルプスの水資源の保全・活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

そして第5の柱として、住民の皆さんの生活環境の整備のために「新たな時代の生活基盤と災害に強い循環型の安心安全なまちづくり」を目指して進めてまいります。3月11日の東日本大震災、福島原発事故に伴う防災対策の見直しを現在進めておりますが、本年度末までには防災対策及び減災対策を含めた緊急時に行動できる計画として「飯島町防災計画改訂版」を策定をし、安心安全のまちづくりのために自主防災や危機管理体制を確立し、防災機能の充実を図って、今後予想される東海地震等に備えてまいりたいというふうに考えております。また災害は広範囲に及ぶために地域外の災害時緊急相互応援体制の拡大、強化を行うとともに、自主防災、危機管理体制確立のための専門知識と指導性を兼ね備えた自主防災アドバイザーを設置してまいりべく現在進めておるところでございます。

一方、住民の皆さんの生活基盤であります道路や水路等の整備につきましては引き続き国道153号伊南バイパス・竜東線の早期実現、県道や広域農道など町道幹線道路網の整備を計画的に促進してまいりますとともに、災害に強い天竜川、与田切川、中田切川等、治山、治水、砂防事業を含めて促進を国県等の強力な支援をいただきながら進めてまいり所存でございます。

また今年ルート決定をされました中央リニア新幹線につきましては、対応する町の振興計画と飯田線の利便性向上、アクセス道路網の整備等各方面に働きかけて促進をしてまいりたいというふうに思います。

なお地球規模で大きな課題となっております地球温暖化対策では、各種の省エネ対策やCO2の削減、ゴミの減量化を引き続き進めるとともに、原子力に頼らない太陽光発電、小水力発電などの整備と支援を行い、自然エネルギー等の活用による地球にやさしい循環型社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、こうした施策を実現していくためにはやはり財政、財源の問題を確保しなくてはなりません。国県の制度はもちろん民間等の各種制度の有効活用を行

うとともに、無駄を省いて財源確保と効率的な行財政運営の推進を行って、健全財政の確立に努めてまいりたいと思っております。町の進むべき進路を見定めて、町民の皆様の幸せと活力ある発展のために皆さんの先頭に立ち渾身の力で頑張ることをお誓いを申し上げ、議会並びに町民の皆さん方の一層のお力添えを賜りますよう切にお願いを申しあげる次第でございます。

以上、3期目の町政運営スタートに当りまして私の所信の一端と取り組む課題について申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件が1件、条例案件が4件、補正予算案件7件、その他案件2件の合計14件でございます。特に今回、副町長の選任に関する人事案件を提案をさせていただきます。副町長につきましては12月12日をもって任期満了となりますが、平成24年度の予算編成など町行政において喫緊に取り組む重要課題が山積しており、円滑な行政運営のためにも早期の選出が必要であると判断をいたしまして、本日選任議案を申し上げますので、なにとぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。その他、いずれも重要案件でございますので慎重な審議をいただきまして、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、10番 堀内克美議員、11番 平沢晃議員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定を議題とします。  
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。  
堀内議会運営委員長。

議会運営委員長 会期につきましてご報告を申し上げます。去る11月22日議会運営委員会を開催いたしましたして、本定例会の会期について審議を行いました。案件の内容からいたしまして、本定例会の会期は本日12月9日から12月16日までの8日間と決定されましたのでご報告を申し上げます。なお提出案件の内容からして全案件とも即決が適当と判断をいたしましたので併せてご報告を申し上げます。以上です。

議長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月16日までの8日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思います。ご異議ありませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から12月16日までの8日間とすることに決定しました。堀内委員長、自席へお戻りください。

議長 会期の日程は事務局長から申し上げます。  
(会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。最初に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条および第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次にお手元に配布のとおり、平成23年度定期監査の報告がされております。

次に例月出納検査の結果について報告します。9月から11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

暫時休憩とします。そのままお待ちください。

[箕浦副町長 退席]

議長 会議を再開いたします。

議長 日程第4 第1号議案副町長の選任についてを議題といたします。  
事務局長より議案を朗読させます。

(議案朗読)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第1号議案副町長の選任について提案理由の説明を申し上げます。このことにつきましては平成19年12月13日から副町長として1期4年お勤めを願った箕浦税夫氏が12月12日付をもって任期満了となりますが、引き続き飯島町飯島1,975番地 箕浦税夫氏63歳を選任をしたいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。人選に当たりましては町政の厳しい現状を踏まえて幅広く熟慮をさせていただきましたが、これまで1期4年勤めていただいたその経験と実績、人格、識見等を考慮する中で、箕浦氏を適任者として引き続きその任を一層果たしていただきたく、ここに選任同意をお願いするものでございます。なお任期は平成23年の12月13日から平成27年12月12日まででございます。箕浦氏の主な経歴につきましてはお手元の議案に添付してあります経歴書のとおりでございますので、ご覧をいただきましてよろしくご審議をいただき議員各位全員のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長 2番 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

宮下議員 ただいま町長の方から提案理由を述べていただきましたけれども、失礼ながら若干、形式的な提案理由なのかと、何故このようなことを申し上げるのかと言いますと、まあ先般、同僚議員の方からもですね時期に当たってまあ副町長の選任に当たってはまあこういうこともあるよというような提案もございました。そういった中で熟慮されたとは思いますが、もう少しですね詳しいここまで至った経緯並びに町長の選任に当たっての思いとございますか、そういったものをもう少しやはり詳しくお聞きしたいなと思っておりますのでお願いをいたします。

町長 箕浦氏には過去1期4年まあお勤めをいただきまして、これまでのまああの職員上がりという立場でもございますけれども、経験を生かしながらも精いっぱいまあ私の片腕と



して取り組み、また地域の様々な課題についても対処をしてきてくれたというふうに認識をいたしております。でまあこの副町長の再任の人事を考えましたときに、様々な地域のまた議会からいろんなご意見をいただいておりますことは事実でございます、一応あの白紙の立場からその選任についてどうあるべきかということを検討させていただきました。民間的な立場、それからそれぞれ各種団体の経験をお持ちの立場、いろいろ私の頭の中では巡らしたわけでございますけれども、結果として引き続いて箕浦氏にお願いすることが町の私の立場としても一番適策であるという判断をしたわけでございます。で、なおまああのいろいろと当時の初めて選任をお願いする時代とだいぶ状況も変わってまいりました。大変まあ厳しい状況にあることはもうご承知でございますけれども、町民の皆さんが求めるニーズというものもいろんな面で変わってきておることは事実でございますので、その辺のところも私なりにこの選任事案を提出するに当たっては、つい最近でございますけれども、その前提として本人にそのことを思いを伝えて、そして本人の考えも聞いて今日の人事案件のまあ提案というところでまあお願いしたわけでございます。そのことにつきましてはあの若干あの整理して申し上げますと、まあ町政を担う私の町長としての片腕としてその責任の重さというものをお互いに私をはじめ皆で共通の認識に立ってもらいと、その責任の重さを共有してもらうんだとこのことが先ず大切なことでございます。それからやはりあの町民の目線に立ってその町民の皆さんというものを思いもひとつ副町長の立場として十分掌握をして、町政のひとつの立場としてまあ推進してほしいというようなことも考えて申し上げます。それからもう1つはあの役場の職場内部におきましても各職員のまあ人心というものを十分に掌握をして、そして的確適正な事務処理、最近とみにまあいろんなトラブルも各町村では出ているわけでございますけれども、やはりこれは副町長の立場で中心になつて的確適正な間違えのない職務の統率というものをひとつしてもらいたいというようなこと、それから第一に明るいこの職場づくりということ、それから町民の皆さん方に親しみやすいこの職場づくりというものにも副町長の立場として誠心努力してほしいというようなことでございます。そして職員と内部的には私と職員の間、銚役的なことも是非ひとつ果たしてもらって、その職務をまっとうしてほしいというようなことも率直に申し上げて、内々でございますけれどもそうした上で本人もこのことをしかと受け止めて今日のこの人事提案にさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長  
3番  
浜田議員

他にありませんか。

先の町長選挙においてですね、高坂町長が無投票で3期目の町長に就任されたとまあ慶賀にたえないところであります。それはあの町民のですね共通の認識だろうというふうに思っております。ただその一方この町長選挙の時期にやはり町内を回っておりますとですね、この飯島町の活力についての様々な意見をいただいたことも事実であります。そういったことから先ほど同僚議員の方からもありましたようにですね、例えばもう少しその民間的な手法を取り入れてはどうかといったような声にも反映したのではないかとこのように思います。で、まあ、にもかかわらず今回は第2期目と同じ人事構成になるということですね、これは町長の意図するかどうかにかかわらず、町民の目から見ればですね、従来の路線の踏襲ということのメッセージにならざるを得ないというふうに私は思うわけ

であります。現実には町の中がどうなっているかというふうに考えますと、もちろんこれまでの2期の中です、様々な福祉的なものも含めた施策が行われてはきましたけれども、その一方で例えば町の中心市街地の衰退ですとか、あるいは大手の企業の営業停止ですとか、決してポジティブなことだけが進んできたわけではない、これを打ち破るにはですねやはり第3期目においてもっと大きな手を打ってほしいという声があることは私は事実だろうというふうに思っております。で、世界的にも経済の大きな波が来ようとしております。そういう中でですね現状維持はそれ自身が後退につながるというふうに私は思います。そこで町長にお尋ねしたいのはですね、先ほど責任の共有というようなお話もございましたけれども、それはあの決して現状の維持ではなくて、まあ同じ人物が同じ政策をとるということは必ずしも限らないわけでありますから、町の負託に応じてですね町の町民の目から見ても大きく変わると、その支え役としての副町長は私どもは期待しておるわけでありますけれども、そのような理解でよろしいのかどうか、あるいはそういうことを期待してよろしいのかどうかと、これについて所信をお伺いしたいと思います。

町長

まあこのことにつきましてはあの私自身も3選目ということでまあ変わり映えがしないというひとつのイメージはあるかと思っておりますけれども、そのことと同様に副町長もまあ再選という形で少しまあマンネリ的な考え方ではないかというご指摘もあるかと思っておりますけれども、このことはこのこととして、再スタートに当りましてこの民間活発的な導入の考え方も更にそのことに加えてですねひとつ初心に帰ってひとつその職責を果たしてもらおうと、住民の皆さん方にはそのことが少しでも見えるような形で取り組んでいってほしいと、こんなことをまた確認をしながら生まれ変わった形でひとつスクラム組んでやってまいりたいとこんな考え方でございます。

議長

6番

北沢議員

他にありませんか。

今後の副町長の仕事の関連がございますのでちょっとお伺いいたしますが、地方自治法で町長の権限の一部を副町長に委ねることも認められておりますが、そういった考え方は今回あるのでしょうか。

町長

まあこのことにつきましては今あの決裁権を少しこの振り分けてというような具体的なものは今持ち合わせておりませんが、これはあの今後の行政を進めていく上でまた行財政改革の一環としてどうあるべきかというところでまた捉えていきたいというふうに思っておりますし、それから私もあの少しずつ対外的なお役をいただく機会が多くなってまいりましたので、そのまあしわ寄せというものが副町長始め教育長や全職員に及ぶということもこれは否めない事実でございますので、その辺のところをまあ少し支障のないようにしっかりサポートしてもらおうような形の中で連携をしてみたいというふうに思っております。

議長

はい他にございませんか。

議長

(なしの声)

議長

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この議案は討論を省略し、これより第1号議案副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立をお願いします。

議 長 [賛成者起立]  
お座りください。  
起立多数です。従って第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。  
暫時休憩とします。

議 長 [箕浦副町長 着席]  
会議を再開いたします。  
ここでたゞいま副町長に選任同意されました箕浦税夫さんからごあいさつをいただきます。

[箕浦副町長 登壇あいさつ]  
議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。たゞいま議員各位の格別なご高配を賜りましてご同意をいただき誠にありがとうございます。1期4年を経過しようとしている今、高坂町長さんのご指導の下、町民の皆様、議会議員の皆様、そして職員の皆さんに支えられましてこの職を勤めさせていただきました。心から感謝を申し上げます。いま再びこうしてこの場であいさつをさせていただくことに、改めてその職責の重さに身が引き締まる思いをいたしているところでございます。先ほど高坂町長さんからは各種の施策を3期目の集大成として成果を出すとの所信表明が述べられました。私には副町長の責任の重さを自覚し、町民の目線に立って地域の実情や町民の想いをよく掌握し、その職責を果たすということ。職場においては職員の人心を把握し、常に明るく町民に開かれた職場づくりに意を注ぐこと。その上で町長と職員の銚役に努めること。そして事務の執行に当たりましては適正的確な事務執行ができるように職員をよく統率すること。等、大変重い指示をいただきました。この重要な時期、私自身元より微力ではございますが議員の皆様方のご意見も真摯に受け止め、町民の皆様によりよい成果を出せますように、初心に帰りまして職員の先頭に立ち気概を持って高坂町長さんを補佐し、その職責を果たしてまいりたいという決意で今ここに立たせていただいております。議員の皆様方には一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長 日程第5 第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。スポーツ振興法に定める地域住民のスポーツ振興と健康増進のために設置されました体育指導委員が、改正されましたスポーツ基本法に基づきましてスポーツ推進委員に改正され、スポーツの推進のための事業の実施にかかる連絡調整等の職務を行うこととなりました。このため条例第4条に定める別表第二中、体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 第3号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第3号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域社会を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令、この政令が9月27日に公布されました。非常勤消防団員等にかかる損害賠償の基準を定める政令の一部改正が10月1日から施行されたことによりまして条例の一部改正を行うものでございます。改正内容につきましては条例第9条の2第1項第2号の障害者自立支援法の適用条の項ずれを修正するものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げますと提案理由の説明といたします。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第3号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 第4号議案飯島町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第4号議案飯島町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。この条例は現下の厳しい経済情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令式、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年6月30日に公布され、同日施行されましたことによるものでございます。改正の内容の主な点について説明させていただきます。1つとして、個人町民税における寄付金の税額控除適用下限額を引き下げ、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄付金を税額控除の対象に追加したこと。2つとして、町民税等の申告書の不提出にかかる罰則の強化。3つとして、その他町民税の課税特例の期限延長等で



あります。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

(補足説明)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

それではいくつか質問いたします。過料の改定が行われていますけれども、これまで当町で例えば過去3年とか5年の実績を取った場合にですね、このような過料が適用された事例があるのかどうかとこれが第一点です。それから第二点、株式等の所得に関する町民税の課税の特例ということで、たぶんこれはおそらく暫定税率がですね、あの元々20%だった暫定税率が10%でも維持すると、こういう内容を町税についても適用するという内容ではないかと思うんですけれども、まずその私の認識が間違っていたらご訂正いただきたいということとですね、私はこの税制自体はいわば金持ち優遇と、不労所得をそのまま認めるものだと、今般の非常に厳しい財政状況の中で、とうてい妥当なやり方ではないというふうに考えておりますけれども、これを町の条例から外すことは可能なのかどうかとこれが第二点であります。以上質問といたします。

それでは第一点目の過料の関係で当町で最近そういった例があるかどうかという点につきましては現在のところ私の認識では無いという状況でございます。また2条関係の関係でございますけれども、議員おっしゃるとおり、軽減税率の適用の税率の率を現在所得税につきましては15%を7%と、それから住民税につきましては5%を3%、合計いたしまして20%を10%、これを25年の12月末まで延長するといった内容になってございました。これにつきましては上場株式の配当、譲渡取得に関する軽減税率の適用期間の延長でございます。それから税制について一部それを外すことができるかということにつきましては、現時点で準則に基づいてやっているということで、そういった考えは今のところ持ち合わせておりません。

準則に基づいてというご説明でしたけれども、それではお答えになっていないですね、あの外す検討をしたのかどうかということ。それからできるのかどうかということがあります。

外すことは可能かと思いますが結果的には現状どおりと、現状というか準則どおりというふうに結果になったということでございます。

ただいまのあの浜田議員のご質問でございますが、あの町の税条例というものは上位の地方税法あるいはそれに基づく省令だとか政令に基づいてこの町の税条例を改正してくるという上からの縦の流れがございまして、町のまあ政策としてあの入るものは可能かと思っておりますが、こういったあの国の流れから一方的、一方的ということないんですが、上の流れでくるものについて町単独でこれをはずすということは非常に困難な状況ではないかというふうに思っております。

よろしいですか。もう一回できますか。

促されましたので質問いたします。困難というのはですね技術的に困難だということではなくて、いわば政治的にみて飯島町が特例をやるだけの度胸がないとそういう説明だ

住民福祉課長  
議 長  
3番  
浜田議員

住民福祉課長

3番  
浜田議員

住民福祉課長

副町長

議 長  
3番  
浜田議員

という理解でよろしゅうございますでしょうか。

あの税法上これはあの問題があつて違反になるということ、それからあの交付税の算定等の問題にもこういったものが非常に影響してまいりますので、その辺についてこれはまあ無理だということでご理解いただきたいと思ひます。

他に。

単純にあの、なんです、寄付金控除の関係ですが下限が5,000円から2,000円に下がったということでございますが、これはあのふるさと納税にも関係してくる内容でしょうか。

新旧対照表の34条の7、1ページですね、そこの第314条の7第1項第1号、この部分が都道府県又は市町村に対する寄付金ということで、その部分も包括した中でこの改正でございますので2,000円も該当になるということでございます。

他に。

(なしの声)

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

先ほど質問させていただいた株式等の譲渡所得に対する税制でありますけれども、今後議論されるであろう社会福祉と税の一体改革、まあそんなような理論の今後いろんな曲面でですね町の行財政にも影響を及ぼしてくると思ひます。で、すでに外国では例えばアメリカの非常に著名な投資家であるウォーレン・バフェット氏はですね、自分に対する課税が非常に安すぎると、自分の事務所の従業員よりも安いと、でそれは、彼はあの株の所得や何か比較的税率の低い所得が彼の所得になっているわけで、もちろんその桁は私どもの何百年分だとは思ひますけれども、そういったことがですね海外で1人だけではなく大勢の資産家から議論されていると、その中でこの株式等に対する優遇税制というのはですね非常に後ろ向きの、しかも日本がこれだけの状況に追い込まれている中での措置として後ろ向きのものだというふうに私は思っております。ただその確かに町がですね単独でやるということに関しては様々な読みが必要だろうと思ひますから、ここの場ではこれがなければ絶対反対だというふうには申しませんけれども、今後ですね福祉あるいは医療、そういったもっと身近な政策が実行されるにあたってこういったことが続いているんだということを頭に置きながら政策の決定を進めていただきたい、このことを1つ申し上げておきたいと思ひます。

他にありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第4号議案飯島町税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よつて第4号議案は原案のとおり可決されました。

副町長

議 長  
6番  
北沢議員

住民福祉課長

議 長

議 長

3番  
浜田議員

議 長

議 長

議 長

議 長 日程第8 第5号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第5号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。地域介護福祉空間整備事業で整備いたしております南田切地区高齢者支えあい拠点施設、及び日曾利地区高齢者支えあい拠点施設が竣工し、平成24年2月1日から供用開始となる、このために関係条例の改正を行うものでございます。細部につきましては、ご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第5号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで休憩といたします。再開時刻を午前10時50分といたします。休憩。

午前10時33分 休憩  
午前10時50分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。

議 長 日程第9 第6号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第6号議案平成23年度一般会計の補正予算(第5号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ72,451,000円を追加して、歳入歳出それぞれ4,622,303,000円とするものでございます。今回の補正の主な内容は障がい者福祉サービスの増加や介護保険給付費の増などによりまして予算額に不足を生じてまいりましたので、国県の負担金等を見込む中で関係経費の増額補正をさせていただきました。また子宮頸がんのワクチン接種ですが、多くの方に接種をいただいておりますので予想より高い接種率となりましたので、県市町村振興協会からの交付金を活用して関係する経費を増額補正するものでございます。また定住促進を目指して行っております若者定住化促進住宅建設補助金や住宅建設資金の利子補給金、環境対策としての太陽光発電施設の導入補助金、また除雪費用、除雪用の機械等の補助金など町の単独補助事業につきまして予算を超える申請をいただいておりますので、必要な対応をさせていただきます。また産業振興関係では緊急雇用の創出事

業を追加要望いたしまして、与田切溪谷の遊歩道及び登山道等の整備を進めることといたしました。また現在工事が進めております上伊那農業協同組合の飯島支所の建築でございますが、農業振興はもとより中心市街地の活性化や賑わいを通じて中心的な施設となることを期待をしながら、制度としてございます町の農業振興対策の活性化事業の特認事業という考え方の中で補助金として町として10,000,000円を交付をすることといたしまして予算計上させていただいております。消防関係では東日本大震災等における殉職消防団員の遺族補償関係の共済掛け金が追加で徴収をされることになりまして、その全額は特別地方交付税として交付をされておりますので歳入歳出それぞれ予算計上をしたところでございます。その他緊急を要する施設の補修費などにつきまして補正をいたしましたが、不足する財源につきましては特別地方交付税を増額補正をして対応をさせていただいております。細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)  
住民福祉課長 (補足説明)  
産業振興課長 (補足説明)  
建設水道課長 (補足説明)  
教育次長 (補足説明)  
議会事務局長 (補足説明)

議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
4番 三浦議員

それではいくつか質問をしたいと思います。あの障害者福祉費が増額ということでお話がありましたけれども、あのかなりな高額なあの支出ということになっておりまして、そのどのような状況であるかという状況について教えていただきたいと思います。それからあの子宮頸がんのワクチンの接種が非常に大勢の方が接種をされるということで、あの増額補正ということなんですけれども、その人数とそれからあの医療機関としてはどのようなところが使われているかというような実態も分かれば教えていただきたいなと思います。

住民福祉課長 当初ですね9,700,000円の月額ということで予算計上をさせていただいておりますけれども、その後、対象人数等が増えてございます。そういった関係で月額サービス給付費が11,300,000円になるという見込みが現時点で見込まれるというようなことで、トータル的には当初予算116,400,000円だったんですが、135,600,000円が見込まれるということで、その差額19,200,000円を今回お願いをしたいということでございます。それから子宮頸がんの関係でございますけれども、接種者の数が増になっているということで、当初、該当者の50%を見込んでいたんですが現実には現時点でもう77%受けていただいているというようなことがございまして、全体で259回分ということで金額にしますと1,926,000円ということで全体の人数が増えております。あの子宮頸がんにつきましては3回接種をとることでございますのでダブっている方もいらっしゃいます。以上です。

議 長 はい他に。ページを言ってください。

3番

浜田議員

23ページ、4141観光費、印刷製本費があ部の部数が少なくなったので687,000円減額というのはまあこれはいいんですけども、それがそのままパンフレットの作成委託料に載っているという理由がまったく理解できません。単なる減額じゃないのかとひとつは思うわけでありまして。それからあのもう1つ28ページ以降ですね、就学援助、準要保護児童の大幅増という報告がなされておりますけれども、大変深刻に響いてきますのでその実態についてですねご説明いただきたいというふうに思います。それから3番目に30ページ、本郷公民館の印刷機300,000円修理のために要ったということとですね、また同じような内容なんですけれども、議会事務局が50,000円で放送設備を直したというこの2点についてなんですけれども、あのちょっと私が見ている限りではですね、どっちかというとそのローテクの技術をそのまま引きずって、修理のためにいらぬお金を掛けているんじゃないかと、例えば公民館の印刷の量というのはさほど多いとは思わないんです。それでトナー式のメンテナンスのいる機械を買うくらいであればですね、現在、事務用でA3判でコピーもできるようなものがですね本当に数万円が入ります。故障したら買い換えた方がよほど合理的なぐらいです。ですので実際の費用をもっと合理的にみても良いんじゃないかということを考えますけれども、その辺を本当に検討されたのかどうか、まああの議会の放送設備も含めてですね、以上3点です。

産業振興課長

それでは23ページの観光費のパンフレットの印刷の関係でございます。当初予算に印刷製本費ということで687,000、要するに観光パンフレットを3年に1回印刷をしております。で単純に増刷というかあの内容変更しなくて印刷のみで考えておりましたけれど、まあ若干あの観光的の地域の状況も変わってきておるということで、その部分を委託料に組み替えるということでございますので、単純に言いますと中身を変えるということになります。以上でございます。

教育次長

準要保護児童生徒数の大幅増というその内訳でございますが、小中3校合わせまして前年度実績で見ますと34人でございます。これが現在48人ということで、当初予算ではあの前年度並みで計上をしておる関係で人数もそうですし、それからあのその交付額、補助額もかなり高額になってきております。で、その増えた要因はちょっと定かではございませんが、やはりあの昨今の経済状況、雇用状況によるものが1つ、それからもう1点はあの離婚等による母子世帯の増加、こういったことが要因と考えられます。それからもう1点、ご質問のありましたあの公民館に印刷機のことでございますが、公民館の方から相談があった場合に当然あのこういったものをどうだということ。あの教育委員会とも相談に乗ります。しかしながら最終は公民館でこうしたいのでこういったものを欲しいという要望に沿って町で用意してございますので、あくまで公民館の要望に沿った形をお願いということでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

事務局長

先ほどあの説明の中で申し上げましたように、この修理につきましてはあの今回の議会、委員会に間に合わせるためにやむなくやらさせていただきました。将来的にはあの今あの録音テープで録っているシステムでございますが、この録音テープの製造も無くなるようなことを聞いておりますので、将来的にはそれに対応できるような機器を検討する時がくるかと思っておりますのでお願いいたします。

5番

竹沢議員

3点お伺いいたします。最初に21ページですが上伊那農協飯島支所建て替えに伴う補助でございますけれども、総額の事業費とそれから竣工の時期はいつかということで、あのこの施設に町で補助することは結構なことでございますし、あの聞くとところによりますと2階建てで、初めてですけれどもエレベーターを付けていただけるということですか、まあ100人規模の飲食等もできるそういう施設も充実していただけるということで、農協の利用者はともかく町民の皆さんにも多く利用していただけますし、各種いろんな研修にも利用できるのをおおいに期待できるわけですが、その点についてお答えをいただきたいと思っております。2つ目、緊急雇用でまあ7,160,000ですか補正いただいて、シオジ平あるいは中湖登山道の整備をしていただくということでございますが、全体の計画とこの補正による進捗状況、それからいつから観光客の皆さんに利用いただけるようになるのかについてお伺いいたします。3つ目、これは要望意見ですけれども、30ページの文化館のAEDのレンタルの件ですけれども、先日もあの担当の職員にお伺いしましたが、あの近くに弓道場がございます、あそこはどうするんだというふうにお聞きしましたら文化館のやつを利用すればいいというお話しでした。弓道場でありますけれども私も昔あの若い頃にお付き合いありましたが、弓道の大きな大会等もありましてですね、例えば下伊那の泰阜村から松島村長さんも大会に来られる、そういう施設でございます、できればその文化館のAEDを使っていただくことはいいんですけど、あの施設のどこへどこかへねその案内、を表示しておいていただくと緊急の際にいいんじゃないかと思っておりますので、これは要望意見ですけれども以上3点。

産業振興課長

それではあのJAの10,000,000円の建て替えに対します補助金の関係で、先ず事業の概要でございますが、総事業費では約220,000,000円ということでございます。で、建て替えの延べ床面積でございます。1,097.85平米ということでございます。で、工期につきましては10月20日から来年の4月30日までの工期というようになっております。施工につきましては西武建工、それから町内の下平建設の共同企業体で現在施工をされておられます。で、先ほど議員の方からもお話ございましたように町の方からも幾つか要望をしたところでございますが、当初2階建てにつきましてはJAの方針としてエレベーターは付かないということでしたが、まあ町内皆に広く活用していただくというようなことも含めまして町長の方から要望したところ、特例で2階建てだけれどエレベーターを付けるんだということで、これからの少子高齢化等、高齢化の関係にも対応していけるというような、いろいろな状況等の要望をお聞きしていただいた中での10,000,000円ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

産業振興課長

シオジ平の関係につきましては今回補正をさせていただきます、全く熊笹で歩けない状況だったものを約2メートルから3メートル幅で刈り取りを行いました。で、それに併せまして入り口の橋も補修をいたしました。緊急雇用でございますので日当的に見た事業でございますので、相当金額的にも掛かっておりますけれども、開通的には来春、また理事者との調整がございまして、林道の補修もみただけで来春できればシオジ平の中には入っていただけるようにしたいなというふうに考えております。

8番

中村議員

関連ですけれども、今のシオジ平の登山道の件なんですけれども、今も来春というこ

とを聞きまして大変あの心配するところであります。と申しますのはその登山道という道はいいんですけれども、回りがですね大変崩落の危険がある岩がたくさん見受けられます。その辺のところの安全性というものは十分に確保されてのことでしょうかお聞きします。

産業振興課長 シオジ平手前の所の林道でございますけれども、まあ今年度の予算約 18,000,000 円掛けて法面補修をしております。平成 24 年度についてもそういう計画で現在のところお持ちですけど、5 年ぐらいかけてまあ法面について補修をしていきたいというような考え、それからまああの通行的には自己責任の中で通行していただくという表示をしながら通行をしていただくと、で、当面は平成 24 年度シオジ平、登山道については今年度ご存じか、ちょっとわかりませんが、相生の滝というところがございますが、そこまで一応草刈りをして熊笹で覆っていたものを除草をいたしました。ですのでそこまでは行けると思いますが基本的にはその先について相当危険なところがございますので、登山道についてはまあ自己責任の中で今使われている方もおりますけれども、通行できる形にはなると思いますが先ほど言われた林道の法面関係についてははっきり言って 100%安全ということとは言えませんので、やはりあの自己責任の中でシオジ平等に行っていく形になると思いますので、通行止めをした中で自己責任で通っていただくという形になると思います。

議長 6 番 北沢議員 よろしいですか。次の。

12 ページの町図の関係でございます。先ほどあの 10,000 分の 1 を 300 枚印刷ということでございましたが、これはあの現在飯島町非常に活発に道路行政等が行われておりまして、国道だとか堂前線こういったものが現在造られつつあるわけですが、そこから辺との関連と 300 枚というのは見通しの中では何年ぐらい、と申しますのは当町のこれから町外へのこう PR というような点についても国道だとか堂前線の道路網というのが広くこういうふうになるんだということが示される必要があると思うんですが、今、24 年開通前に多年使うものを印刷する必要はないんじゃないかということでございますけれども、どのぐらいのこう予測をして印刷をされるのかちょっと伺います。

総務課長 何時までか。年度内に 300 枚の内部的な消化から、これはあの補助事業に使ったりいろんな部分で使ってまいります。あの販売部分もございますが内部的な消化の中で年度内見込んでおりますし、あの 300 枚っていうのは実はあの単価的には 450 円というところでもない高いんですね。というのは多数枚数を刷ることで単価を抑えて出していきたいんですが、そこから辺も踏まえた中で 300 枚ということで、バイパスの供用開始こちら辺を踏まえた数字だということでご理解をいただきたいと思っております。

9 番 坂本議員 16 ページの真ん中にあります福祉タクシーなんですけれども、利用の状況が増えたということで増額なんです、現状の状態等まあ利用者の数とか、どの程度利用されているかっていうことと、下のページの 17 ページの療育支援事業なんですけれども、まあ予定よりも人数が増えたことと回数を増やしたということですけども、現在のその利用者の数とか状況をもっと少し教えていただきたいと思っております。

住民福祉課長 福祉タクシー券の状況についてというご質問でございますけれども、平成 22 年度の実績につきましては 3,700 枚交付でございます。そのうち 2,780 枚の使用ということで約 4 分の 3、75%ほど 164 人に交付をさせてもらっております。今年度であり

ますけれども、該当者が増えまして 1 人 24 枚ということでもありますけれども、4,300 枚の交付でございます。その内見込みとしてやはり 4 分の 3 ぐらいの利用があるんじゃないかということで 3,250 枚を見込んだことによる今回の補正ということでございます。以上でございます。

教育次長 療育教室の状況ですが、当初の予算見込みの段階では 12 人を想定しておりました。で、申し込みを受けまして 16 人ということで、これはあの 4 人でおよそだいたい 1 グループを形成しまして教室を行っているんですが、4 人増えたことによって 1 グループ増えたという状況でございます。回数としましては当初 26 回を計画をしておりましたが、そういったことも踏まえまして 14 回分を追加したものでございます。以上です。

10 番 堀内議員 2 点程お伺いします。21 ページの 3404 の補助金ですが、土地改良事業地元施工に対する補助金ということですが、これは農地・水とか中山間エリア以外のものかどうかそれをお伺いしたいと思います。それから 27 ページの 5121、小学校来入児入学へのランドセルについてどのくらい増える予定なんだかその就学児童の増加の内容等、当初の見込みも含めてお願いしたいと思います。

産業振興課長 土地改良の地元施工の関係でございますけれども、2カ所でございます。まず 1カ所は七久保の日向沢上井用水の取り入れのところでございます。山の中でございます。それからもう 1カ所は本郷の第六の松田プラントの下の所の天竜への吐き出しになる島ヶ原へ行く用水との桝の関係でございます。その 2カ所でございますが、金額的に見ると農地・水ではちょっと出来ない金額でございます。それから中山間関係ですとやはりあの一部可能かなとは思いますが、やはり金額的に大きく掛かるということで、その分を 1カ所に使っちゃいますとそれぞれ農地・水、中山間とも他の事業ができなくなっちゃいますので、地元と協議した結果、地元施工の中で町の補助金を出すという形になりましたのでよろしくお伺いしたいと思います。

教育次長 来入児のランドセルの関係でございますが、当初予算では 77 個のランドセル購入を予定しておりました。で、児童数、転入等によって 6 個必要という見込みを立てておまして、その 6 個分がこの補正に載ってございます。以上でございます。

議長 7 番 倉田議員 他に。

33 ページ給与費明細書についてお聞きをします。職員手当の中で住居手当それから時間外、勤勉手当がそれぞれ増加額が比較的大きくなっております。まあ時間外の方は実績ということの可能性が大きいと思いますのでそれは理解ができますが、住居は補正前の 50%以上の引き上げ、それから期末の伸びに対して勤勉の伸びが突出をしておりますがその理由お聞かせください。

総務課長 23 ページの一般職員の明細の総括表についてご質問いただきまして、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、先ず職員手当、失礼しました 33 ページの中で時間外手当についてはまあ実績でいいだろうと、それから住居手当の伸びが大きいということですが、これについても実績でございまして、アパートへ移られた、結婚してアパートへ移られたとかいった場合にこれまで発生していなかった手当が出るといったような内容で実績で増えているということでございます。それから 3 番目の質問はちょっとよく解り

かねましたのでもう一度お願いいたします。

7番  
倉田議員  
総務課長  
期末手当の伸びに比較して勤勉手当の伸びが突出しているように見えます。これも積算の結果ということでお答えを申し上げますが、あの期末と勤勉で個人で差が生じるっていう場合は管理職であるか一般職であるかでの勤勉手当の方へウエイトがかかるかっていうようなことがございます。それで先ほど申し上げましたが特別会計との人事の異動によって動いている部分もございますので、ここではこの傾向だけでご説明することはなかなかかかないませんが、勤勉手当の額が著しく増えているという点についてはまあここでは実績としてそういう算定でございましたということで申し上げます。またあの当初予算の中ではなかなかあの精査できて、人が動く額が動くということの中で特別会計と一般会計とのとこまで含めてのやりとりできてございませんので、まあ幅広い要因の中でこのような実績でございましたということでご説明をさせていただきます。

議 長  
8番  
中村議員  
総務課長  
よろしいですか。他に。

関連ですけれども、この33ページ寒冷地手当というのがありますけれども、このちょっと詳細といえますか教えていただきたいのですけれども。

寒冷地手当の詳細についてあのちょっと資料持ってまいりませんでしたでしたが、この手当の意味合いって言いますのは、例えばこの地域でいくと宮田村がこの手当の対象から外れているというところがございます。あの高地でいわゆる寒冷のためにまあ生活防衛をしなければならぬ場所については一定の額の手当を支給するところといったような内容のものでございますが、今日段階では資料を持ち合わせてございませんので、そんな説明でもよろしいでしょうか。

8番  
中村議員  
総務課長  
この手当というのはですねどのように、まあ個人に支給されるわけですが、それはどのような対象でというかですね支給されるのか、その辺。

大変申し訳ありません。あの細かい数字持ち合わせておりませんが、定額でもって支給をさせていただきます。この総額について職員数、110名という職員数に対する定額というような格好でございます。

議 長  
他にございませんか。  
(なしの声)

議 長  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第6号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第5号)を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長  
異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長  
日程第10 第7号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2

号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長  
それでは第7号議案平成23年度国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ143,000円を追加して、それぞれ928,301,000円とするものでございます。今回の補正は平成22年度特定検診、保健指導負担金、及び療養給付費の負担金が確定をしたこと、更に国保電算システムの最適化に伴う事務の変更、人件費の変更等があったことによりまして、国庫支出金、繰入金、総務費、保健事業費、国庫支出金の償還金、予備費等の項目を補正するものでございます。歳入では国庫支出金、繰入金をそれぞれ増額をし、歳出では総務費と保健事業費、国庫支出金の償還金をそれぞれ増額して10,391,000円を予備費から減額をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答えしますので、よろしくご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第7号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長  
異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長  
日程第11 第8号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長  
第8号議案平成23年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出の予算の総額から233,000円を減額をして、それぞれ1,005,490,000円とするものでございます。今回の補正は人件費の移動変更等によりまして歳入歳出額の減額補正を行うものでございます。歳入では繰入金を233,000円減額をし、歳出では総務費を233,000円減額をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第8号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)



議 長 異議なしと認めます。よって第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12 第9号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第9号議案平成23年度介護保険特別会計の補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ69,757,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を964,665,000円とするものでございます。歳入につきましては保険給付費における介護サービスの給付費、及び高額介護等のサービス費を増額する必要が生じたために、国県の支出金、町の一般会計の繰入金、及び介護給付費の準備基金からの繰入金を増額をし、必要な財源措置を行うものでございます。歳出につきましては保険給付費における介護サービス給付費、及び高額介護等サービス費を71,760,000円増額し、不足する財源として予備費を2,000,000円減額するものでございます。また職員給与等の改定に伴い一般管理費、事務費、及び介護予防ケアマネジメント事業費について人件費相当額を調整するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 4番 三浦議員 これより質疑を行います。質疑はありますか。

住民福祉課長 介護給付費が非常に大きく増額ということになりました。それであのこの実態とかどのような状況でこのような給付が増えたかと、あの一人ひとりで非常にあの大きな給付が必要になったとか、あとはそうではなくてあの非常に人数が増えてというようなことや、あと内容的にどのようなことで給付が増加しているというような実態、内容についてお聞きをしたいと思います。

議 長 介護給付費の動向でございますけども、今年度に入りまして認定者数の増加が大変著しくなっております。昨年と比べまして昨年同期で463人認定者数がございました。それが現時点で505名ということで42名増加しているという状況でございます。その反映がこの給付費へきているというように思っております。なおこれを前期高齢者と後期高齢者に分けると圧倒的に後期高齢者の認定者が増加していると、42名の内訳は前期高齢者が3名、後期高齢者が39名ということで、後期高齢者分の認定者が大変増加して、しかも介護度5あるいは介護4という方も増えているということに加えて、要支援にも増えているというようなことで、今後につきましてはこういった認定者数の増加が見込まれるという状況でございます。以上でございます。

議 長 他にありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 4番 三浦議員 これより討論を行います。討論はありますか。

議 長 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 4番 三浦議員 これより第9号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13 第10号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第10号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出それぞれ380,780,000円は変更はございませんが、必要な補正財源は予備費と調整をするものでございます。従って歳入につきましては財源組替のみでございますので総額の変更はございません。歳出の補正につきましては人事異動と平成23年度人事院勧告に準じての改定と、これに伴う市町村職員共済組合の負担金の補正を行うものでございまして、公共下水道費の給与費全体で2,051,000円の増額、予備費で2,051,000円の減額をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 4番 三浦議員 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 長 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 4番 三浦議員 これより討論を行います。討論はありますか。

議 長 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 4番 三浦議員 これより第10号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 第11号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第11号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額4,200,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ255,356,000円とするものでございます。歳入につきましては、人件費等に関しましては財源組替のみでございますが、柏木工業団地付近への新設下水道管工事の負担金として飯島町土地開発公社より4,200,000円を増額するものでございます。歳出につきましては七久保北部地区管理費の委託料と工事費で4,200,000円の増額を行い、人事異動と人事院勧告に準じた改訂、更には市町村職員共済組合の負担金の増額補正を行うものでございまして、一般管理費の給与等で1,462,000円を減額をし、予備費に1,462,000円同額を増額するものでございます。詳細につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。



議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第11号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 議長から申し上げます。昼食の時間ですが昼食を省き会議を続行します。

議 長 日程第15 第12号議案平成23年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第12号議案平成23年度水道事業会計補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては収益的収支と資本的収支に関する補正でございます。収益的支出では人事院勧告に準じた改定と職員給与等の減額改定を行い、併せて行う法定福利費の減額、それから臨時職員の社会保険料を増額するものでございます。支出での水道事業費用として総係費の給与等で1,907,000円を減額することで、支出総額を199,000,000円から197,093,000円と減額するものでございます。また議会議決を経なければ流用することのできない職員給与費27,531,000円を25,624,000円に改めるものでございます。資本的収支では収入につきましては先ほどの一般会計補正予算でご議決をいただきました石曾根耕地分1基と柏木工場団地付近の1基、計2基の消火栓新設工事における繰入金2,535,000円を増額するものでございます。支出につきましては消火栓の新設工事3基に係る建設改良費2,415,000円を増額するものでございます。この補正によりまして資本的収支の予定額は99,335,000円に、資本的支出の予定額は209,415,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額110,200,000円を110,080,000円に改めるものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答え申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑はありませんか  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第12号議案平成23年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第12議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16 第13号議案南田切地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について  
日程第17 第14号議案日曾利地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について  
以上第13号議案、第14号議案の2議案を一括議題といたします。本2議案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは第13号議案南田切地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、第14号議案日曾利地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、以上2議案を一括して提案理由の説明を申し上げます。供用開始となりますこれら2地区の高齢者支えあい拠点施設の管理及び運営を、効果的かつ効率的に行うため地方自治法の定めに基づきまして当該耕地を指定管理者として指定しようとするものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑は2議案一括して行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論は2議案一括して行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより第13号議案南田切地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、第14号議案日曾利地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、以上2議案を一括採決いたします。お諮りします。本2議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって第13議案、第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 発議第8号町長の専決事項の指定についてを議題とします。本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
竹沢総務産業委員長。

総務産業委員長 発議第8号町長の専決事項の指定について提案の趣旨説明を申し上げます。地方自治法第180条では議会の権限に属する軽易な事項で議決により特に指定したものは町長においてこれを専決処分することができるかと規定しております。また地方自治法第96条第1項では1号から15号までの事件を議会議決しなければならないと規定しております。この地方自治法第96条第1項第13号では、「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」と規定し、議会議決事件としています。しかしながら我が飯島町では過去5年間において3件の車両に関わる損害賠償を行っております。事例は平成20年8月車両

破損 71,589 円、平成 20 年 1 1 月車両破損 163,302 円、平成 22 年 8 月車両破損 32,340 円で、町の施設に起因する事故でございまして車両破損し、保険会社より賠償金を支払っておるわけであります。これは地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定によりますところの議会議案提案を怠ったことになるわけであります。こうした誤りをなくすため今後は法の定めによりこうした事件は議会議決事件としなければなりません。地方自治法第 96 条第 1 項 13 号の賠償金額について額を定め、その範囲内における損害賠償を町長の専決事項として委任するため指定することとするものであります。我が飯島町議会はこの間数回にわたり議会全員協議会において法律根拠の学習や近隣市町村の動向調査を踏まえ、検討を加え全議員一致で本発議を提出するものでございます。具体的にはお手元の発議文のとおりであり、飯島町の過去の賠償金額の実例や他市町村の専決事項指定の金額などを参考に、法律上町の義務に属する損害賠償の額を 1 件 200,000 円以内と定めるとともに、これに伴う和解を行うこととする文言により町長が専決処分することができるよう指定するものです。以上地方自治法第 112 条及び飯島町議会会議規則第 13 条 2 項の規定により総務産業常任委員会の全議員の賛成者をいただいて提案するものであります。なお今後専決を含めこうした議会議決事件が発生しないことを願うものであります。議員全員の賛同によりましてご議決賜りますようお願い申し上げまして提案説明とさせていただきます。

議 長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長  
さい。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。竹沢総務産業委員長自席へお戻り下

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第 8 号町長の専決事項の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。よって発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後 0 時 17 分 散会

平成23年12月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年12月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

堀内克美  
久保島 巖  
坂本紀子  
中村明美  
北沢正文  
平沢 晃

○出席議員（11名）

1番 久保島 巖  
4番 三浦寿美子  
6番 北沢正文  
8番 中村明美  
10番 堀内克美  
12番 松下寿雄  
3番 浜田 稔  
5番 竹沢秀幸  
7番 倉田晋司  
9番 坂本紀子  
11番 平沢 晃

○欠席議員

2番 宮下 寿

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 片桐邦彦
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄  
議会事務局書記 千村弥紀

## 本会議再開

開 議  
議 長

平成23年12月12日 午前9時10分

おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。

議長から申し上げます。宮下議員から義理のため欠席の通告がありましたので報告をいたします。なお、本日の一般質問について林代表監査委員にご出席をいただいております。代表監査委員には御多忙中の中ご出席いただきありがとうございます。よろしく願います。

議 長

日程第1 これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようにお願いをいたします。それでは第1番目。

10番 堀内克美 議員

10番  
堀内議員

それでは今議会1番目の質問者として質問を始めてまいりたいと思います。高坂町長におかれましては3期目の就任大変おめでとうございます。しかし、取り巻く状況は3.11の東日本大震災以降EU諸国の経済不安やそれに端を発しました世界の同時不況、また極端な円高、震災復興など政治経済は国の内外を問わず非常に厳しい状況下に置かれております。また、野田総理が11月に交渉参加を表明しましたTPP問題は関税撤廃だけでなく多くの問題を抱えており、日本の将来を左右する由々しき問題かと私は考えております。とりわけ中山間地域に位置する当町にとっては農業をはじめ、それを取り巻く産業や経済また住民生活にも大きな影響が危惧され、町の将来にも大きな不安が心配される最重要問題です。このような厳しい状況、環境の中、町長には健康に留意され住民生活の安定を基本として安心安全のまちづくりに邁進されることを大いに期待しております。

それでは通告に基づきまして町長3期目公約の取り組みについて質問してまいりたいと思います。町長の12月定例会冒頭の所信表明では6つの課題40項目ほどの取り組みについて住民協働で町の発展を目指すと表明をされました。そこでその中から3点について町長の考えを質してまいります。まず1つ目として中型スーパーについてであります。誘致の目途は立っているのか、またあるとしたら場所はどこをお考えになっているかお伺いします。

町 長

それでは今議会一般質問最初の質問者であります堀内議員の質問にお答えをさせていただきます。冒頭、堀内議員から私の3期目の就任に対しての触れてお話しいただきました。大変厳しい状況もあるわけでございますけれども、初心に帰って町民の皆さん方の幸せと町の発展のために精いっぱい取り組んでまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。そこで3期目の公約の取り組みの中で具体的に3つの点についてご質問をいただいたわけですが、先ずあの公約と申しますか所信表明の中でも申し上げておりますこの商業活性化の1つの考え方としての中型スーパーの導入の問題、目途はついているのか、また場所等についてはというご質問でございます。ご案

内のように第5次の総合計画におきましても商業振興策として賑わいのあるこの商店づくりに向けて、既存商店街の商店の振興とともに国道バイパス沿線を想定した中で新たな商業集積地の形成を柱に据えておる、ご承知のとおりかと思えます。伊南バイパス沿線につきましては国道伊南バイパスと竜東線の接続による駒ヶ根市の東部地域からのこの商圏人口への取り組みが非常にまあ期待をされるというようなこともございまして、そうしたことが可能になること等から民間による中型スーパーの立地は必ず見込めるというふうを考えておるわけでございまして、その対策を講じながら実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。立地の場所や規模等の細部の場所につきましては、ふるさと大使の皆さんやそれから町と関わりのあるご縁の深い方々、幅広く多くの方にこのそうしたネットワークを通じて、あるいはまたスーパー経営者、企業との接触をこれまで図ってきておりますけれども、今日ここで現時点での特定企業の計画として場所も含めてご報告できる段階のものではございませんのでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。今後も更にこの店舗施設の立地に向けてその活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくご協力いただきたいというふうに思います。

堀内議員

お答えをいただきましたが、まあ進めているがここでは表明できないとまあそういうことでございます。そこで私はちょっと方向を変えましてお話を進めてまいりたいと思います。誘致でなくて既存のスーパーの支援についてお聞きをしてみたいと思います。ちょっと方向は変わりますがJAの上伊那飯島支所は現在地に来年4月竣工予定で改築工事が進められております。またその前にありますスタンドについては将来伊南バイパス沿いに進出することを計画されているといわれております。Aコープスーパーにつきましては建築後31年を迎えておまして、スタンド跡地も含めて売り場面積を現在の330平方メートルから約1.5倍500平方メートルに増資をする計画を持っております。合わせて駐車場も整備されまして支所の駐車場を含めると100台以上が確保されるまあそんな予定を立てておるということです。これは現在の駐車場の約4倍の駐車場が確保されるとまあそんなことになるということでございます。またこの場所は皆さんご承知の通り飯島駅に近く、また金融機関が集中した、言ってみれば飯島町の中心の地域でございます。また人口も比較的集中した場所であり、このようなことから人の往来も多くてスーパーの立地条件としては非常に恵まれた場所ではないかなとまあこんなように思います。そこで町長のお考えでは中型スーパーの誘致ということをお考えのようでございますが、私は一番心配するのは、これによりまして既存のスーパーや厳しい状況にある商店街の経営を圧迫する、まあこのことが非常に危惧されるわけでございます。JAが飯島支所を現地建て替えて町の要請に応えまして、JA上伊那の支所では初めてとなりますエレベーターを設置し高齢者・障がい者に優しい支所の建設を進められております。竣工後には利便性を生かした町のもう1つの中心施設として地域の活性化に貢献されることが期待されているところでございます。そこで中型スーパーを誘致するのではなく、この位置に立地するAコープや既存のスーパーこれらの支援を行い、広小路や駅前の既存の商店街とともに協働による既設の商店街の復興を進めたらいかかでしょうかと思えます。支援策としては道路や歩道の設置、横断歩道の設置、また周辺環境の整備、場合によっては資金援助、また巡回バスにつきましても買い物客に配慮した運行などが考えられると思えます。Aコープまた既存のスーパーについての支援につきまして町長はどのように考えられておられるのか

町 長

お伺いをいたします。

そのただいまのご質問の中でバイパス沿線沿いにひとつのまあ中型スーパー的なものも誘致したいと導入したいということと同時に、今ある中心商店街のまあ例えば具体的にJAさんのスーパー、まあその他にも個人経営のお店もあるわけでありますが、そこでの連携が非常にまあ懸念もされるというようなご質問でございますけれども、このことについては町の商業圏域の集積としては中心商店街の活性化の問題と、それから東にございますこのバイパス沿線沿いの活性化の問題という二面を考えて、そのところを連携して町の商業集積の発展をしていきたいという1つの描かれた計画があるわけでございますけれども、それであるの下にまあ仮に中型店舗等が出ますと上のことが心配だと、農協さんを中心にしたそのスーパーも心配だという懸念もあるわけでございますけれども、これはあのかつてコスモ21があそこの赤坂の地籍で営業展開をしておった折にも共存共栄が図られてその活性化につながったというような1つの経過もございますので、必ずこれはあの共存していくものというふうに考えておりますし、要はその連携をどういうふうにしていけばいいかということこれから考えていかなきゃならないというふうに思っております。そこであの駅前広小路界限中心商店街としましては今お話にありましたようにこのJAさんの支所のリニューアルの問題、それから商工会さんも既にこれは耐震が中心でございましたけれども、ああした新しい事務所に生れ変わったり、それから両方の金融機関もございまして、それからJAさんは一部、屋外トイレも設置をいただけるようになっております。それに加えてあのJAさんのこの生活スーパーも、ちょっとまだ具体的なあの規模等は今お話がありましたが私自身は聞いておりませんが、若干規模を拡大しながらリニューアルしてお客さんの期待に応えていくというような計画をお持ちのようでもありますので、その辺はあの全体的にこの町の中心部に賑わいの活力の出るようなことは当然まあ期待してまいりたいと思っておりますし、それに対するハード、ソフトの支援もできる限り取り組んでまいりたいというふうに思っておりますが、あのソフト的には今言った全体のこの街並みづくりの中で今までも支援してきておりますけれども、直接まああの財政支援的な部分につきましてはその計画の内容というものを十分お聞きした上でまた出来る支援を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、必ずこれはあの中心商店街のそのことがあるので下のスーパー的なことについては考えないというわけにはいきませんのでひとつご理解いただきたいというふうに思います。

堀内議員

お答えをいただきましたが、まあコスモ21の進出の当時とはまあ商店街の状況も非常に変わっていますので、また果たしてそのように行くかなとちょっと心配はありますが、いろいろ支援策についてはお考えいただけるということでございますので次の質問に移ってまいりたいと思っております。買い物弱者対策につきまして2つ目の質問としてお伺いをします。町長は先日も買い物弱者対策としましては買い物代行事業を考えている、まあそんなふうに申しておりますが、その内容についてどのようなことを考えられているのかをお伺いします。

町 長

やはりあの私の今度の公約の1つの中にこの買い物弱者対策、これはもうかねがねひとつの社会的な問題になっておる内容でございますけれども、これに対してまあ買い物代行事業を含めた検討をしてみたいというふうに申し上げてまいりました。そこであの当町での人口統計を見ますと65歳以上の方が約3,000人、31%というふうに非常

にあの高齢化も進んでまいりました。商店が近くに無い、あるいは徒歩や自転車で買い物に行けない、それから自動車を当然まあ運転できない、等々の高齢者や身体の不自由な方々が買い物に大変まあ不便を感じておる、この方をまあ買い物弱者というふうに位置付けられておるわけでございますけれども、この方々をまあ支援する取り組みとして買い物代行事業、まあ具体的に申し上げますと、一対一の接客対応のできるこの移動購買車の販売的なことを今考えております。で、その取り組む主体といたしましては飯島町振興公社を考えているところでございまして、今後関係する各団体やそれから各業者の方々、それから当然これはあの県の補助を取りつけていかなければならないという事業になるわけでございますので、県当局等々とまあ具体的に今後計画を検討し制度設計をする中で、住民の皆さん方の少しでも要望を取り入れた形で考えてまいりたいと、当然のことながらこれはあの町の商業振興にもつながるという側面もあるわけでございますので、総体的に考えてまいりたいと思っておりますが、4月1日から即あのスタートというわけにはなかなかいかないと思っております。補助の問題もあると思っておりますので、まあできるだけあの時間をじっくりかけて、また今後に禍根を残さないような形でこのことがスタートできるように努力をしてみたいというふうに思っております。

堀内議員

お答えいただきました。まあいろいろの方法を考えられているということでございますが、この間ニュースを見ておりますと坂城町では買い物難民対策として移動購買車の運行を企業にお願いして企業もその要請に応え、11月中旬ごろから運行をしておるようでございます。約500品目の商品を持って町内を巡回し、買物が不自由な住民の皆さんに好評を得ているとお聞きしております。まあ町の考え方もどういった具体的なことはわかりませんがそんなような方向に行くのかなと、まあ今の答弁をお聞きして感じました。それでその事業に参加する皆さんですが、振興公社を中心に団体等募ってということでございますので、そのところでまた1つ私の方から考えを申し上げたいと思っております。最近では農業の国の農業政策や農業者の高齢者対策として地域の農家が連携して互助の精神で農業のゾーンづくりを進めていく、まあこういう全国的に集落営農といいますがこれが展開されております。また飯島町でも昭和61年に営農センターを発足させまして地域複合営農への道を策定し、町の基本計画として農業農村づくりに取り組んできております。地区の営農組合と担い手農家の二階建ての飯島方式の集落営農は町内4地区で定着しておりますし、全国的にも評価を得ておるところでございます。そこで私からの提案はそれら地域に密着したそういう団体、要するに顔の見える4地区にそれぞれ地区の営農組合あるいは二階建てで担い手法人があります。その皆さんと一緒にやったらどうかとまあそんなように考えておるところでございます。また農協でも「まごころ宅配」というものをやっておりますし、食材を玄関先まで配達事業を展開しております。買い物不自由者や料理が苦手の方にそれらのことで対応しているということで、内容につきましても最近また始めて充実して進めておるようでございます。そういうことで先ほども申し上げましたが地区営農組合など地域に密着した組織、これらにそういう買い物難民対策の具体的なお願いをしたら如何かとまあそんなように思います。顔なじみの対応で利用者の皆さんは安らぎを与えるものと思っております。このことは独り暮らしの高齢者の安全確認にもつながり、地域の連帯、連携、安心安全につながるのではないかと私は考えております。そういう意味でそれら地域の団体にその担い手としてお願いしていったらどうかと、町長の方からお願いし

町 長

ていったらどうかとまあそんなように考えてお伺いをいたします。

今後検討して行く上でのこの買い物弱者対策の考え方の中に、地域にまあ直接直結をして、あるいはまた地場産的に農産物を生産されておるこの営農組合やこの組合法人、これをその運営の関わりの中に入っていたらどうかというまああの、そのことをまあ進めていくべきではないかとご提案をいただきました。大変あのありがたいと思っておりますし、私も是非そのようにしたいというふうに思っております。お話にございましたようにあの営農組合や担い手法人これはあの地域の農業を守る活動を行っていただいておりますけれども、やはりあの高齢化社会を迎える中で地域と農業のこの両方を守ることがまあ今後非常に期待をされておることとございます。全国的にはこの営農組合や担い手法人が農業農村を守る活動の他に、農産物や農産加工品の宅配や訪問販売、それから集落内の除雪や雪下ろし等の農業以外のこの取り組みにも様々な活躍をいただいておりますというふうに承っておりますのでございまして、当飯島町におきましても将来はこうした営農組合や担い手法人も少子高齢化に対応しての1つであるこの買い物弱者対策等にも是非関わっていただくことが非常に有益ではないかというふうに思っておりますのでございまして、先ほど申し上げましたように地域の商業振興それから農業振興という面も含めてですね、この今後の検討をする枠組みの中にこうした関係者の中にも呼びかけをさせていただいて、そのことがどういうふうにもまあご協力いただけるかどうかということ制度設計の検討の中で検討をさせて取り組んでまいりたいというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

堀内議員

そういうようなものも考えながら対応していただけるというご回答をいただきました。先ほども話がありましたが、飯島町の高齢化率65歳以上のお年寄りの皆さんの率は10月に30%を突破し、今後も少子高齢化が進むことが見込まれます。買い物難民問題は公共交通機関が衰退して自動車社会となった現在の弊害としてわれわれを襲ってきていると思います。町長の的確な対応を期待して次の質問に移りたいと思います。

3つ目の質問につきましては伊南バイパス沿線の振興をお伺いをいたしたいと思えます。伊南バイパスも順調に工事が進み、平成24年度には石曾根交差点までが開通、平成26年度には南割交差点までが竜東線と併せて開通、平成29年度には駒ヶ根市福岡までの全線開通に向けて工事が急ピッチに進められております。飯島工区につきましては5キロメートルがあるわけとございます。長大橋が2本ありまして開発できる場所は非常に限られております。これらの沿線のバランスのとれた振興について町長どんな構想をお持ちかお伺いをいたしたいと思えます。

町 長

伊南バイパスの飯島工区もだいぶあの工事が進んでまいりまして、形が見えてまいりまして、今後のまあ供用に向けての段取りにつきましては今お話があったような日程で進むというふうに思っておりますし、また是非そういうふうにお願ひしておるところでございます。で、今後のこの伊南バイパス開通に伴う沿線の振興策、これにつきましてはあの従来からいろいろとまあ取り組んでおるわけとございますけれども、具体的には第5次の中期総合計画の中でも触れておるわけとございますけれども、平成20年にこの内部的には職員によります国道153号の伊南バイパス、それからアクセスでございますこの堂前線沿線の地域の振興プロジェクトというものを立ち上げまして、土地利用に関わりますことを含めて検討を行ってきております。で、この結果が第5次総合計画の町の国土利用計

堀内議員

画書の中に位置付けられて反映をしておるわけとございますが、この構想図、土地利用図をご覧くださいますようにこの道路と沿線土地の高低差というもの、かなりあの幅広くあるわけとございまして、現国道、それからJRを挟んでこの伊南バイパスまでの面的な距離の中で高低差を考慮しながら住居ゾーンと商業ゾーン等々の土地利用のイメージをしてあるわけとございます。で基本的には今後そのこの土地利用の構想を考慮した上で、バイパス沿線につきましては商業ゾーンをひとつ誘導していくと、商業ゾーンの利用を誘導していくというような形の中で先ほど申し上げた中型スーパー、それからいろんな動きが今後出てくるかと思えますJAさんのスタンドの問題もありますし、それから個々の飲食店等々の問題も他の先進の開通した例を見ましても動きが出てくるというふうに思っておりますけれども、要はその辺のところを土地利用計画に沿ってきちんとまあ位置付けをしてこの誘導策を検討していかなくならないということとございます。いずれにいたしましてもこれはあの単なる通過交通であってはならない、沿線の発展というものを展望をしながら今後取り組んでいく予定とございます。

お答えをいただきましたが、続きまして地域の活性化につながる対応についてをお伺いをしてまいりたいと思えます。先ず飯島町の買い物客の流れでございますが担当課からいただいた資料、これは平成21年6月の長野県の商圈調査この資料が一番新しいようでございます。それによりますとまあ皆さんもご承知ですが町内が4.3%、駒ヶ根市、伊那市などの飯島以北71.9%、飯田市などの飯島以南これが14%、その他県外だとか通信販売などの利用者が10%ということになっておるようでございます。まあ現在の数字は若干変化をしておると思えますが、まあだいたい方向としてはこんな方向かなとまあそんなようにも思えます。伊南バイパスの完成は交通の利便性が非常に向上をいたします。私が一番心配しているのは地元の思惑と裏腹に地域の買い物客が益々町外に流れる、まあこういう危険をはらんでいるまあそのことを非常に心配をしております。地域に果たしてそういう進出していただける企業なんかがあるのかなと、まあ工業は別としましても商店街等があるのかなとまあそんな心配もしております。またバイパス沿線には利用できる土地っていうのは橋を除いて約3キロになりますかね、その内でまた限られたエリアきり無いという飯島町のバイパス沿線の特徴的なこともあります。まあそれらいろいろのことを考えまして、先ず点から面に広げるような開発のことを考えていかないと、いくつか進出いただいても共倒れになってしまうんじゃないかとまあそんなような心配をしております。そこで私が考えてお話したいのはまあ通行するドライバーのオアシス、また地域の活性化を促すような施設を建設したらどうかと、それからだんだん面に広げていったらどうかとございまして、まあこれはそれぞれ通過するときに皆さんもご利用しておる道の駅のようなものでございまして、そういうものから周辺にいろいろ施設が広がっております。七久保を見ましても道の駅の周辺に施設がだんだん出来て面に広がっているとまあそんなふうに思えますので1つはどうかとと思えます。まあこのことが沿線の振興につながりまして、まあひいては町の活性化につながる、まあそんなようにも考えております。またこのような施設につきましてはまあ田切区にも設置をしていただいたらどうかと、実は町内の4区で公共施設がないのは田切区だけとあります。本郷区には消防署、まあ飯島は当然、七久保も学校とかそういう施設もありますし道の駅もあります。まあ公共的な施設がないのは田切区だけとあります。また田切区では地域を縦に結ぶ幹線道路こ



れもまだ今完成はしておりません。まあいずれ伊南バイパスの工事に併せて、まあ現在の国道153のところまでは伸びてきますが、それから上の広域農道までそれらについては今後の問題であります。まあそういう問題が課題としてあります。特に伊南バイパスの竜東線との南割の交差点付近、これについてはまあ地域の活性化に田切の地域を活性化するとしたらあの地点しか平面交差のところが無いという地域でございますが、そのこのところに今言っておりましたような道の駅のような公共施設、これに近いものを設置をしたいという希望が区民の皆さんの中には多くあります。現在田切地区の地域づくり委員会では地区活性化対策委員会これを春から立ち上げまして、地域の活性化についてのアンケートに取り組んでおります。その内容につきましては地域の連帯や絆の強化、地域福祉、防災対策、またそれに併せましてバイパス周辺の開発、幹線道路網の整備、これらについても重要な課題としてアンケートに盛り込まれております。また国道153では飯田市から終点の塩尻市までの間に現在道の駅は1カ所もありません。それらを考えて伊南バイパスの飯島地籍しかも田切地域に道の駅あるいはこれに準ずるような施設の建設が出来ないものか町長のお考えをお伺いをいたしたいと思っております。

町長

伊南バイパスの整備が進むに従って新たなこの地域活性化につながるような対応としまして、私も所信表明の中で少し触れておるわけでございますけれども、今あの産地形成的な施設としてはあの七久保の道の駅「花の里いじま」と、それからあの田切農産の春日平のあそこにあるわけでございます。まあ個々にはいろいろ対応されておる面もあるわけでございますが、そこであの更にこれから第6次産業化と連携をした考え方として国道153号線沿いに1つ、まあ七久保の道の駅のような規模というわけにはいかないかもしれませんが、国が今そうした6次産業化へ向けての力を大変まああの意を注いできておる段階でございますので、是非あの適地の中でそのことを実現をしてみたいということで今内々に今検討を始めつつあるところでございますが、まあ場所につきましてはあのいろいろあるかと思っておりますけれども、今お話にございましたように、これはあのかねてから言われておることなんですけれども、この国道153号、特に上伊那管内とそれから飯田の下伊那の飯田以北の範囲内ではこうしたあの産地形成な道の駅的なオアシス的な施設というものは1カ所も無いわけでありまして、ひとつのこれはあの今この工事の進んでおる段階でそのことを考えるのは非常にあの有効な考え方であると思っておりますし、インパクトも大きいというふうに思っております。今後あの更にまあいろんな運動の中でこの153が宮田から伊那の方へ進んでまいりますけれども、かなりあのそうした取り組む環境としては適地もあるように思っておりますので、やはりこれはあのタイミングを逸してしまうとなかなかあの取り返しがつかない面もございまして、今ここにあの開通を少し先の日途の中で是非考えていくことが有効ではないかというふうに思っておりますので、また関係の皆さん方といろいろ相談し、また国との協議も進めていかなきゃなりませんけれども、そんな考え方を是非進めてみたいというふうに思っております。であの位置につきましては確かにあの飯島町のこの伊南バイパスの土地利用の中では限られてくるわけでありまして、この全体をバランスの中で、あるいはまた他の商業施設の進出を把握する中でバランスよくまあ総合的に検討していかなきゃならないというようなことでございます。で今あの具体的に触れました田切のあの南割の地籍につきましても、これはあの今の153が大きく様変わりをして直線的にまあつながるといふことと同時にご承知のようにこの竜東

堀内議員

議長

1番

久保島議員

線があそこに一端出てまいると、その非常にあの交通体系的には要衝の場所になるわけでございますので、その辺も含めてどうバランスをとって、それからまたあのこの施設の運営受け入れというものについてもいろいろとあのその取り組みを研究していく必要があると思っておりますので、そうしたあのボリューム感のあるものも考えながら今後慎重に検討をしてみたいというふうに思っておりますのでございます。

お答えをいただきました。沿線沿いの振興の中で私の今お話したような内容については既にまあ検討に入っているとまあそういうことでございます。先程もお話申し上げましたが、田切には公共施設的なものはございません。是非、飯島町内全体のバランスそれを考えられて対応をお願いをしてみたいと思っております。それぞれ3点について私の提案も含めてご質問申し上げました。まあ町長につきましてもそれらについても同じような考えもお持ちのところもあると思っております。これから飯島町のバランスのとれた発展を希望いたしまして質問を終わりにいたしたいと思っております。

1番 久保島 巖 議員。

それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいりたいと思っております。高坂町長におかれましては3期目のご当選を果たされまして誠にめでたうございます。心よりお祝いを申し上げます。お体に十分ご留意なされて健康でお勤めいただきたいというふうに心から思うところでございます。さてまあ無投票という結果ではございましたけれども、町長はですねマニフェストといいますかりフレッツを発行されまして、町民に今後の飯島町の姿ですか、方向性というようなものをお示しいただいたということで大変に喜ばしいことだと結構なことだと言って、私も隅から隅まで読まさせていただきました。まあ6項目に渡る多岐なものでございまして非常に項目が多いわけでございますけれども、この中からですね数点拾い上げましてお話をお伺いしたいというふうに思っております。まあ本当は全部聞きたいんですけども、時間もございませぬし、あの同僚議員もいろいろ質問を用意しておるようでございますので、その点はですね通告のような大きな項目で2項目、数点についてお伺いしたいというふうに思っております。でまあ町長もですねあの所信表明の時にもおっしゃっておられましたが、あのいわゆるこのものは抽象的な表現になっているということで、具体的なものについてはだんだんに方向性を出していくんだということをおっしゃっていただきました。まああの多少はですね所信表明の中で私の方にも伝わってくる場所もありましたけれども、細かいところをですねもう少し細部でお話をお伺いしたいということで進めてまいります。で、まずですね第1点目なんです。この「活力と安心への挑戦そして絆」の4番目にございます「地域の魅力を活かした産業の振興と雇用の創出により力強いまちづくり」ということとお伺いをいたします。その一番上に掲げられておりますのが「地域の特色を活かし、地域産業が連携した6次産業化の推進と支援」でございます。6次産業化っていうのはまあ私が言うまでもなく東京大学の名誉教授、今村奈良臣先生がこれからの農業は6次産業化すべきだという提唱から始まった言葉でございまして、6次産業化は農業の新しい形として今後の生き残り策ということで私も前から注目しておりまして、私の最初の質問の中にもですね伊賀の「モクモクファーム」というお話をさせていただきました。ここはまあブランドの豚を育てて

それをハム・ソーセージに作ってそれを販売する、そしてそれをレストランで食べさせるというようなことをして、そこが農業公園になってまあ市民農園もあり、しかも農業塾というようなですね農業を未体験の人にも習得してもらおうというような形でやっているという6次産業のまあ究極な形と言ってもいいかもしれません。基本的に農業者が作物を作ってそれを加工して、もしくは販売して、そして食べさせると、これがまあ1+2+3で6次産業というわけですね。で、町長のお考えの推進支援ってというのはですね、そうすると私のイメージの中では農産物の加工所の創設もしくは販売提供もしくは食べさせるというところの農家レストランとか農家民宿とかということに助成を出していくんだということなんでしょうか。その辺のですねこの6次産業化の推進支援ということについて先ず最初にお答えをいただきたいと思います。

町長

久保島議員からも冒頭、就任のことに触れていただきまして大変恐縮にしておりますのでよろしく願い申し上げます。議員からは私の公約の幾つかに掲げております中で、この地域の魅力を活かした産業の振興と雇用の創出のことに触れて、地域が産業が連携をした6次産業化の支援体制の問題についてのご質問かと思っております。飯島町営農センターのこの提唱しております1,000ヘクタール自然共生農場づくり、この理念に基づいた自然の共生栽培によります生産をされました安全で安心な農作物、これを原料として6次産業への展開ということが町内でもいろんな部分で進んでおるわけでございまして、具体的には町内産の取り組みしております栗をまあ原料にして栗菓子の生産販売を行っている「株式会社信州里の菓工房」、更には産・学・官、連携の取り組みの中で進めております「株式会社田切農産」のこの唐辛子の生産の問題、それから「内堀醸造株式会社」の食酢「すっぱ辛の素」ここらはまあ連携しておるわけでございますけれどもこの生産販売、それから町内産の大豆と越百の水を原料として「こだわり豆腐」お豆腐でございますけれども、この生産販売を行っておる「株式会社ゆきわの里工房」等々もあるわけでございますし、それからまた更にあの町内の様々なこの団体が取り組んでおります町内農産品の加工をした、あるいは製造をして町のまあ町内ブランド品として、これはあの具体的には飯島町観光協会がその認定推奨品という制度を設けて定めた制度があるわけでございますけれども、これにも町内様々な形の方が関わっております20数種類のこの認定品目があるわけでございまして、内外にこれが販売をされて非常に好評を博しておるという、いってみればこれもまあ第6次産業の一環かなあというふうに捉えるわけでございますけれども、様々なこの取り組みをしていただいております。従ってあの今後ともこうしたあの地域の特性を生かしたこの産業等が連携をして、農業法人や農業者が6次産業化の企業を推進していくことを大変まあ期待をしておるわけでございますし、町といたしましても国や県それから営農センターあるいは農業再生協議会等の補助金等の制度もございまして、これを積極的に活用していただきたいということと、町独自といたしましてもこれからのこうした取り組みに対しても様々なソフト面での支援は当然まあしてまいりますけれども、飯島町の農業振興総合対策の補助金制度というものもございまして、そこで的確な事業に対しての支援体制を引き続いて支援してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

久保島議員

町長のですね6次産業化ってというのは私とちょっとねあの捉え方が違うんですね。例えばあのちょっとあの事例実際はどうなっているかわかりませんが、例えば栗の

ことを例に挙げますと、栗農家がですね組合を作って栗農家自身が例えばお菓子を作るとか、おこわを作るとかして、それを今度はその人たちが自分で販売する、そしてそれを提供するですね例えばレストランとか民宿とか作ってそこで食べさせる、これが6次産業ということでありまして、いわゆる栗農家が栗を業者に納めて業者が栗のお菓子を作って販売するのは6次産業ではありません。普通の単なる1次産業と3次産業の話であって6次にはなっていないですよ。で、だから業者をこの支援してもらっても困るんです。私が言いたいのは農家が改革して経営改善をしていかなきゃならない、減反の政策とはそういうことに関しては多少意義があるかもしれませんが、基本的には農家の経営改善になっていかなきゃいけない、で農家がいわゆる生で販売するのは一番いいんですけど、生で販売する時には傷があったり、それからなんですかね変形したりして生で売れないよっていうものを加工することによってほとんど100パーセントのものが出荷できる市場に出せるということになるわけですから、でそれでそういうですねロスの軽減っていうメリットもある、しかもですね手数料を取られませんから自分で加工して自分で販売するんですから、そうすると町長のおっしゃっている地域が連携した6次産業ということとはですね多少ちょっと雰囲気が違うというふうに思うんですね、方向がちょっと違うと、6次産業というのはあくまで農家が6次産業化していかなきゃいけないわけですし、地域が6次産業化するなんていうことはその言葉の上ではありえないことなんです。その辺で改めて伺います。農家の6次産業化についてご支援を考えているかどうかよろしく願いします。

町長

あの少し誤解があるんじゃないかというふうに思いますけれども、例えばあの、「里の菓工房」につきましてもこれはあの農家の皆さんが約70戸ぐらいあるわけですが、今またあの少し面積を増やしたりして取り組んでおりますけれども、この方たちが自らその栗栽培を手がけると同時にこの販売確保についてもひとつの出資をいたしましてそして会社組織を形成しておるわけです。従ってこれはあの業者にその生の栗を売ってそれで終わりということではないわけでございますので、その辺をひとつちょっとお間違えのないようお願いして、まあ取り組みの形態はいろいろあるわけでございますけれども、いずれにしてもこの農業・商工業足しても掛けても先程申し上げたように6になることからまあ6次産業という形になるわけでありましてけれども、これがあの一体感の中で連携してそのことが製品にして販売して地域のブランドとしていくところに6次産業の意味があるということだけはこれはあの形態はいろいろあるかと思っておりますけれども、そのことに尽きるわけでございますので今後もそうした取り組みに対しては支援をしてまいりたいという考え方でございます。

久保島議員

農家の皆さんがですね経営改善をして新たな取り組みをしようというときには是非積極的なご支援をいただきたいというふうにお願いをしたいと思います。さて次に入ります。4番目の4の7番目にですね「おもてなしあふれる地域連携の観光づくりの促進」というのがございます。ここで言う地域っていうのは私がパッと考えると上伊那のことかな、伊南4市町村のことかなというふうに思いますけれども、またこの具体的な動きっていうのがあるんでしょうか。以前にですねあの合同のパンフレットを作ってですね各道の駅というところにあったんですが、どうもその飯島町としてですね目立った効果が上がっていないんじゃないかなあ、まあ所詮我が町に、我が村にというようなことになってしまっ

いますので、まあそれぞれの思惑があって本当の意味の連携は取れないんじゃないかなと思うわけですね。先ほどもお話しました6次産業化っていうことがですねこの町の観光の目玉になっていけばいいと思うんですね。例えば農家レストランとか農家民宿とかクラインガルテンとかっていうこの町独自のおもてなしっていうことがですね戦略を立てていくということがよろしいかなと思うんですね。もしかしてですね地域連携の観光づくりっていうのはこういった新しい目玉を作らずにですね、言葉は悪いんですが高速や駒ヶ根高原からのお流れを頼りにしてなんていうことじゃないんでしょうねということで、それはちょっと寂しいなあということなんです、町長のこの地域連携の観光づくりということについてはどのようなお考えがあるのかお聞かせいただきたいと思います。

町長

まあ当然のことながらこの観光というものはその点だけであってはこれはインパクトは非常に弱いものになってしまいますので、1つの取り組みとして今上伊那広域観光というものを、特にあの広域連合の長であります白鳥伊那市長を中心にしてこの上伊那全体のグレードアップを図っていききたいと、それから点と点を結びながらそれぞれの大変まあ優れた特徴あるところを結んで広域観光していきたい、取り組んでいくということが1つあるわけですが、これはこれとして、で、連携したその観光、地域おこしを含めた観光というものもこれからはどうしても大事であるということで、飯島町といたしましてはあの特別大きな観光資源がこのハード的なものがあるわけではございませんので、この優れた自然豊かなこうしたものを観光素材にして取り組んでいくこともひとつは必要であると、そこにあの価値観を是非求めていただきたいなというふうに思うわけでございます。その1つの取り組みが町もいろいろとまあ提唱しておりますけれども、NPOをはじめとする民間の取り組みというものが非常に今後期待をされるし注目をいたしております。久保島議員ももうご承知のようにこの「イーラ」の取り組みの問題でありますとか、それから過日もあの全国町村会が企画をいたしましたこの国際フォーラム的な面についても参加をして非常にあの好評を博しておりますので、そうしたこともそれぞれ各市町村が参加をしてまいりますので情報交換をしながら、その町のユニークな特性のある部分をお互いに持ち寄った連携をしたこの広域的な観光に結び付けるような取り組みをしていくと、これが地域連携の観光という位置付けでございます。

久保島議員

あの観光でですねお金がとれるのは食べさせることと泊らせることが無いとですねどうしてもその通過になってしまう、見てですねワーイイ景色って言って終わりというんでは町にとっての観光ではないわけですので、是非ですねその辺の食べるそれから泊まるっていうことも主眼においてですねお取り組みをいただきたいというふうに思います。次にまいります。4の8番目ですね。地域の特性を活かした特産品づくり飯島のブランドの確立ということを挙げていらっしゃいますけれども、これについてちょっとお伺いいたします。以前ですねあの「里の菓工房」のオープンセレモニーで北の小布施、南の飯島と言われるような栗の産地にしたいんだよというお話をおっしゃっておられました。まああの飯島は以前から文字どおりですね飯の島でございまして米の産地でもございます。また一方ですね本郷ではですねそばの種子栽培と産地として名を馳せております。また一方ですね山林はですね飯島町の72%ということで森林資源っていうのは無尽蔵にあると、で花もある果樹もある茸もありますよと、そうするとですねあれもこれもではやっぱりその焦点が定まらずにアピールができないということを考えるわけですね。先だってあのJIA

Mの研修で高知県の馬路村の上治村長にお会いしまして、私昨年あの私、日本自治創造学会ということでお話を伺いましたんですが、そのときはパネルディスカッションでしたので簡単なお話でしたが、今度は講座方式で少人数でほんとに面と合い向いでお話を伺ったんですが、そこはですね96%が山林という村ですね。人口も1,000人足らず999人というようなことございまして、国道は走っていない鉄道はもちろん無い、それから信号もちろんありません。それからコンビニも無いし学習塾もない何も無い村だよって村長おっしゃるんですね。だけでもその特産品作りたっていうことで自家用のユズの木が方々に農家のところに植わっていたそうです。それを出荷をしていたんですがそれを何とかできないかなあということで、まあ生で出荷するのは先程言いましたように生で出荷するのは一番なんですけれども、なかなか生では傷があったりですね形が悪かったりしてできないということでこれを100%なんとかしたいということでジュースっていうことを考えたんですね。これはあの当時農協の職員であられた方なんです東谷さんといって今組合長さんをやっていらっしゃるんですが、その人がユズジュースっていうことを考えて作り出したんです。で、なんとか美味いっていうことで発売になったんですが、そんなものは最初から売れるはずがないんです。そこで村ですねロゴマークとかテレビCM、こども達を使ったCMなんですそれがですね、パッケージとかを考えてですね、で、かなりの費用を村で出しました。これはまあ馬路村のイメージですよこんなものを作ったんです。それで今ではですねそのユズを主体にして関連の商品でポン酢ですとか、それから化粧品まで出すようになりまして、それが年間売り上げ何と32億あるんだそうです。で、それだけに留まらず今度は森林組合と町の第三セクターでエコアスっていうですねその木材を中心とした物を売り出そうっていうことで、バッグですとかねあの大きな木のバッグですけど、それとか電卓っていうのを発売したんですね、でまあエコブームも手伝ってそれが順調に販売がされてきております。更にですね続々と新製品が出ましてですね上治村長はトップセールスマンとして全国を講演したりして飛び回っていてですねセールスマンの代わりをしているんです。私のところにもお礼状でうちわが来ました。これもあの杉のものなんですよ。で今年もあのエコブームも手伝いましていわゆる節電でエアコンが効かないっていうことで、うちわや扇子っていうのが非常に流行ったそうなんです、ここで東京の大手デパートでいわゆる暑中見舞いとして採用したということで一躍注目を浴びましてですね非常に売れたと、これ1つ280円、送料がですね120円かかっています。でこんなことですね杉の間伐材を使ったこんなものを作った。まさしくですね山里のちっちゃな村が馬路村ブランドというのができたわけです。ところで飯島町は一方どうなんだろうかっていうことですよ。いろんな商品に例えば先ほどおっしゃられました推奨品っていうあれもありますので付けてみたところで飯島町の知名度っていうのは今一つ上がってこない、無いわけですよ。このイメージを上げるためにはですねこの馬路村のこのロゴですねこんなようなもの、これにはですね高知県在住のまあ全国的にも有名な方らしいんですが、かなりの費用がかかったそうです。金額いくらって聞いたらですね教えてくれませんでした。たぶん結構高いんじゃないかなと思います。そういった費用も出してですねやっていくと。町長は飯島ブランドということをおっしゃいました。このイメージアップ作戦で商品ほどの辺に絞っていくのか、その辺のところをですね、お決めにならないと飯島ブランドっていうのは単に飯島っていうステッカーを張っただけで売れるという



とだけであのプロジェクトでも考えとってもらわなければならないわけですが、あの飯島さんサミットも1つの考え方でありまして、かつてそのことをやった経過がございますけれども、少しちょっと尻切れトンボになっておりますが、あの、なにもしていないわけではなくて、すね、これはあの基本的にはやはりあの町の恵まれたこの風光明媚な自然、優れた自然というものを基本にやっぱり売っていく必要があるということの中で、じゃあどう交流を進めていくかということになるわけでありまして、ふるさと大使を通じたり、今11名町ではお世話になってをやっておりますが、まあなかなかあの表立った活動をいただける方とそうでない方とまあいろいろありますので今後まあ考えていかなきゃならないと思っておりますが、そうした方たちを介して非常にあの飯島ファンを作っていたいただいております。特にあの性（なまこ）の名前が出ましたのでアレですが岩間さんというあの札幌ホールディングスの会長さんはルーツがどうも飯島町の岩間地籍、岩間城にまつわる出身の方であろうということが非常にあの共鳴をいただきまして、いろいろとお力添えをいただいて町の活性化にもご貢献いただいております。それからまあひとつにはあの津田令子さんの例の旅行ジャーナリストでございますが、これもあの1年を通じていろんな電波にも載ったり雑誌にも載ったり新聞にも載ったりということで、非常にあの紹介をいただいて、特にあのラジオの土曜日のこのふるさと探訪のトークショーをやっておりますけれども、何回もまあ飯島のことを紹介いただいて、そのことでもって飯島に来ていただいておる方もだいぶ多く見受けられるようになりました。その他先ほどの西村京太郎さんのメロディー、これもまあテレビ化に向けてまた更にグレードアップをお願いしていくというようなことに今やっておりますし、まあそうしたこともやはりあの飯島へ来ていただいて単なる景色を觀て、ああきれいだね、だけではこれはやっぱりだめで、そこにあの付加価値を付いた満足のいくそのおもてなしの心を含めてですすね印象を持って、そのことがまた横に拡大をしていくということを狙っていかなきゃならないということです。千葉の留学交流、子ども達の毎年来ていただいております。その辺もひとつ繋がって是非また大きくなったら飯島へなんかも来たいというようなことも反響で出ておりますので、いろんな考え方を組み合わせながらこの交流人口、そのことが少しでも定住構想、定住につながっていくという考え方で今進めておりますのでご理解ご協力をいただきたいというふうに思います。

久保島議員

是非ですすね飯島ファンを増やすということで交流人口を増やしていきたいなというふうに思いますので、お取り組みをよろしくお願いたします。それでは大きな項目の2つ目に入りたいと思います。マニフェストの最後にですすね6項目目、健全財政の確立というのが挙げてありまして、無駄を省き財源確保と効率的な行政運営の推進というふうに挙げてあります。行政運営の中でまあもっとも重要な点だというふうに私も思っておりますし、町長のマニフェストの中にも挙げてあるということで非常に感銘を受けたところでございます。ただですすね無駄を省きということになりますとちょっとびっくりしました。2期8年実績を積んでこられた町長の実績の中にですすね無駄がまだあるんだなあというふうに思いまして、えー無駄があったんだと、じゃあ何故今までですすねその無駄が削減できなかったのかなあと、野放しになっていたのかなあと、ちょっとですすね不思議な感じがいたしました。まあ町長が無駄だと思っているんだけどわれわれがですすね是非やってねっていうからしょうがなしやっているんだっていうことであればですすね、それもそれかなというふう

町長

に思うんですが、無駄の判断っていうのはですすねこの機関でどなたが行った結果なのか、われわれ議員がですすね、町長それ無駄じゃないのって言うのはわかります。だけど現職の町長がですすね無駄があるということになると何か裏があるんじゃないかなと、その辺をちょっと勘ぐってしまうんですが、町長の無駄っていうところはですすねどんなことを無駄とこういうふうにご考えておられるのか、その辺だけちょっとお伺いしたいと思います。

それでは2つ目のご質問は健全財政の確立ということに対しまして具体的にこの無駄の問題、無駄を省いて効率の良い行政を進めていく、その何を指して何をどう判断するかということでございますけれども、なかなかこれは一概に難しい問題ではあるわけでございますけれども、一般的にはこの無駄とは成果に見合わないコストをかけることを申すということだろうというふうに思います。行政の場合はこの企業の利益のように成果を測るこの指標を必ずしもこの明確にしづらいという部分がございます、何が必要で何が無駄かというような一義的に確立確定をしにくいというまあ要素を持っておりまして、必ずどの様なこの施策や事業に対しまして背景にはまあそれなりきの利益を享受する受益者というものがある存在をするわけでございます、ある人は無駄だと思ってもその人にとっては切実な1つの必須的な要素であるというふうに思うわけでございます、そのことはもう国も地方もいたるところにその行政を展開していく中では存在するというふうに思っております。そこであの当町におきましては時代とともに住民の皆さんの価値観や施策の優先順位も当然のことながら変わってまいりますので、やはりこれは時代の要請を終えた施策や住民ニーズの低いような施策、それから一時的には効果はあるけれども将来展望に結びつかないようなこの施策や手法については、これは税金の無駄というふうに一般的には住民の皆さん方思うわけでございますので、よくそのところを時点時点で十分この認識をわれわれはいたしまして、その改善に努めていかなきゃならないと、そうしたことをまたあの予算や決算を通じて、議会の皆さんを通じ、それからまた町民懇談会等を通じて広くあの議論をいただく中でそのことを絞っていかなきゃならないとこういうまあスタンスで今やっておりますので、今後またそうしたあの何が無駄でどう評価をするかというようなことにつきましては、あの行政報告書やそれからいろんな情報公開の中で資料としては提供してまいりますので、十分またご賢察をいただきまして、いずれにしましてもこれはあの一般的に無駄というものは常識的にはわかるわけでございますから、その辺のところをしかとまあ受けとめて行政運営を進めていかなきゃならないとこんなような考え方でございます。

久保島議員

町長のおっしゃる無駄っていうのはですすねまあそういうことで時代に外れてしまったもの、例えばニーズが無くなっちゃったもの、ということでございます、おっしゃるようにある人には無駄だと思ってもある人には必要だっていうものもカットしちゃうということではないということ安心いたしました。そこでですすね2つ目に入りますが、財源確保ということも挙げていらっしゃいます。一般的にですすね財源といいますが、私がパッと浮かぶのは町税をですすね何か増やしていけないと財源確保にはならないなというふうに思っているわけですね。ところがまあこの景況感というのは非常に悪くてですすね、まあ非常に沈滞ムードでもあるということで法人税は伸びない、当然個人所得も伸びないということで個人町民税も伸びてくるわけではありません。所信表明の中でですすね有利な補助金とか交付金にアンテナを高くしてまあ探していくんだよということをおっしゃって



おられました。確かにですね地域福祉空間整備事業で地域支えあい拠点整備っていうのがずいぶん進みましてほんとびっくりするほどですね。これはまあ確かにホームランだったかもしれません。しかしいつもですねそんな絶好球が来るとは限りませんので、そこら辺とですね町税をどう上げていくか、また財源確保っていうことですねもうちょっと具体的に何かお話し、お考えがございましたらお聞かせいただきたいと思います。

町 長

健全なこの財政を確立をしていく上でどうしてもあの確保していかなきゃならないのが財源の問題でございます。行政財政運営そのものももちろんそうでございますけれども、如何にこの財源を増収につなげていくかという努力がわれわれのひとつの使命であるわけでございます。財源のまあ基本としましてはこの税はもちろんそうでございます。それから交付税や各種の補助金もおっしゃるとおりでございますけれども、やはりこれはあの自前の財源の確保ということがこの町税を通じて最大の財源の確保ということにつながるわけでございますので、何としましてこれはあの少しでも税収を増を図っていくというような考え方をしていかなきゃならないことは当然でございますけれども、ご承知のように大変厳しい経済状況でございまして、ここ数年来、町税というものは11億から12億、辺のところを行ったり来たりしておるわけでございます、なかなか昔のような税収15億を超えるというような状況に至らないのが現実の姿でございます。従ってあのこの増収対策としては国全体のこの景気経済状況というものは国政の大きなまあインパクトでもってまあこれを打開していただい以外にないわけでございますけれども、われわれも地方は地方としてできるだけ努力をしていかなきゃならんということでございます。その税源を如何に求めていくかと、そのことが税収につながるわけでございますので、やはりこれはあの今度の総合計画の中でも基本でございます人口を少しでも増やして、しかもまたこの税の納めていただく、つながる生産人口というものをどうしてもやっぱり増やしていく必要があるということでございます。でないとなんかこれがあの高齢者あるいは生活弱者に回る福祉の財源もなかなか出てこないということでございます。それにはあの住宅の問題、職場の問題、子育ての問題、様々なこの生活基盤の整備をしていかないと、いたずらにこの人口だ人口だ言っておってもこれは実も結ばないわけでございますので、そのための施策をまあ真剣に取り組んでいかなきゃならない。もうメニューは再三申し上げておるとおりでございますのでご承知のとおりでございます。併せてあのこう景気にあまり左右されることのない固定的な財源というものも求めていかなきゃならんということがひとつあるわけございまして、これにはやはりあの生産基盤の整備ということの中で企業の誘致、新たな企業の誘致もしてそこにまあ生じる資産価値に着目した固定資産税等々の税源もやっぱり確保していく必要があるということでございますので、当面に向けてひとつあの企業導入の取り組みが進んでおるわけでございますが、方向としてはだいたい来年度ぐらいそのことが出てまいりますけれども、こうしたことを含めてそしてそこに働く雇用を確保をして、そして既存のいろんな生活、生産活動を通じての税収の増を図っていくというような総合的にまあ組み立ててやっていく必要があるということで今後も取り組んでまいりたいと思っております。

久保島議員

私が期待する返事をいただきましてありがとうございます。要するに人口を増やしていけないとどうにもならないと、そのためにはまああの企業誘致もそうですけれども、子育て支援だとかそれから住宅政策とかそういうことが重要になってくるということ

非お願いしていきたいというふうに思います。さてそこでですね最後のところに移りますが、無駄な話とか財源の話とかっていうのを話してまいりますとですね、経常経費まあ人件費を含めたですねその縮減ということがやっぱり課題になってくるというふうに思います。それが効率的な行政運営と結び付いていくんじゃないかと思えます。ラスパイレス指数ではですねまあ国家公務員と比較しての町職員の給与ですけれども、それは長野県下77市町村の内、そんなに高い方じゃないですね、だけど支出に占める人件費の割合っていうのは県下でも1~2を争う最悪の状況、これは21年度の話ですのでまあこれはちょっと改善されたかもしれませんけれども、そんなことですねまあこれが効率的な人事配置や業務ができてないんじゃないかと心配するところですね。で忙しい人はやたら忙しいんですよ、でサービス残業もしている。支払うべき人件費も本当はね支払わなければいけないのに支払っていないのにもかわらず人件費がのしていると。まあ以前には年長者が多いんでという説明もありましたが、それだとラスパイレスも上がっていいはずなんですけれどもそこはないと、ということは若い人がめちゃくちゃ安いのかなとそういう心配もするところなんです、まあ本来ですねなくてもいいようなことをしてるんじゃないかなあと、またさせているんじゃないかなっていうちょっと心配になるんですね。効率的な人事配置が出来てないんじゃないかと、その辺に無駄はありませんかっていうことなんです。最近町長はよく仕事も煩雑になってきたり量も増えているんじゃないかとおっしゃいます。確かにそうなんです。けれどもそれはどこの市町村も同じことですのでうちだけではないわけです。そうすると効率的な行政運営っていうのはどの様に変えていけばいいのか、まあ人件費などですね経常経費の縮減っていうのはこの辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

町 長

まああの健全財政を維持していくためにはこの収入の増を図らにゃならんということと同時に、やはりこの歳出の方もこれはあのよおく中身を検討してできるものは抑えていかなきゃならんということだろうと思えます。であの経常経費の節減、人件費の問題、当然まあ含まれておるわけでございますけれども、今その辺のところをここ10年来いわゆるまあ行財政改革の考え方として突っ込んだ議論をして実践をしてまいりました。新しいまた行財政改革プランというものも今度の第5次総合計画と併せてお示しをしたわけでございますので、ここにはあのやはり少しでも経常経費の占める割合というものを落とししていかなきゃならん、ただ必要なものまで落として行政効率が上がらないようでは困りますのでその辺のメリハリは十分考えてやっていかなきゃならんというふうに思っておりますが、その1つにまあ経常経費、紙1枚から始まって消耗品から始まるこれはできるだけ無駄のないように、常にあの、今日は林監査委員さんもおられますけれども、そのことに意を注いでやって監査の評価もいただいておりますのでございますけれども、加えてあの人件費の問題も同様でございます。ただこれはあの行政の住民の皆さん方に対するサービスという、これを如何に確保していくかっていうことの中で、人が減らせばそれで行政効率が上がるというものだけではございませんので、これはあの適材配置のバランスの中でこれを配置をして考えて、その中で極力人員削減の中で人件費の削減の中でこの対応をできればということで今日々努力をしておるわけでございますが、ただあの飯島町人件費に占める割合が27%ぐらいかと思えますが、これはあの確かに多い方であり、総人件費が総予算に占める割合が。ただこのラスパイレスが非常にあの飯島町は他の町村に



比べて平均よりも確か低いぐらいの位置にあるわけでございます。これが先ほど言われますとその年齢構成が多いためラスパイレスが多いということには即つながりませんので、その辺のところの補足はまた総務課長の方から申し上げますけれども、現在ギリギリの線で定数100名プラス特別会計の人員という形の中でやっておりますけれども、今後ともそうしたことをまあ慎重に適正配置を含めながら経常経費、人件費の削減に努めてまいると、そのことが新しい行財政改革プランである位置づけであるということをご認識をいただきたいと思っております。

久保島議員 総務課長結構です。実はですねその職員の数なんですけど人口1,000人に対して飯島は10.5人なんです。ところが全国市町村の類似団体を比べると7.5人なんです。その辺のところが多いということがわかりますので是非ご検討をいただきたいというふうに思います。その点町長はいかがですか。

町長 これはあの全国の統計的にはいろいろ考え方がありまして、飯島町はできるだけ民にできることは民にというふうにして移しておりますけれども、やはりあの行政が責任を持って自ら手がけていかなきゃならない業務、これはあの単なる安易に委託すれば人件費は減っていくわけでありまして、そういうものでもないということで、そこで飯島町は頑張っておるということを是非にご理解いただきたいというふうに思います。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を午前11時00分といたします。休憩。

午前10時39分 休憩  
午前11時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。  
9番 坂本紀子 議員

坂本議員 新町合併の論議から自立のまちづくりとなり7年になろうとしています。今期3期目の高坂町長には飯島町を更に特徴ある町にすべく積極的な政策を展開していただき、県内外に強く飯島町をPRしていただきたいと希望するものです。そしてもう1つは、コスモ21の状態であります。飯島町のイメージダウンになっております。早急に解決すべきと多くの町民から意見が寄せられています。引き続き町長としてしっかりと取り組んでいただきたいとお願いするものです。先ず町長3期目の公約にあります買い物弱者の取り組みについてであります。先ほど堀内議員の方から質問がありましたのでその続きの形としてご質問したいと思っております。現在町ではこの買い物弱者の実態をどう捉えているのでしょうか、それについてお答えいただきたいと思っております。

町長 坂本議員のご質問にお答えいたします。冒頭の件につきましては精いっぱい取り組んでまいりたいというふうに思います。ご質問は買い物弱者の取り組みということでこの実態でございます。先ほど堀内議員にもお答えをさせていただきましたけれども、この買い物弱者の町の実態でございますが、これまであの町独自のこの細かな実態調査というふうなものについては行っておりませんが、長野県の商工労働部が昨年9月に行った

65歳以上の高齢者の方を対象とした買い物環境等に関するアンケートというのがございます。そしてその結果、それから今年の3月に公表されました生活必需品の買い物環境実態調査、これによりますと買い物に不便を感じている方を広い意味での高齢者の買い物弱者というふうに位置付けられておまして、更にその中で商店が500メートル以内に無いということ、それから徒歩や自転車で買い物に行けないということ、自動車を運転できないあるいはしないという方もおります。という3つの条件を満たす方をまあ高齢者の買い物弱者というふうに位置付けた定義があるわけでございます。その結果、県内における高齢者の買い物弱者は約52,000人から80,000人という幅が広いわけでございますが推計がされておるわけでございまして、このアンケート調査等の結果から飯島町の買い物弱者の数を推計をさせていただきますと、12月1日現在の65歳以上の高齢者の人口は3,040人でございまして、約400人の方が買い物弱者となっているのではないかとこのように思っております。今後も高齢化の進展に伴いまして特にあの車を持たない方等へのこの買い物弱者対策というものが求められてくるわけでございまして、それからこれはあの後のまた質問にも出てこようかと思っておりますが、具体的にこのことを考えていく上でやはりきちんとした町のこの買い物弱者等の中身というものを実態を把握する必要があるというふうに思っておりますので、今後のあの制度を考えていく中でこのこともきちんと調査をしてまいりたいというふうに思っております。

坂本議員 先ほどそのように言われましたまあ人口65歳以上で3,040人、31%の高齢化ということでこの取り組みは弱者対策の取り組みとして県内では既にいろいろな形で始まっております。企業がビジネスチャンスとして資本投入して始めたところがあります。全国初の取り組みとして上田市のイトーヨーカ堂が箱型の3トントラックを改造し生鮮食品から日用品まで約150種類を並べ車内で買い物ができるようにしています。これは移動販売車になります。で、たぶん数千万円はかかっていると思われまして。大手スーパーだからできることかと思われまして、これよりも資本を掛けずにやっている事業もあります。これは軽トラックに商品を乗せて行って売るというもので、飯田の商工会や東御市のセブンイレブンが始めております。飯田商工会議所は県の地域発元気づくり支援金980,000円を元に始めた事業です。しかしこれは単年度の支援となりまして、来年1月以降は行政のバックアップが必要と言っております。セブンイレブンの事業に対しては全国で8番目ということで東御市の信州鞍掛店がお弁当や飲み物など150品を乗せて販売するというものもあります。飯田市の座光寺地域自治会や軽井沢町の社会福祉協議会などです。買い物代行という事業では上松町のNPO法人福祉ネットワーク木曾や、木曾町の本町発展会などがあります。いずれにせよ町はこの事業を県からの補助金を受けて行うのか、またこの事業における予算をどれくらいと考えて展開する予定なのかお答えいただきたいと思っております。町の高齢化を考えると多少資本投入しても移動販売車で事業展開していった方がいいと私は思います。まあ先程の堀内議員との話の中では移動販売車ということを考えているということですが、どのような展開をしていくのかお答えをいただきたいと思っております。

町長 繰り返しになるかもしれませんが、今あの町がこの買い物弱者対策として考えておりますのは、やはりあの今お話にも出てまいりました先ほども申し上げましたように、移動販売事業というものを主体に考えてこの制度をつくっていききたいというふうに思っ

ております。で、この移動販売車のメリットは町内どこにでも行ける身軽さと買い物をされる皆さんとの対面販売であるために、その感想や意見等をダイレクトに聞くことが出来たり、それからいろんな情報の収集がまたその現場でできるというようなメリットもあるわけでございますのでそんなこと、それからこの移動販売車の組織運営それから事業費などの具体的な施策については、今後あの国や県レベルでの買い物弱者に対応できる補助事業の考え方を今、特に長野県でも阿部知事今いろいろと検討されておるようでございますので、そうした考え方の情報というものを十分に収集をいたしまして、そうしたこの支援の詳細というものを見極めながら今後の取り組みの検討をさせてまいりたいということでございます。いずれにいたしましてもこれはあの特に最初のハードの部分については県の補助事業を取り付けないことにはこの計画というものは町としてはまあ出来ないというような1つの考え方もございますので、極力そのことを求めながら全体的なあの事業費や詳細についてのことはまだ全く白紙でございます。従って今後制度設計を詰めていく中で十分検討してまいる項目であるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

坂本議員

先ほどですれ県内の取り組みについていくつか例を挙げましたが、町はこの事業をまあ単独で行うのか、まああのひとつ前の話のもう少し突っ込んだお話なんですが、単独で行うのかそれとも民間の事業者と共同で行うのか、それとも民間に委託するつもりなのか、ある程度計画が考えられているならばこちら辺のところも分かる範囲でお答え願いたいと思っております。

町 長

この制度を今後進めていく上で今この町の行政として考えておりますのは、町の一般会計もしくは特別会計を組んでこの事業を取り組んでいくという考え方はございません。であのちょっとその取り組みにつきましてまたこれはあの組織の問題として今議会の最終日の全員協議会の中でもご報告をさせていただき予定になっておりますけれども、現在、飯島町振興公社がございます。この振興公社がまあこれはあの全国的に財団法人の見直しがあるわけでございますが、法人制度の改革によりまして既に飯島町振興公社はこの11月18日に解散をいたしました。一旦解散をして清算に関する業務を今行っておる最中でございます。従ってあの平成24年の3月31日をもって今の振興公社は名実ともに解散をして無くなるということになりますけれども、新たな組織はそれに生まれ変わる組織として同じまあ振興公社という名前になるかどうかちょっとこれから振興公社の評議員会、理事会等詰めてまた議会にもいろいろと報告をさせていただきたいと思っておりますが、いずれにいたしましてもこの4月1日から新たな組織に向けて発足をしていくという前提で今検討をしております、それで今回のこの買い物弱者対策の取り組む事業主体的な中心的な組織としてこの新たな事業展開として飯島町振興公社を位置付けていきたいという考え方を今持っておるわけでございます。従ってあの振興公社でそれじゃ全てやるのかということではないんですが、そこがまあ司令塔になりまして、その仕組みの中で先ほども堀内議員の方にもいろいろお答えしてまいりましたけれども、関係する商工会さんやJAさんそれからそれぞれの町内のいろんなあのお店を運営しておる方たちもおります。実際にはそうしたところからまあ仕入れてってというような話になってくるかと思っておりますし、それから地区の組織組織で営農組合や法人やということもあのご提案もいただいておりますので、そうしたことを全体を網羅しながら飯島町としてどういう形がいいのか、いずれにしてもあの手法としては民間活力でまあ、振興公社もひとつのこれは民間組織というまあ財団組

織になりますので、町行政そのものではないわけでございますが、そうしたことも含めてまあ今後立ち上げに向けて準備を考えてまいりたいということでございますので、まだあの確たる細部の詰めのお答えができませんけれども、今後十分時間をかけてそのことを築き上げてまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

先ほどのイトーヨーカ堂やセブンイレブンの事業は始まったばかりなので採算性がどうなのかということはまだ今後わからない状態でありましてけれども、飯田商工会の取り組みも長く続けていかれるかということはまだ不透明でわかりません。飯島町の買い物弱者の方々がどんな品物が必要なのか調べてみないとわかりませんが、商品内容が食品中心ということになりますと収益を生むというより福祉的観点での事業になっていくのではないかと思われませんが、この事業を始めた場合に今後安定するまで支援をしていくつもりなのかその点はどのように考えていらっしゃいますか。

町 長

まあこれがあの移動販売車というものを主体に置いてこの事業を取り組んでいく場合には当然あの経営計画というものがどういう形のものにしていかなきゃならんかというふうに考えてまいりたいと思っておりますが、であのなかなかこれはあの利害、採算が取れるというような事業にはなかなかいかんだろうというふうに考えております。初期投資についてはいろいろあの県等の支援も期待をしながらやっていくことになろうかと思っておりますけれども、実際のまあ運営となりますと参加団体がどういうひとつのそれぞれの考え方でこれに参画をいただけるのか、あるいはまたこの現場でのいろんなこう場面の中で安否確認のことも含めて考えた方がいいのかというようなこと、それからボランティアさんの参加をいただけることを考えた方がいいのかどうかというようなこと、それから全体としてあまり町でこの財政支援に頼るといってもなかなかまいりませんけれども、その辺のところをどういうふうにもまあ組み立てていくかということが今後のまあ最大の課題でございますので十分検討させていただきたいと思っておりますけれども、考え方としてはこれはあのいわゆるそうした買い物弱者さんの方々に必要な物資を提供の利便を差し上げるというこの経済行為ということをよりも、やっぱり福祉の立場でのこの取り組みということにまあなっていく、そんなような考え方で今この内容をこれから検討しておるところでございます。

坂本議員

総体的なお話の中ではまああの収益というより福祉的な意味合いを強くするというお話なんですけれども、まああの買い物弱者とこちらサイドで思っている、例えば先ほども農協のJAさんの宅配サービスを利用していらっしゃるという人もいらっしゃいますし、またあの親戚や身内に定期的に来てもらって助けを必要としないという場合もあるかもしれないので、是非あの事業を展開するにあたりましては町内の方々の買い物弱者がどこに住んでおられるのかという問題や、これから5年後に助けを必要とする人たちの状況がどのように変わっていくのかとか、まあ実態としてその方たちがどんな商品を探しているのかなどまあ細かいリサーチをして具体的な形を詰めていった方がいいかと思っております。またあの坂城町での取り組みにおきましては2つの企業さんには町がお願いをして始まったということでございます。まあそういう形の中でそうやってあの企業が利益を迫り出してやっていくってことはまあ行政サイドでそういう事業に乗り出すことよりかもしはるかにいろいろな画面では分かっていることが多いと思っておりますので、やっていただけるもし企業さんがあるとしたらまあ一応振興公社という形ではありますが、そういう企業も共にそ

こに入って展開していくというようなことも考えて、町内の業者それからJAなどの方たちと話をしながらこの政策を展開していただきたいと思います。

それでは2つ目の質問になります。3月11日の原発事故により大気中にヨウ素、セシウム、ストロンチウム、プルトニウムなどの放射性物質が飛散し、広く東北、関東、東海、長野県まで汚染し、ぐるりと地球を回り、また日本に戻ってきたことは皆様ご存じだと思います。これにより、山も川も海も農地も建物も汚染し現在も事故現場から大気中に海水にいくらかの放射性物質が漏れ出し流れ出しています。新聞やマスコミは現在大きく取り扱わなくなりましたが、実態は原発事故は収束しておりません。原発事故後の学校や保育園の給食の安全についてお聞きしたいと思います。まず現在の食材の生産地と量はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

教育長

それではあの私の方から先にお答えをしたいというふうに思っております。詳細については給食センターの統括責任である次長よりお答えをしたいと思っております。給食については私も常々申し上げておりますが、単なる食事の時間ということではなくて大事な重要な教育活動の1つの柱だというふうに思っております。それだけに今、議員のお話がありましたように原発事故後の安全確保をどういうふうにしていったらいいのかということも私も真剣に考えているところであります。食べ物の産地はですねこれまであの給食の献立委員会の関係する皆さんが子どもの喜ぶ姿を顔を思い浮かべながら産地をこれまで、例えば今月はどこそこの魚を使おう、あるいはその時期になったらこの果物を子ども達に提供しようというふうに期待や関心を込めて選択してまいりましたけれども、今では逆にこの食材は果たして安全なのか汚染されていないだろうかというそういう基準でもって選択するようになったということは大変不幸なことだというふうに思っております。その食材が子どもの口に入るからこそまあ私自身一層複雑な思いがするのが正直のところであり、先ほども申し上げましたように現在どのような食材をどのような産地でどの程度供給、提供、あるいは購入しているかということにつきましては次長の方からお答え申し上げます。

教育次長

学校や保育園の給食食材につきましては食育推進の視点から地産地消に取り組んでおりまして、できる限り町内産や県内産を中心とした食材を調達し、給食に使用するよう努めているところでございます。ご質問の食材の生産地別の割合を品目ベースでお答えをいたします。初めに学校給食センター関係であります平成22年度の実績を県内産と県外産の比率で申し上げます。この県内産には町内産を含めた数字ということでご理解いただきたいと思っております。22年度実績で県内産が46.6%、県外産が53.4%です。このうち町内産だけを取り上げますと町内産の食材は全体の27.5%を占めております。また本年11月の1週間、この期間の食材の生産地別の割合について申し上げますと、県内産が60%、県外産が40%で町内産は全体の24.6%という状況でございます。県外産の食材の産地についていくつか例を申し上げますと、人参が千葉県、小松菜が埼玉県、キュウリが愛知県と宮崎県、さんまが北海道、といった状況でございます。

次に保育園の給食食材についてですが、こちらも本年11月の食材の生産地別割合について申し上げますと、県内産が46.8%、県外産が53.2%、町内産は全体の19.2%を占めております。

坂本議員

お話にありました県内、県外というパーセンテージでいくと県外がやはり50%以上

ということになっております。で、放射線障害にはまあ外部被曝と内部被曝がありまして、外部被曝には、というのは身体の外側に放射性物質があり外側から被曝していきます。過去におきましては広島、長崎で原爆が落とされたときや今回の原発事故現場での高濃度の放射能を浴びてしまったり、流れ出た汚染水に触れてしまったとき発生するという事です。内部被曝には呼吸したり食べたり飲んだりするときに身体の中に放射性物質を取り込んでしまうことを言ひまして、チェルノブイリ事故後多くの子ども達が甲状腺がん、白血病、白内障などの病気になったり、胎児が知的障害や新生児死亡などを起こしていることの多くは内部被曝によるものといわれています。内部被曝の80%が食品からという結果が出ております。内部被曝が何故怖いかと言いますと身体の中に入った放射性物質は細胞や組織の中に留まりましてその中で放射線を出し続け、細胞のDNAを切断してしまい遺伝子異常を起こさせます。被曝が多く箇所できると遺伝子の修復機能が追いつかず、修復ミスがそのままDNAに伝えられ遺伝子異常をした細胞が増えてしまうということになります。だから細胞分裂が活発な胎児や子どもに特に悪影響があるということなので、お母さんのお腹の中で胎児のときに生殖細胞を傷つけられた赤ちゃんが大人になりまして妊娠したときその赤ちゃんにまで影響が出るといわれていることはチェルノブイリ事故後の報告書にあります。しかしですが50歳以上の方々にはあまり放射能の影響は表れておりません。内部被曝が食品から始まることを思うと子ども達が食べれる食品の食材購入は放射性物質が落下した地域や空間放射線量の多い地域からは購入してもらいたくないと子どもを持つ母親たちが思うのは当然のことと思います。事故後の給食の食材に対する考え方は町としてはどのように考えているのでしょうか。

教育長

福島第一原発事故以来、食品の安全については私も大変関心を持ってきております。先ほどお答えしたとおりであります。残念ながら先週大手食品会社が製造した粉ミルクから放射性物質が検出されましたが、まあこのことは改めて私たちに食品の安全確保をどうしていったらいいのかということ、それから生産地や流通過程を含めてより慎重な対応をしていかなければならないという重い課題を与えたまあそういう時代に入ってきたなあというふうに思っております。あのストロンチウムは骨に蓄積し、ヨウ素131は甲状腺に蓄積して、特にあの発達時期細胞分裂盛んな子ども達にとっては大きな影響を与えているということは私も十分認識しておりますし、これまでもあの残留農薬や汚染米の事故の混入といった食品事故の事例があったわけでありましてけれども、その教訓から食材の購入については慎重が上にも慎重を重ね、配慮をしながら進めてきたわけでありましてけれども、そこに新たに放射能汚染というまあこれまで考えられなかったことが加わったことを大変重く受け止めておりますし、この問題はですね数年では解決できない将来に渡って配慮をしていかなくちやならない重大な出来事だというふうに私は受け止めております。まああの政府の発表するあるいは文科省から発表する数値をまあ1つの基準として、あるいは厚生労働省から発表される数値を基準にしながらまあそれを頼りにあの食品の選択、食材の調達を考えているわけでありましてけれども、いずれにしても放射能が子どもに与える影響というものは先ほど申し上げましたとおり大人とは全然違うということも十分認識しておりますので、今後一層安全確保については重視し対応していきたいというふうに考えておりますし、当然のことだというふうに思っております。

坂本議員

ただいまあの教育長の話の中でまあ重視して対応していくということでしたけれど

も、まあ私が6月の一般質問の中で放射能に対しての知識を町民や学校に広げてほしいと要望したことは覚えていらっしゃるかと思いますが、あの給食を作っている現場の方に伺いましたけれども、事故後ですれ食材に対する注意も放射能物質の内部被曝に関することも何も説明が無かったと伺いましたけれども、具体的な対応は何かなさったんでしょうか。

教育長 当時のお話ではあの当時牛肉の汚染された牛肉が流通されているということで、それに絞ってお答えをしたわけでありますが、その後、国のあるいは県の発表の中では汚染された食材ということについては特段報告連絡がなかったものですから、それぞれの個々の食材についてセンターの方、あるいは調理に携わる者について情報を伝えるということの機会はありませんでした。

坂本議員 原発事故後、国は半減期が30年と長いセシウムにおいて食品に含まれる暫定基準値を1キロ当たり500ベクレルと、飲料水、牛乳、乳製品は200ベクレルと発表しました。この数値は現在のベラルーシの数値よりも高い数値で内部被曝を懸念する多くの知識人や女性団体、汚染地域の母親は政府に対して子ども用の低い数値の見直しを求めたわけです。現在ベラルーシでは子どもへの食品すべてが37ベクレルの基準になっています。その後12月1日文科科学省は東北、関東、甲信越、静岡県の17都県の教育委員会に小・中学校の給食の食材に含まれる放射性物質を40ベクレル以下とするよう通知し、食材に含まれる放射能物質の検査機器を購入する場合は1都県あたり5台分を補助するとされました。現在、牛肉においては全頭検査が行われていますが野菜や果物、お米においてはスポット的に採取し、3週間に3回検査をし、基準値が下回っていれば出荷されます。こうした中、福島県内数カ所から暫定基準値以上のお米が発見され、中には販売されているものもあったということです。またあの先ほど教育長が言われました粉ミルクの事件がありまして、この粉ミルクは30.8ベクレルという放射性物質を含んでおりまして、しかしあのこれが発見されたというのはそれ以前にですれ二本松の市民団体が独自に調べる中でセシウムが発見され、この会社に再度検査するよう求めていてこれが新聞報道となったということです。以上のことから市場に出回っている食材が安全とは言い切れない状態にあります、そんな中、町では使用食材の放射能物質の検査をしているのかどうかお尋ねします。

教育次長 給食に使用する食材につきましては現在町独自の放射性物質検査は行っておりません。現在、市場に流通されている食品、先ほども指摘がございましたように国が指定した17の都県、ここでもって検査が実施されておりまして安全性が確認されていまして、その検査結果は国や県のホームページで公表されているところでございます。それから県内で流通している県外産食品、こちらの検査結果についても県から町へ直接情報が届くようになっております。こうした情報を確認した上で安全な給食を提供するよう努めているところでございます。しかしながら子どもの食の安全、こちらには万全を期す必要があることから今後定期的に放射性物質の検査を実施する方向で考えております。で、検査は専門の検査機器が必要となってまいりますのでこういった機器を保有する県あるいは近隣の財団法人、こちらに委託する方向で考えております。先ほどお話がありましたとおりの国の第三次補正予算を受けまして県が学校給食用食材の検査機器を導入して、希望する市町村の給食食材の検査を行うという方向が示されております。実施時期については現在検討中ということでございます。この検査ができるようになった場合の対応ですが、学校給食センター

の食材の入札、現在あの2週間に1回入札を行っておりますのでこれに合わせる形で2週間に1回程度、品目数としては3～5品目、この食材について主に県外産の食材を中心に検査を行うよう考えております。それから食材を検査する時期であります、やはり給食に使用する前、つまり子ども達の口に入る前に食材の検査を行うという方向で考えております。それから仮にこの話になりますが検査結果、放射性物質が検出されたという場合にはその食材を除外をして給食を提供する、あるいは複数の食材から検出されて料理として成立しなくなるようなケース、こういった場合にはその献立を除外して給食を提供するといった対応を考えていきたいと考えております。それから県の検査は学校給食に限定されるということがありますので、保育園の給食食材については先ほどの財団法人の検査機関へ検査を委託していく方向で考えております。それからもう1点、給食に使うすべての食材について毎回放射性物質の検査をすると、これは極めて困難だと考えております。従いまして現在内閣府に設置されております食品安全委員会から出されている食品の出荷制限ですとか摂取制限、こういった情報、更には県から出される放射性物質検査の結果情報、こういったものに留意しながら安全な給食を提供するよう努めてまいりたいと考えております。

坂本議員 今言われたようにまあ検査していく方向であるということで、具体的な検査回数それから品目名、品目の数ですれおっしゃっていただきまして非常によかったと思います。あのもう1つあのもう少しあの食材を購入するということに関してですけれども、食材を購入している業者っていうのの中でまあ信頼を持ってそこから買っているという現場のお話でしたけれども、まあその業者がすべて調べているわけではないということはまあ先程言った粉ミルクの報道から何かからしてそういうふうな形だと思います。なので、空間放射線量が多い所とか放射性物質が落下した地域からの食材はなるべく購入しない方向にした方が私は危険は避けられると思いますが、その点についてはどう考えていらっしゃいますか。

教育長 基本的には今の議員の考えとそう変わるところはないわけでありましてけれども、しかしながら一方においてですれ風評被害といいますか、あらぬその産地のですれ生産者に対してといいますか、これだけ日本が一体化して立ち上がろうとしている時でもありますので、まあ口に入る子どもの食材ということも当然考えてはいるわけでありましてけれども、あまりここの産地はすべて危険だ、危ないという認識でもって選択していくのもまた別の考えからですれ、やはり慎重に考えていかなくてはいけないのではないかな、あくまでも検査機関に委託した数値あるいは国から発表されるものを頼りにやっていくというふうに入札していきというふうには基本的には考えております。

坂本議員 確かに生産者の方たち、まあその放射性物質が落下した地域やその可能性があるという地域の農産物の生産者たちはそれを出荷しなければ生活ができないわけでありまして、まあそういう地域はできたらあの子ども達が食べるというよりも私たち大人たちがそれらを食べ支えていくという方向がいいのかもしれませんが、まあできる限りあの避けられる地域からは避けて購入して、なるべく町内や県内の食品を使っただきたいと思っております。

次に最後の質問になりますけれども、内部被曝による危険性ばかり先程から強調してきていますけれども、それぞれの放射性物質の性質を知ることにより飲料水においてはヨウ

素は活性炭で100%取れます。またセシウムやストロンチウムはゼオライトに吸着させて除去できます。お米や麦は外皮に溜まりやすいということで精米してから水でお米をよく研げばほとんど除去できます。野菜はよく洗って湯がいて水にさらせば50～80%は取れます。セシウムやストロンチウムは水溶性なので野菜や魚などよく洗い、根菜類は皮をむき煮物、酢漬、塩漬などをして素材から水分を抜くと30～60%が除去できるそうです。その場合煮汁は食べないようにした方がいいのですが、そのように食品による内部被ばくの実態や今言ったような調理の仕方で被ばくを除去する方法がいろいろあるということなど調理をする方たちが勉強会を開いたりとか知識を習得するような指導を教育委員会は行っていますか。その点についてお答えいただきたいと思います。

これまであの給食への異物混入あるいはあの調理作業上の安全といった点については、会議だとかあるいは事前の打ち合わせなど機会あるごとに扱ってまいりましたが、今ご指摘のように原発事故をきっかけとした内部被ばくについて、あるいはそれによるこの健康被害についての学習会、研修会などは行ってはまいりませんでした。あの先ほどもお答えしましたように国からの食材についての情報提供があったときには速やかに現地の機関へ伝達してはまいりました。またあの今お話のありました調理によつてのその被ばくを少なくするそういう調理方法についての情報もインターネット上では提供されておりますし、また今お話のありましたようによく水洗いをするということも私は十分認識しております。あの先ほど出てまいりました専門的な部分に関わる内容ではありますけれども食品安全委員会から出される健康影響評価といった公的機関からの情報、あるいはまたあの地区ですら検査をしていただく機関に委ねた結果を調理に携わる皆さんに流し、得られる限りの安心安全情報を給食に生かせるように努めてまいりたいというふうに思っておりますし、まああの情報に振り回されることなく必要な重要な情報についてはその折々に関係、調理に携わる皆さんあるいは栄養を献立を立てる委員の皆さんに情報を流しながら、学習会とまではいかないにしても情報を共有して調理、給食の提供を進めてまいりたいというふうに考えております。

この調査をというかこの質問を書くにあたりまああの給食室の方にお話を伺いに行っただけですけれども、その後ですねこういう食べ物と放射能の話というのと、この原子力と原発の基本という、この2つがありまして、これは非常にあの中学生でも読んでも分かるような本になっております。で、私はこの2つをまあ、渡しまして是非参考にして今後の給食を作る段階に役立てて欲しいと置いてまいりましたけれども、原発事故後、県内の放射線量は平均0.0378でしたけれども、事故後から0.04～0.07の間を推移しておりまして、軽井沢、長野、それから中野、佐久、上田などの汚泥からはセシウムが検出されています。また県内産の施設栽培のマイタケ、ナメコ、などからはセシウムが微量のセシウムですけれども出ております。そして今も原発事故は完全に収束していません。自然への畏敬を忘れてこの地震大国に54基もの原子力発電所を作ってしまった責任は私たち大人にあると思っております。私たち大人は期限を切って全ての原発を止める方向に努力しなければいけないし、あらゆる再生可能エネルギーの研究と開発に早急に取り組まなければならないと思うわけでありまして。私たち大人の愚かな選択のためにこの子ども達は今後原発の被害者として生きていかなければなりません。だからこそ危険を避ける最大限の方法をとって内部被ばくを最少にするよう行政は尽くすべきだと思いますが、最後に

教育長

坂本議員

教育長

議長

議長

8番

中村議員

町長

もう一度、教育長のお答えを聞いて質問を終わりにしたいと思います。

議員のご指摘のとおり私も全く同感であります。子ども達の食の安全については最大限の配慮するという事は大人の最大の責任であるというふうに私は考えております。以上です。

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時43分 休憩  
午後 1時30分 再開

休憩を解き会議を再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。  
8番 中村明美 議員

初めにこの度の高坂町長の3期目でのあいさつでは、今後の町財政に対する意気込みを感じました。どうか任期中はお体に十分ご留意下さしまして町民のために幸せのために一心不乱にご活躍いただきますよう切に要望いたします。

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。上ノ原幹線の歩道を広域農道までつなげることが急務であるが対応はどうかについて質問いたします。上ノ原幹線に歩道設置を求める要望は30年ほど前から地元はもとより多くの地域住民で署名活動をしてきた経過があります。しかし町からは費用面や要望順番があるとの理由で歩道設置は進まず、待たされ続け危険と背中合わせで子ども達は毎日通学しています。昨年国の支える交付金が入り広域農道までの測量、「どーなつ庵」までの歩道が設置できました。あきらめかけていた歩道が出来、安全環境が守られました。歩道の幅は狭いですが地域の皆さんはそのことに対する苦情もなく、ようやく出来たとの喜びの声が聞かれました。しかし財政が厳しいからと残りの280メートルについては未定です。またこのまま国の交付金があるまで放って置かれるのかと大変不安を抱いております。飯島小学校や派出所の所長さんからも子ども達や歩行者の安全確保のために早い設置を求めています。第5次総合計画の交通安全対策では、主要施策①道路環境の整備で幹線通学道路を中心に計画的に歩道を整備とあります。測量済の広域農道区間はここで言われる幹線道路であり通学路です。子どもから高齢者までの歩行者の安全安心が確保されることが急務です。是非次年度予算に予算化をし完成させることを求めますが町長の意見を伺います。

冒頭中村議員からも私の就任に対して触れていただきまして、ご期待に添えるように精いっぱい頑張っておりますのでよろしくお願い申し上げます。中村議員からは先ず上ノ原幹線の歩道を是非まあ広域農道までつなげることが近々の課題であると、この見通しはどうかということがございます。上ノ原幹線の状況につきましては今もお話にございましたけれども、第一横道線、これはあの中学校のテニスコート横でございますが、ここから広域2号線いわゆる広域農道まで全長で530メートルのうち、お話にございましたように平成21年度と22年度の2年間で国の臨時経済対策等の有利な補助金を活用して、一部町費も投入をいたしまして、この第一横道から上ノ原東線、いわゆるあの名前で申しますと、どーなつ庵までの250メートル整備を致したところでございます。お話にござ



いますようにこの上ノ原幹線につきましては飯島小学校あるいは中学校のPTAなどからの再三まあ陳情をいただいております、通学路では交通量も多い状況は十分認識をいたしまして一刻も早いこの整備を図っていかねばならないということ承知をいたしておるわけでございます。残りにつきましては280メートルあるわけでございますけれども、やはりまあこれの財源のことを申し上げるとまた財源かという話になるわけですが、どうしても今後普通の事業の取り組みで考えて行った場合には、こうした今後のこの部分の歩道整備につきましては一切補助対象とならないようなまあ仕組みになってしまうわけでございます、事業費で見込める額が今残りの分で約21,000,000というふうにまあ試算をいたしておるわけでございますけれども、従ってすべてこれはあの町費まあ一部あの単独債等も起こしてというようなお話にも考えられるわけでございますけれども、まあそういう現実の姿があるということでございまして、先行して着手いたしましたあの国の経済対策等の特別のまあ対策が出ればまた話は別になるわけでございますけれども、なかなかこの平成24年度新年度で一括これを取り組むというわけには困難であるということ申し上げなければならぬわけでございますけれども、いずれにいたしましても過日その辺も含めて町の実施計画の作業の中で検討をいたしまして、やはりこれはあの交通安全対策上命にかかわる部分の問題もございまして、是非まあちょっと1年お待ちをいただきたいというふうに思います。従って何とかまあ財源を確保した上で、残り広域農道までの全線を一括25年度の中で財源調整をする中で一括して事業を完成させたいというふうに今、このような考え方で今組み立てておりますので是非ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。それまでの間の対応といたしましては通学路の見直しや交通安全マナー向上についてまあ学校やPTAやそれから地元あるいは教育委員会一緒にまあご検討いただきまして、安全対策それから安全通行の面に是非ひとつ確保をお願いして事故の起こらないような対応をしていただきたいと、あのまた信号機の設置も今予定しておりますので、そんなことでひとつちょっと1年掛かりますけれどもよろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

中村議員

ただいま町長の方からは来年度では難しいので25年度の中で一括してやっていきたいという答弁をいただきました。本当に待ちに待っているところでありまして、かなり大型車が走り、以前には小学生がランドセルをこう引っ張られてですね大事には至りませんでしたけれども事故になったこともあるし、高齢者が事故に遭われたこともあります。そんなことを考えますと必ずですねあの25年度実施への必ずしていただきたいというふうに思います。またあのここで教育長にも通学路ということでねあの歩道に対して教育長にも一言お伺いしたかったわけですが、町長の方から25年度というふうに今あの明快な答弁をいただきましたので省かさせていただきます。

ではあの2番目の質問に移らせていただきます。可燃ごみ減量に向けての今後の対策はについて質問いたします。22年度の可燃ごみ収集量は1,056.35トン、前年度比9.8%と減っています。しかし家庭計1人1日排出量で見ると208.7グラムと前年度比約10.2%と増えています。すべてのごみの収集量で見ても前年度比10.8%と増加しています。町は減量に向けた取り組みを行っていましたが、昨年は思いに逆行する結果となりました。23年度以降に向けて改善策が打たれたと思いますので、今後の可燃ごみ減量に向けた対策と関連して前年度収集量の解析結果もお聞きします。

町長

続きましてごみの減量化に向けての今後の対策でございまして、1人当たりのごみの排出量が増加傾向にあると、今後の課題、対策の問題でございまして。現況については今お話がございましたように、可燃ごみの処理量につきましては平成22年度実績で前年度と比較して100.1%ほぼまあ横ばいの状況ではございましたが、1人当たりの1日の排出量が208.7グラムで、4.2グラムこれは率にして2%の増加とお話のとおりでございます。平成17年度の220.2グラムから減少をしておりました排出量が6年ぶりにまあ若干ではありますけれども上昇経過を示したという結果になりました。地域の状況や世帯構成によって可燃ごみの排出量は異なりますけれども、上伊那での1人当たりの排出量これは303.6グラムというふうに出ておりますけれども、これらに比較してみますと飯島町はこの7割という現状でございまして、特にまあ生ごみについてはコンポストや生ごみの処理機による農地還元によって減量化に努めていただいております結果がこうした顕著に出ておるといこともございまして、これらの非常にあの効果が住民の皆さん方のご協力に感謝をしながら、今後とも処理容器等の普及促進、補助事業を伴っての対応については今後も継続をしてみたいといふふうに思っております。それから可燃ごみの構成の中では包装紙やティッシュペーパーの箱やカレンダー等の雑紙類が増加傾向となってきたおるといことになります。小さな雑紙類についても飯島町では従来より雑誌類として雑誌と一緒に梱包していただければ資源物として回収をしておりますので、広報等によって資源化に取り組む中で減量化を推進していきたいというふうに思っておりますので、是非こちらの普及啓発も精いっぱいやってまいりますけれども、この取り組みの減量化に向けてのご協力も住民の皆さん方是非お願いしたいというふうに思っております。それから現在、上伊那広域連合では新たなごみ処理の焼却施設を計画しております、平成25年度には施設の規模も可燃ごみの排出量によって決定をされる見込みでございます。その時点でのまたいろんな状況を把握するわけでございますけれども、最近のまあ経済状況の中でこうした外食が減って家庭内でのまあ家族団らんも含めて食事の機会が皆で家庭でやるというようなことかと思いますが、この家庭内での食事の機会が増えるということになりますと勢いこの排出量も1軒の家の中では増えてくる、その増加の原因とも言えますので、どうかひとつこのまあいろんなあの食事会や宴会もそうでございますけれども、それぞれ食卓の家庭でのこの適量な食事の準備あるいはそうした会食の準備等をしていただきましてですね、食べ残しのない食生活を心掛けていただきたいと、これはまあ皆の1つの共通の認識の中で考えていく必要があるんじゃないかと、これはあの前々からも言われておるところでございますけれども、こうした事態も備えてやはりあの減量化のためという面も含めましてですね是非ご理解ご協力をいただきたいというふうに思っております。

中村議員

経過を伺いました。先ず私たちの地域は何処にも増してですね自然に恩恵を被っていると感じます。その恩恵に甘えるだけでなく、何処よりも増して全町民が自然の恵みに感謝の心で行動することが恵まれた自然界と共存する条件かと思えます。可燃ごみの減量化活動もそのようなことから考えると大変重要な取り組みでしょう。可燃ごみ削減に向けて私なりに調べてまいりました。その中から質問や提案をさせていただきます。まず関連になりますけれども、ご承知だと思いますが伊那市では本年10月から新聞紙と折り込みチラシを分別しないで回収、一緒にですね回収するようになりました。市では住民に分別の一手間を楽にさせるとの思いから始めたようです。分別した時期、自治体では担当者が立



ち会い分別を徹底、また混入物があると業者から担当課に警告が入り、それをその都度市民に分別を徹底してきたようです。そのため混入もほとんどなくなったようです。回収業者には委託料を払い業者が混入物チェックを行っているかということは市は把握していないようです。そのことを伺いましたので私も町委託業者に伊那市同様に一緒にですねあの新聞紙とその折り込みチラシを回収できないかということをお聞きしましたところ、入れてはいけないものが混入しなければ分別なく回収しますということでした。しかし折り込みチラシだけ今飯島は別に出しているわけですが、その中に雑誌とか金属の入ったものが一緒に混入されているそうです。そしてこまくさ園で今は有料で分別をお願いしているということをお伺いしました。そのようなことをね町は業者から知らされていたのか、またそういうことをこうまあ管理というかですね状況を知っていたかどうか、その辺をお伺いします。

町 長

まああの可燃ごみにかかわらず資源ごみにかかわらずこれはあの減量化ということはどうも当然のことですけれども、あの飯島町はいわゆるこの自治会組織といいますが環境衛生自治会等も中心になっていただいて、このごみの減量化、分別ということについては他の町村に先駆けて大変まあ取り組んできていただいております、そのことが減量化につながっているということの一面は当然あるわけですが、まあ今伊那市の例を言われましたけれども、あのそうした今までの状況があるということはひとつ事実でございます。まあいろんな取り組みをして更に減量化を進めていかなきゃならんということで、今、業者さんのお話の内容もあのちょっと詳しいことは私も承知しておりませんが、担当課長の方で実態についてご報告を申し上げたいと思います。

住民福祉課長

ただいまの状況について町の方で聞いているかということでございますが、あの担当の方では伺っていることは事実でございます。またあのそういったいろんな地域の他市町村の状況やなんかも把握をする中で今後に備えていきたいというふうに考えております。

中村議員

当町は古紙回収委託料は昨年からは無料になっていると思いますが、業者さん側に負担のないよう住民にモラルとかルールをですね再徹底して、早いうちにですね新聞と折り込みチラシと一緒に出せるような環境を作ってほしいと思いますがその点いかがでしょうか。

住民福祉課長

そのようなことにつきましても今後検討していきたいと思っておりますけれども、あのちょっとあの違う話になるかもしれませんが、1つあのごみ減量化の関係で当町につきましても例えば小さなこういうような紙ですね、いらなくなったような紙、そういったものを今まで資源化でなくて可燃ごみにしていたというような方も結構いらっしやると思うんですね。そういったことを考えますと実際は先ほど町長からお話申し上げましたように、減量化できる資源化できる資源でございますので雑紙類と一緒に出せるようなこともできますので、そういったPRも含めて今後新たなガイドブック等も新年度で計画しておりますので併せて検討していきたいというふうに思っております。

中村議員

是非あの検討していただきたいと思っております。またあの可燃ごみにはまだまだリサイクルできるものがごみとして出されていると思っております。例えば個人情報などでシュレッダーに掛けたものはですね今可燃ごみとして出されていると思っております。これも業者さんに確認したところリサイクルとして回収できるということでした。しかしそれには受け入れ先が別になるため、あの運搬経費の面からね一定の量を貯まってからそれから出すというか、そういうふうにしていかないと運賃とかそういうことが解消されないの、その点が解消

できればシュレッダーに掛けたものですねリサイクルとして回収できるということでした。是非あの今後ですね業者さんと交渉を重ねながら年数回でも構いませんのでそういうところから始めて、資源としてのですねリサイクル方法というのを是非取り入れて行ってほしいと思います。また今担当課長の方からお話がありましたけれども、小さな紙、レシート、または10センチ以下の箱とか紙が、これが再生紙と言うんですかね、あのリサイクルで回収されるようになっていきます。しかしまだ住民の多くは知らなかったり面倒などの理由で捨てられていることは多いと思います。そこで回収策として提案したいと思っております。1つとして協力いただける町内商店で店舗の一角にトレイとか牛乳パックの回収場所が設置されていますけれども、小箱類もですね回収場所を設置していただき住民はトレイ、牛乳パックと同様に買い物時に指定場所に出すようにします。家庭でのひと手間が省けるとともに認識のない人にも商店に設置されていることでリサイクルへの関心も高まると期待できます。この件もある商店に相談しましたところ町との話合いの中で協力できることはしていきましようという大変前向きなうれしい返答をいただきました。是非商店に協力いただけるよう交渉、検討を求めたいと思っておりますこのシュレッダーの件と、この小さな箱、紙に対するですねこういう店舗に設置をお願いするという、今後そういうことを交渉していくべきではないかと思っておりますがその辺をお伺いします。

町 長

あのご提案をいただきましたこのシュレッダーによる処理のものと、それから小さな箱、紙類の部分について、あの大変結構なことだと思いますが、あの一部にはご協力いただけるというようなことも言っていただいておりますけれども、今後ですね所管課を通じて町内の各業者さんの皆さん方とその可能性について、まあできるだけお願いするような形の中で開ければ大変いいことだと思いますので、研究させていただきたいと思っております。

中村議員

ごみ減量化に向けてもう1つ大事なものは、先ほどガイドブックの改訂していきましようということをいま担当課の課長の方からお話がありました。そのガイドブックに対して要望があります。実はあの大変私もその調べたところによりますと、横浜市というのは大変住民に優しい分かりやすいですねこの分別方法というのを住民に情報として提供しています。例えばガイドブックひとつを取り上げてみましてもかなり飯島町と違う点がみられました。従来がこれが飯島町のごみのねガイドブックです。横浜市というのは大変こう可愛い、子どもから大人までがねこうすぐ分かりやすい資料になっているんです。で、当町は先ずこの雑誌というのは保存版なんですけれどもここに保存版ということは一言も書かれていないんです。ですからもう無いご家庭も多いかと思っております。ところが今現在もこの20年度版というのを使用しているわけなんですよ。でこちらの横浜市というのは上に保存版と先ず書かれています。そしてごみと資源物の分け方出し方、ごみの資源のいろいろな絵が描かれていて、まあアニメで描かれているんですね。だから子どもさんでも何だろうってこう手に触れやすい、誰にでも幅広い年齢層で分かりやすい資料になっています。中にはあのごみはね可燃ごみはほとんどが水分です。だからその水分をどうやったら少なくするかというそういう方法といひますかね、やり方もあの大変詳しく説明がされているんです。またねこのチラシまあ100円ぐらいかかると思うんですねこの資料。横浜市の場合は下にこう広告を入れているんです。広告を入れることによってまあ住民の負担をこう和らげるといひかね、そういうところまで配慮されている、本当にこの1つを見てもこの何

と言うのかな住民に思いやりがあるというか優しいというかそういうことがね伝わってくるような気がします。今後のその改訂版に対する取り組みにおいてまたあの他の地域を参考にしながらね、是非住民の側に立った分かりやすい資料を作成していただきたいと思いますがその辺お願いできますでしょうか。

住民福祉課長

今ご指摘をいただきました。具体的な素案づくり等はまだ入っていない段階でございますので、あのいろんな角度から研究しながら分かりやすいものにしていきたいと思っております。またガイドブックと併せてあのひと目で見える解説みたいなチラシみたいなもの、これも併せて考えておりますのでそういった面でも考えていきたいというように思っております。以上です。

中村議員

大変しつこくなりますけれども、あのこういう小さなことにですね真剣になれてこそいろいろと大きなことへのまあ勇気だったり挑戦が生まれてくるというふうに思います。まあ町長の3期目の施策にありますけれども、まあ午前中の質問でもありました「無駄を省き」に通じていくのではないかとこのように思います。まさにこれこそ無駄なところにお金を費やしている。皆が心を合わせれば難無く実現できることのように思います。是非いろいろ提案いたしました次年度に向けて前向きに検討いただきますことを要望いたしまして次の質問に移ります。

第5次期介護保険事業計画の進捗状況と課題はについて質問いたします。2012年度から2014年度までを期間とする第5次期介護保険事業計画は新たな体制として地域包括支援システムの導入や認知症対策などが盛り込まれています。利用する町民や事業者に満足感があり納得できる制度となるための計画作りは大変重要な作業であり、そこで現在計画が進められているとのことですがその進捗状況と問題点もあると思っておりますので課題等伺います。

町 長

次のご質問は第5次の介護保険事業計画、この策定に当たっての進捗状況あるいは課題でございます。第5次これはお話しございましたように平成24年度から26年度の3年間を対象とした次期計画を立てていくわけでありまして、現在までにまあ国から配布をされました介護サービス見込み、この見込み量の算定ワークシートというのがございますがこの内容、それから保険料のワークシートの部分によりまして平成24年度から3年間を対象といたします第5次介護保険事業計画、65歳以上の介護保険の第1号被保険者数、それから介護度の認定者数、それから介護サービスの利用者数、利用料等について各年度の見込み量を現在推計をしておるところでございますが、計画期間中の介護サービスにかかる給付費の総額を算定をいたしますと、65歳以上の皆様からいただく保険料の額について今のところの試算の中では、まあこれはあの県の基金を取り崩して対応するというような部分も1部報道で出されておりますが、若干その辺のところも折り込んだ見方をするわけでございますけれども、今の試算でまいりますと月額で5,000円を若干超えるという1つの試算が今のところ出ております。それからまた第5期の介護保険計画の策定にあたりまして町内の各層の皆様からご意見をいただくために、現在高齢者等の懇話会委員を委嘱いたしまして会議を開催しておるところでございます。そこでご質問の課題といたしましては、この保険料の上昇も課題ではありますけれども高齢者数が増加をしてまいります。従って介護サービスを利用する方も年々増加をして、介護給付費も急激なまあ伸びが予想される中で、医療や介護それから予防、住まいの問題、生活支援サービスがそれ

ぞれまあ連携をして要介護者の皆さんへの包括的な支援、これはまああの地域包括ケアといいますが、この辺のところをどう連携して推進していくかということがまあ飯島町のみならず地域にとっては最大の課題であろうというふうに捉えておるわけでございまして、これらの総合的なサービスをどう実現して、そしてその上に立ってその介護保険料の設定というものをまあ設定していかなくやならんと、むしろまたあの町内のいろんな介護必要な施設の関係もございまして、総体的にそうしたことを今度の第5次の計画の中に盛り込んで策定作業を進めてまいりたいというふうに思います。大変課題はいろいろ多いかと思っております。

中村議員

介護保険料の今後の上昇等々あとで質問する内容も一緒にお答えいただいたような気がいたします。それでですね今町長が地域包括ケアシステムというものがこれからの課題になってくるし、これが構築されていくことが重要になってくるというような答弁であったように認識いたします。国の見直し基本計画では地域包括ケアシステムに対して医療、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく機能的に一体的に提供するということがあります。また厚生労働省で構想する地域包括ケアシステムは自治体が地域住民と協力して地域で作る連携のシステムであるというふうに言われております。既に先進的な自治体ではこのようなことを実施されているところもあります。例えば地域包括支援センターがトータルケアの要となって民生委員や自治会、町内会などの協力を得て生活を支えるという仕組みが構築されています。当町においても地域包括ケアシステムの構築はまあこれからの取り組みの中で検討していくというか、この実現に向けていくというふうにお考えであるというふうに認識してよろしいでしょうか。

町 長

あの第5次の今度の計画の策定の中にもまさにそのことを入れ込んだ考え方の中で策定準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

中村議員

またあのこの計画の中では予防介護の充実を図ることも重要課題になっていると思っております。要支援、軽度者、この軽度者というのは要支援をこう行ったり来たりと言いますかね、外れたり来たりする人のことですが、または虚弱や引きこもりなど介護保険に結びつかない人へ切れ目のないサービスを展開することや、社会参加や活動の場を提供することも考えられているようです。しかしこの事業は地域支援事業の3%内とするため財源が大変心配されます。上限との関係で3%の中で今の現状でいっぱいなのか、またはこれから事業をですね増やしていく余裕があるのか、また厳しいとあれば今後町独自で制度を設けてでもですね介護予防ということに力を入れていくのか、その辺をお伺いします。

町 長

介護保険事業を進めていく中で特にあの具体的な介護そのものの手立ても大変大切なわけでありまして、やはりあの事前にこの介護を必要としないような仕組みづくりを行政もそれからあのそれぞれ該当される町民の皆さん方も共通の認識に立ってその対応していくことが何よりも大事であるというふうに思います。そういう意味で予防介護ということはこれからの1つの介護事業の1つの柱になろうと、現在までもいろいろと「寺子屋いいじま」で介護教室みたいなことを取り組んでやっておりますけれども、これからはまああのいろいろ3%条項のいろいろ制約事業費の中であるわけでありまして、町といたしましてもやはりあのソフト的な取り組みの事業の対応の中で、そうしたことも一般の保健予防事業とも連携させながらですね、やっぱり取り組んでいく必要があるということで、全体的に町民の皆さん方ができるだけ病気にならないように、介護を必要としな

いようなその健康づくりの仕組みが大切であると、そういう一貫の中でこの予防介護につきましても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

中村議員

是非そのような取り組みでお願いいたします。次の介護保険給付の急増が見込まれるその対応はということですが、先ほど町長の方からまあ5,000円ぐらいになっていくというような答弁がされました。まあそうなりますと大変弱い立場の人たちをね、どのように救済していくのかということが大変課題になると思います。またあの厳密な計算の上で計上される増額であるならば支え合う社会において理解を得られることと思います。それには町民へ丁寧に給付と負担の関係から導き出される保険料の説明をしなければなりません。制度の複雑化に加えて目まぐるしく変わる介護保険制度改正に職員も追いつくのが必至かと思いますが、住民理解が得られなければ保険料上昇とともに保険料の未納者も出ることが心配されます。是非第5期介護保険事業計画策定時にはあの同時にですね住民への説明も開催することを要望いたしますがその辺どうでしょうか。

町長

この介護保険事業につきましては負担と給付の問題が常にこれはあの当然のことながらつきまとうわけでございまして、要介護の認定者数それから介護区分ごとのまあ人員やそれぞれの施設を介護制度を利用する介護サービスの内容等々大変まああのいろんな側面を持っておるわけでございますけれども、そのことによってあの大変運営そのものにも影響を受けるわけでございますけれども、平成23年度今年の10月末の飯島町の給付額は514,000,000円余りということになってございまして、昨年同期と比較いたしますと54,000,000円、月額では7,600,000円余りのこの給付増というまあ運営を余儀なくされておるわけでございます。で、75歳以上で介護認定を受けた方が前年同期と比べて約40人ほどまあ増えてきたと、対前年比でございまして、でこれはまああの介護サービスを利用こうした方がサービスそのものもまあ併せて受け始めてくるようになったと、こういうことも1つの要因にはなっておるということで今後益々こうした傾向は続くというふうに思っております。従ってこうしたことを含めてあのなかなかこの先の見通しというものも数字の上でどう捉えるかということ是非常に難しいわけでありまして、全体的な傾向としてはそういうことを進むということを前提にですね、やはりあの見た目にいい数字ばかり並べて計画を作っても後で破綻をしてしまいます。従ってあの着実なところで見通しを立ててそしてご理解をいただく中でこのきちんとした介護保険事業計画というものを第5次に向けて策定をしていく必要があると、従ってそのところもやっぱり十分あの説明責任を果たしてまいりますので、今後懇話会等でいろいろ議論をいただいておりますけれども、そうした方向の中で十分またご理解いただくような努力をしてまいりたいというふうに思っております。まだあの確定的なことはもう少し年が明けてからの検討という形になります。

中村議員

是非理解できる説明会ですね開催を検討していただきたいと思います。また介護保険はまあ事故の時の保険の部分と支え合う部分があります。高齢者の方からこんな声が少なからず挙がっています。健康だと保険料が上がるたびに取られるだけでつらいと、まあ世の中の矛盾に対する思いもあるのですが、こういう声も聞かれるのは現実です。そこでこんな思いをしている人にほっと和らげる施策も今後検討する必要があるのではないかとこのように思います。そこで提案ですが例えば年齢は今後検討ですが、1年の中で健康診断、町の病気予防、健康教室、介護ボランティアなどですね参加して、健康管

理に努めてですね保険を使わなかった人、健康だった人ですね又は介護認定を下げた人などに町内の商品券を贈呈するという還元制度ができれば喜んでいただけるような気がします。ささやかであっても心が伝わる、元気に感謝できる、こんな制度ができればということもちょっと提案したいと思います。またあの健康管理をすることが保険料の軽減につながれば喜ばしい結果となり、支え合い喜びの実も結ぶことになるように思います。今後ですねこのようなこともまたあの視野に入れて検討いただければというふうに思いますので、提案ですが町長伺います。

町長

この介護保険制度はこれはあの国民健康保険等と同じで、お互いにあの国民の皆さん方の互助制度の考え方の上に成り立っておるということをお聞きいただきながら、先ずこれはあのご理解いただかなきゃならないわけでございます。確かに健康で介護を必要としない方たちの負担がそちらの方へ回っていくということは、ひとつのこれは支え合いの絆の象徴的な1つの制度であろうというふうに思っておりますが、そのことによってあの、じゃあ健康な方に対しての報いというものをどう考えるかということでもあります。やはりあの健康である1つの喜びというものは何事にも代え難い財産でございますので、それはそれとしてひとつ自覚をしていただいて、ただまあご提案のまあ喜んでいただけることならなんでもというわけにはなかなかまいりませんので、これはまたひとつ検討課題とさせていただきますというふうに思っております。

中村議員

それでは最後の質問に移ります。高齢化社会で高齢者が安心して生活できるための環境整備をどのように進めるかについて質問いたします。高齢者人口の増加は当町だけでなく全国的にもその傾向であり、高齢化社会での医療、介護など持続可能な施策が課題となっております。第5次総合計画では高齢者が安心して生き活きと生活できる環境整備に努めると施策方針があり、高齢者にとって大変希望ある方針ですがどの様に推進していくのか伺います。

町長

それでは最後のご質問は高齢者が安心してこの生き活きと生活できる環境整備に努める、この第5次総合計画の考え方をどう具現していくかということかと思っております。第5次のこの町の総合計画におけます基本構想と基本計画での基本的なまあ施策といたしまして、私も再三申し上げておりますように高齢者福祉の充実と地域への支援体制の整備、これが大変大切なこととございまして、そうした考え方を盛り込んでおるわけでございます。主要な施策といたしましては高齢者の社会参加への支援、地域での支え合い活動の推進、それから介護予防事業今申し上げましたこの充実や認知症の予防対策、これらの推進を掲げているところでございます。これからの計画に関する分野ごとの計画といたしましては現在策定作業中でございますけれども、今申し上げた介護保険計画、それからこれと併せて策定をいたします高齢者福祉計画の次期計画というものをきちんとして位置付けて、それを着実に実践をしていくということにかかっているというふうに思っておりますので、今後慎重なこの策定づくりに努めてまいりたいと思っておりますが、でこれらの主要施策の実現のために3カ年を単位とする実施計画を策定するとともに、各年度において必要な予算の確保を図って事業実施を行ってまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもこれはあの同じ福祉の中でも高齢者福祉というものはこれから高齢化社会が着実に進展していく中で大変大きなウエイトを持ってくる要素でございますので、他の福祉施策とともにですね連携をして間違いのないような施策を推進してまいりたいと思

ております。

中村議員

病気予防、介護予防、福祉、これはもちろんのことだと思います。しかしですね人間が生き生きと生活するには人のためや誰かに喜んでもらえるためにですね生きていくところにあると思います。まあ高齢者対策では現対象者の環境づくりと10年、20年先の環境づくりを見通した長いスパンで捉えていくことが必要であるというふうに思います。高齢化社会を大いに歓迎するまちづくりに展開できるか行政に課せられていると思います。子どもから高齢者までができる範囲で地域を支え合うことが町に活気を生むと考えます。まあ具体的に例を申し上げますと、高齢者が働く環境を充実させる、例えば農業では野菜作りができて出荷手順が、出荷をするですね車とかその出荷手段がない場合、JAや商店が直接生産者宅へ出向き購入する。高齢者の栽培から販売までのシステムをですね作る、こういうことは既に実施している自治体もあります。収入だけではなく人の役に立っていることに生きがい湧き、元気な高齢者が多く、こういうところは高齢化率が高くて医療保険が大変低いそうです。また医療、住まい、居宅サービスなど受けやすい住宅環境が望まれます。例えば当町におきましては舟久保団地などはほとんど高齢者が住んでいます。しかし商店が遠い、駅が遠い、急な坂で歩行に大変危険な環境で暮らしています。施策にある安心な住まいづくりの中で高齢者住宅の立地条件にも目を向けるべきではないでしょうか。また高齢者の住みやすい環境は子ども達の育つ環境にも適しており、子ども達が集う場と一緒にあるようなそういう環境を望みます。どうか高齢者、介護者、若者、子ども、というふうにですね個別個別で捉えていくのではなく、こういうことはですね本来ひとつの家庭で見る姿ですね、高齢者が居て若者が居て子どもが居る、でありますので、こういう施策というものは家庭環境の構築というようなそういう枠組みで考えていく必要があると思います。弱い人たちに一番暮らしやすく働きやすい環境をつくる、その回りを支える仲間が行き交う、こういう環境が大変これからの社会に望ましくまた生きがいのある社会になっていくと思います。町長はその辺をどう思われますか所感を伺います。

町長

まあこれはあの年代層に限らず老若男女問わずですね、家庭も中心にして健康で明るいその地域づくりのためにそれぞれの立場でご活躍をいただくということが非常に理想的なわけございまして、そのことがまた町としても全体の元気が出るということであります。であの若者定住の問題もそうでございますし、それから教育委員会の所管する家庭づくり生涯学習の部分もそうでございます。年代を超えて全体で取り組んでいく必要があるということですが、特にあのこれからの高齢者の生きがい対策というものは大変大切な要素をもって、飯島町では伊南シルバーの一員でございまして大変多くの方がこのシルバー活動に参加をされて、行政もそれなりきの支援をしておるわけでございますけれども、非常にあのお元気であります。ひとつの被害対策を求め若干のまあ収入にもつながりますし、そのことがまた明日への活力を生むというようなことで大変ありがたいと思っております。これからもその辺のところを支援して申し上げてまいりたいというふうに思いますが、こういう形のものがもう少しずつあの農家も非農家にも広がってですね、やっぱり地域のこの支えるというものを、今の高齢者の方は大変元気でありますから、まだまだ70、80といってもみんな元気の方が多いわけありますので、そういう方たちの社会参加を求めてですね、また自らも進んでそれに参加をして自分で頑張るんだというような気持ちを持っていただいて、全体としてその活気のある子どもからお年寄りまでのその生き活きと生

きれいな飯島町の明るい姿というものを町も一緒になって考えていかなきゃならんということでございます。

議長  
町長

舟久保団地の具体的な質問について。

舟久保団地まあ皆さん全員が非農家かというふうに思いますけれども、これにもいろんな社会参加や農業、シルバーの参加をいただいておりますので、またその辺のところもあのいろいろこう情報を入れながらですね、そして参加の希望があるような場合には地域地域の高齢者クラブやなんかも通じたりしてまたご意見をまとめてまいりたいというふうに思っております。

中村議員

やはりこれからの高齢化社会っていうのをですねマイナスに捉えずに是非前向きに捉えてですね、高齢者の方というのはこう紆余曲折そういう社会を生き抜いてきた方です。是非ねそういう先輩の方々の豊富な知恵をですね活かすようなそういう場をですね構築していくことが町としても発展していくのではないかとこのように思いますので、是非あの他がマイナスに考えているからそういううちもマイナスということではなく、是非他がマイナスに考えたら当町はプラスに考えていくということで捉えていくように要望いたします。

議長  
6番  
北沢議員

6番 北沢正文 議員

それでは質問に入りたいと思います。先ず最初にでございますけれども、「継続は力なり」ということわざがございます。行政も継続性が必要な分野がございます。今日、本日の先輩方の質問を聞いていますとこの継続の2文字にプラス、継続をしつつ3期目の出発に際し高坂町政に発展の2文字を加えていただきたい、発展、継続、こういったものの期待が非常に大きいというふうに私も感じております。私も町行政経営に際し高坂町長、箕浦副町長、山田教育長の連携による強いリーダーシップを期待いたすところであります。ただリーダー性を発揮すればするほどその職責は激務になります。今、健康づくりがひとつの質問で出ておりましたけれども、やはり40歳代からのライフワークっていいですかそういったものの積み重ねが歳をとってからの継続になるという部分がございます。そういう分野では生涯学習も非常に大切であるこんなふう感じるところであります。高坂町長も仕事が趣味とは言わずに時には私的時間を大切に脳を活性化を図る中で精いっぱい活躍をしていただきたいと願うものであります。まあ最初にお願いをいたしまして、そこで今回の質問に入らせていただきますが、この発展、継続を念頭におきまして循環型社会の実現に向けた飯島町地域新エネルギービジョンの具体的な戦略についてお伺いをいたします。前回、私は森林について防災や防災の活用の質問をいたしました。今回の質問もその根源は一緒であります。第5次総合計画の将来像は「人と緑輝くふれあいのまち」と決めました。自然と共生をしながら豊かさや幸せを実感できる魅力ある町を目指すあります。8つの進むべき方向を支える基本施策の中では、第七節に循環型生活確保が謳われ、廃棄物の一層の排出抑制、再利用・資源化を促進するとともに、再利用可能なエネルギーを活用するなど地球温暖化防止に取り組みますとこの方向性を示しております。ここにコップがございます。これはこの間NHKのアナウンサーがやっていたもんですから採用させていただきますが、南アフリカ、ダーバンにおきまして11月28日からCO

P17が開かれております。まあ昨今の様子をお聞きますと日本が置いていかれたような感情から何とか繕いできたというような感じをいたすわけでございますけれども、まあそれとは別に私たちも地球温暖化をはじめとする異常気象に非常に不安を感じていると思います。わが国も京都議定書の最初の重きを置く期間には当時の民主党政権の党首であります鳩山首相が思い切った数値を掲げました。しかし今日、福島原発の重大事故を受け大きな問題が指摘されております。それはエネルギーの問題であります。原発をそのエネルギーの主流に据えているからであります。防災計画の中でも原発事故を想定した対応策が検討されております。安全神話が根底から覆された今日、必要不可欠の事柄となりました。お隣の中国では今日長野県の農産物を放射性物質の汚染地域からまだ外しておりませんし、私たちの生活にあらゆる面でまだまだ影響を及ぼすものと心配されております。こうした今日的事情は飯島町地域新エネルギービジョンを策定した平成20年2月当時よりもエネルギービジョン戦略の重要性を増していると思わざるを得ないと私は考えるところですが町長はどのようにお考えでしょうか。高坂町政の3期目ではこの課題をどの様に取り組まれるのか、方向が示されている飯島町地域新エネルギービジョンの中から提案を含めていくつかの事項の方向性について伺いをしたいと思います。

先ず当町の特色ある地形、自然資源を活用するといった点から考えられる小型水力発電の可能性について伺います。まあこれはあの小型水力発電と言いましてもまあいろんな用語がございます、まあ中には小型水力発電という1つの形ではなくてマイクロ発電とかいろいろ言い方があるわけでございますけれども、私の言っているのはまあ総体的な意味での小型水力発電でございますが、その開発の可能性について伺うと同時に、エネルギーの課題に対する代表の1つとして考えられる水力発電は直接的な発電の効果とともに、他のエコ戦略と併せてわが町の魅力を際立たせ、地域に対する自信とイメージを高め、そこから生産される物質の付加価値を高めるものと思います。水利権や発電能力、また関連する法律、国・県の動向などをどのように把握し戦略を立てられているかこの点について伺います。

冒頭、北沢議員から触れていただいたことに対しましても精いっぱい取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。北沢議員からは大きくまあ循環型社会の実現に向けた地域新エネルギービジョンの具体的な戦略として、1つにこの小水力、まあ小型というような言葉も使われておりますけれども、この規模の小さい水力発電の開発の可能性についてその考え方についてのご質問でございます。お話にございましたように飯島町は地域の新エネルギービジョンというものを作成をいたしました平成20年頃におきましては、飯島町の素晴らしい自然環境を将来の世代に継承をしていく責務として、地球温暖化やエネルギー問題を身近なものとして考えて新エネルギーの導入を促進することとしておりますが、3月のまあ東京電力福島原子力発電所のこの事故は改めてこの原発問題の大きさを内外に知らしめるものとなりまして、安全な未来のために原子力や化石燃料等に依存したエネルギー体制から再生可能なエネルギーを活用した社会への転換というものが求められておるわけでございます、当町においてはこういう意味でも自然資源を活用して安定した供給が可能な自然エネルギーといたしまして太陽光のエネルギーや小水力、まあ小型、小水力のエネルギーの推進を図ることとしておりまして、私もそのように再三申し上げてきているところでございます。そこでこの当町の小水力発電の可能性につ

いては中山間地の地形と恵まれた農業用水等により発電適地が幾多存在しておるわけでございます。設置がまあ想定される場所については河川管理区域外のこの農業用水の沿った地域でありますし、それから飯島町が水利権を取得している農業用水を減水することなく利用する点では、国での自然エネルギー活用政策もあって河川法によりますこの手続きが簡略をされてきておるといふようなことで、そういう限りにおいては発電可能な条件は整っておるのではないかというふうに思っておりますが、そこで小水力発電の出力は水量とまあ流速、流れる速さによりまして発電の出力が決まっております。新エネルギービジョンにおいて幹線水路の上流部におきましては20キロワット以上に適用される事業用の電気工作物なる200キロワットの発電が可能であるとされております。それから水量も少なくなる下流の方では100キロワット以下の1キロワット未満の一般電気工作物として必要な条件があるということでございますけれども、だれでも取り扱えるマイクロ水力発電方式の設置が可能であろうというふうにも考えておるわけでございます。そこで国では農業関係の補助事業とともに電力供給単価の引き上げによりまして、発電事業者が地域の発電開発を誘導する施策として8月にご承知の通り、この電気事業者による再生可能エネルギーの電気調達に関する特別措置法、これはあの再生エネルギー買取法というふうに呼ばれておりますけれども、これがまあ成立をいたしまして、今後の国の政策と県が自然エネルギーを推進するために組織化を推進している地域協議会これに飯島町としても参加をして事業推進を図ってまいりたいというふうにも考えておるところでございます。細部のことについてはこれからのまあいろいろと構築していかなきやならん、クリアしていかなきやならん問題があるわけでございますけれども、一応そうした考え方でもって今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。それから併せてまあ最近あの他の県外の例でございますけれども、町と似たようなこの急流河川の中には一級河川に砂防ダムというのがある箇所がかなり全国的にはあるわけでございますが、それで飯島町もまあ与田切、中田切あたりがこの砂防ダムや流路溝あたりを活用した、似たようなこの堰堤活用の水力発電というものが非常にあの有効的に、特にあの国交省あたりとの連携の中でやるこのシステムというものが実を結んでおるところもあって、実際私もあのそのことの見てまいりましたけれども、併せてそのこともひとつあの農業用水路のみだけでなくて研究の対象にしていくべきではないかなということ、これからまあ勉強するところが非常に多いわけでありまして、そんなことも含めて今後研究してまいりたいというふうに思っております。

ただいま積極的に取り組んでいくというふうなご発言をいただきました。まああの飯島町地域新エネルギービジョンこういった立派なものがございます。この中でもそういった方向性については謳われておりまして今後の戦略の中にそれを生かしていくということと方向を考えているところといった内容だったかと思っております。このことに関してはですね実はその最近のニュースの中で全量買い取り制度、これが現政権の中で検討された結果、この買い取り単価を決めるにあたっての委員の選定が新聞紙上で話題になったところであります。まあ私考えるにですね、原子力行政まあこういったものをもう前向き捉えていくっていう部分においては自然エネルギーっていうものは日本の中でもう欠かすことができないんじゃないかというふうに考えるところでありまして、まあ現政権がですねそういった方向を出しながら、一方ではなんかそれをちょっとストップをかけるよう

町長

北沢議員



なことをやっている、こんなことは本当憤慨を感じる場所でもありますけれども、まああの今町長が掴んでいる国・県の動き、まあそういったものは当町が単独でやるにしても欠かせることのできない情報でございますので、是非そういったものを積極的に情報を得ていただいて、そういった方向性を間違えないように取り組んでいただけたらと思うところでもあります。まあそれと同時にいわゆる他の町村とやっぱり少し差別化を図っていく必要があるんじゃないかというふうに考えるところでありまして、他の町村と一緒に協議会に参加していきつつも、飯島町はこのことを積極的に取り上げていくんだという姿勢だけではですね常にこう情報発信をしていくことが必要ではないかと、まあそういった情報発信をすることによってまたその例えば専門業者が説明にくるとかですねそういった新しい技術だとか情報が集まってくるそういった可能性があるわけでございますので、是非そのいわゆる協議会、各市町村と足並みを揃えたり、国・県のそういった制度の研究をすることと同時に、積極的にですね飯島町はチャンスがあればそういうものを取り入れていくんだ、こういう姿勢をあらかじめ示しておくことが必要ではないかというふうに考えるところではありますが、町長の考えをもう一度伺いたいと思います。

町長 　まあこれはあの取り組んでいく上に1つの地域協議会に参加をして、共通認識の中でやっていくっていうことのひとつの狙いはこれはあの国・県のまあ支援策というようなものがこうした協議会組織を中心にしてまあ展開されるだろうという情報を聞いておりますので、そういう意味でのまあ協議会参加ということではありますが、そのほかにもいろんな情報が今来ております。まだあの整理していかなきゃならないわけではありますが、町の固有な地形的な問題やらそれからその水資源の考え方も非常にあの他の町村と違っておる部分もございまして、そうしたことの協議会の情報を得つつも、やはり町は町独自のなりきの考え方でやっぱりやっていかなきゃならんということでございまして、ちょっとまだあの具体的なあの細部の構築が出来ておりませんが、そうしたことも念頭に入れて対応をしてみたいというふうに思っております。

北沢議員 　あの自然エネルギーは良いということは分かっているわけではありますが、個々具体的な問題になりますとまあいろんな過去の例もございまして。是非あのそういった面では住民の皆さんに積極的にこのこういったことを理解していただくような前向きな姿勢を示しつつ、理解を得てそういったことが順調に発展するようにまたご配慮をお願いしたいと思います。

　次に同じエネルギーの問題でございますけれども、今議会にも補正予算として計上されております当町の太陽光発電の補助金がございまして、太陽光発電の町内での進捗よく状況、それとまあメガソーラーとの動きもあったわけでございますがまあそういったものの動き。新しい普及方法への戦略まあそういったようなものがございましたらお願いをしたいと思いますが、同時に現在防災計画を策定をされていると思いますが、これらのエネルギーの問題についてどの様に検討されているかそういった点についても含めてお願いをいたしたいと思います。

町長 　次は太陽光発電に関してのご質問でございます、町がそれに対するまあ取り組みの進捗よく状況、それからひとつあのこれから防災対応上こうした問題をどういうふうにまあ活用といたしますか取り組んでいく必要があるかという関連してのご質問でございます。今もお話ございましたけれども町の住宅用の太陽光発電システムの設置補助の基数、数

北沢議員

でございますが、22年度の実績29基に対しまして本年度先日まあ補正をお願いした段階で45基の申請を現在受け付けておるという状況でございます、大変あの飛躍的に導入が図られておるという状況でございます。でこの設置補助の事業は国の補助枠、補助金の枠にまあ当然のことながら連動しておるわけでございます、今後国の施策の動向で変化が出てまいるかもしれませんが、このシステム設置費用は町設置実績においても平均2,500,000円であると、従ってこの設置普及を推進するためには個人負担が非常に多いというようなことから、当初は設置費用を全額を借り入れによって行いまして余剰電力の販売、売電の収入を返済の一部に充てていくという手法での、いわゆるこれはあの県が提唱しております信州版のグリーン電力ファンド事業これがまあ研究をされておるわけでございます、当町でもこの事業エリアとなるような考え方で関わっていただけたいというふうに思っております。それからお話にございましたあのメガソーラーの問題でありますけれども、これもあの県が候補地選びの要請がございまして2.5ヘクタール以上の土地として農地1地区を報告をいたしましたけれども、即刻まあ具体的な動きにはまだつながってきておりませんが、いずれにいたしましても県ではこの集計結果をメガソーラーのマッチング情報としてホームページに掲載をして、事業化しやすい宅地や雑種地のみの一覧に掲載しておりますけれども、各市町村の担当窓口も掲載をして事業者の紹介に対応することとなっておりますということでございまして、今後ともそうした動向を見守ってまいりたいというふうに思っておりますが、で、こうしたことからあの当町でも太陽光発電にも非常にあのこのシステムの適地とはまあされておるというふうに思っております。従ってこの再生可能エネルギーの全量の買い取り制度によって売電単価が上がるとするならば発電事業の展開がこっちの方もまあかなり見込めるということから、県内の企業も事業展開をいくつか計画しておるようございまして、そうした町内外からの情報を収集する中で今後とも対応をしてみたいというふうに思っておりますし、それから各家庭でのこの太陽光の設置に対する取り組みにつきましても、当面まあ24年度の予算編成に付きましてもこれはあの一部補正対応まで含めてその要望を満たしてまいるような考え方で進んでまいりたいというふうに考えております。

それからこの太陽光発電の防災計画上への反映、位置付けにつきましてものご質問でございますが、現在あの町内にある太陽光発電施設での中部電力と契約をしておる件数は200件でございます。発電量は毎時800キロワットと聞いておりまして、これはあのビジョンのひとつの考え方の基礎になっております200戸目標というものがもうクリアをしておるという状況でございます、大変あの予想を上回る太陽光導入に取り組んでいただいておりますということでございまして、まだまだこれはあの道半ばでございます、これからもこの普及促進というものは図って、クリーンエネルギーの問題等も含めてやっていく必要があるということでそんな取り組みも今後してまいりたいというふうに思っております。で、このことがあの非常時の防災上には必ずこれはあの大なり小なり1つの利活用の手立てになるんじゃないかということも含めてですね、今後あの防災計画、今見直しをしておりますけれども、そうしたこともエネルギーの問題も含めてローリング作業を進めておるということでございましてご理解をいただきたいというふうに思います。

　今度ですと第5次総合計画の中の前期計画の中で示されております平成27年に250基という目標が示されているわけでございますけれども、今のお話ですと町民の皆さま



んの理解を得てそういったものの目標が早く達成できるのではないかというような情勢をお聞きしました。上伊那郡内でも何かこの補助金制度を見直すというような首長さんもらっしゃるようですが、是非あの飯島町の場合は積極的にこの事業を展開していただいて計画目標を達成しても更に継続をしてお願いできたらと考えるところであります。防災計画上でこのエネルギー問題についての取り組みについては、後ほど該当の部分もごさいますのでそちらの方で深く質問させていただきます。

続きまして小・中学校に設置されました太陽光発電の発電実績及び児童生徒への環境教育は当町の様子や現実の姿を取り入れて行われているか、これについてお伺いをしたいと思います。子ども達への教育には環境教育は欠かすことのできない事業であり、前にも同僚議員から一般質問で幾度か取り上げられておりますし、エネルギービジョンの中でも重要な柱として取り上げられておりますが、当町の実情を踏まえた現実的な教材が生かされることにより郷土への愛着も育ち、同時に子ども達の素直な感覚が子ども達を取り巻く家庭や地域を動かすものと思っておりますが、これらを教育の現場ではどのように取り組まれているか、これについてお伺いをしたいと思います。併せて小・中学校に設置されました太陽光発電まあこういったものの具体的な実績の数字がございましたらお願いをしたいと思います。

教育長

学校における環境教育の実態それから太陽光発電の実績ということですが、これまで以上に環境教育、子どもたちにとっての環境教育っていうのは重要度を増してきているというふうには思っておりますし、更に積極的に学校でも取り組んでいただきたいなというふうには思っております。初めにあの学校の太陽光発電でありますけれども、昨年8月に七久保小学校、9月からは飯島小・中学校が稼働を始めておまして、今年度の8月までの実績でありますけれども3校を合わせますと使用電力が太陽光発電導入前の年は約153,000キロワットの使用電力でありましたけれども、昨年導入後ですと84,000キロワットと約70,000キロワットの減というふうには使用電力となりました。また売電が約56,000キロワットでありますのでこれを合わせますと約125,000キロワット、料金にいたしまして約4,000,000近い効果がありました。詳細につきましてはその折りにデータとしてお示ししてございますので、また内部につきましてはご覧いただきたいというふうに思います。

続いてあの学校の環境教育でありますけれども、以前もお答えいたしましたけれども、環境教育の究極の目標はそれぞれ生き方といいますか、まあ具体的に言いますと持続可能な社会に貢献する人材の育成というふうには私は捉えております。ですからあの実践的な取り組みが必然的に多くなります。小学校では身近な活動といたしまして花づくり、それから学校農園での農作物、それから校内の環境整備といたしまして全校での草取り、これが環境教育とつながるかというふうにご批判の向きもありますけれども、そういう地味な活動も自然に目を向けるという意味では大事に扱っております。またボランティア委員会による牛乳パックの回収等、子ども達は体を通した具体的な取り組みをしております。昨年に続きましてあの緑のカーテンも取り組んでいただきましたし、生き物環境調査、それから今年度「オオムラサキ」の餌になりますエノキの植栽も行いましたし、これらも環境教育というふうには位置付けております。中学校ではまあ理科や社会などの教科学習を通じて資源の利用、その再生の利用、それからエネルギー、それから先程もお話がありました地

球温暖化といった環境についての学習をしてきましたし、またあの小学校同様、地域の皆さんのご協力を得ながら資源回収ということで具体的な活動として今年も取り組んでまいりました。あの太陽光発電のパネル、毎日子ども達は目を通してパネルを廊下に設置してあるパネルを見て昨日はどのくらいの発電量があったのか、それから今日はどのくらいあるのかということに非常に興味を持っておりますし、まああの今後もその自然エネルギー利用の身近な例として学習の中に位置付けてまいりたいというふうには思っております。先程も申し上げましたように地味な活動が将来の自分たちの環境を地球環境を守っていくんだというそういう姿勢づくりをこれからも取り組みをし、学校に促していきたいというふうには考えております。以上です。

北沢議員

お伺いしますと具体的に新しく設置された太陽光発電の内容も子ども達に分かりやすく説明されているというような内容でありますので、よろしいわけですが、まああの先ほど言いましたようにそのことが地域にやはり情報として伝わる必要があるというふうには考えますので、まあPTAの活動等を通して子どもの素直な目が地域に広がるように、そういった教育方法っていいですかそういったものも併せて今後の中で活かしていただきたいというふうには考えるところであります。続きまして役場におけますエコオフィスの実践現状と広報について伺います。先日新聞に駒ヶ根市でこの夏の節電の実績が報道され、併せて冬季の節電などのことが報道されておりました。当町でも節電が実施され多くの取り組みが行われております。これらの努力を無駄にすることなく公表することによりまして環境問題に対する関心を高める効果を期待できるわけですが、特にですねまあ地域のコミュニティ紙などを見ておりましたも飯島町がこういったことをやっているというようなことがまあ報道されてこないわけでありまして、できたら新聞社の皆さんにもお願いをしてですねそういったことを公表してその効果が実際に上っているわけですから、そういったことを役場も取り組みしているんだよと、こんなことが地域に伝わるような施策をお願いしたいわけでありまして、そこで役場におけるエコオフィスの実践の行動基準の作成案がまあこの地域エネルギービジョンの中にも示されておりますが、現在はどうなっているかその件について伺います。

総務課長

あの北沢議員からあのご質問いただきました、その前にちょっとあの感じたことですが、あの太陽光、私もこの3月に職員3名が被災地の方へ発災10日後に行かせていただいたわけなんです、その折りにあの2日ほど前まで、発災後10日経って行って2日ほど前まで電気も水道もライフラインがほとんど通ってなかったわけですね。で、太陽光っていう1つの発電システムっていうのは大事なライフラインだなという認識を強く持っております。併せてただいまご質問の省エネルギーこれに対しても日ごろからきちっと取り組んでいかなければならないということで、北沢議員ご指摘の通り飯島町では取り組んでまいりました。で、先ず頭にあるのが飯島町地球温暖化対策実行計画というものがございましたが、これですと取り組んでまいりましたがその災害を受けまして職員から自分たちがいったい何ができるんだろうという提案を募りました。で、たくさんの提案の中で重複しておるものを整理しながら80位の内容について職員の行動計画っていうようなものにまとめあげまして、それをあの訓示という形で皆に周知をして取り組んでまいったところでございます。で、通年ベースで15%という目標を掲げて進めておるわけなんです、クールビズを実施いたしました期間の中で7月から10月っていう時期

を捉えて判断をしてみますと、庁舎内では30%の節電、あの電気の節約、公共施設全体では20%といったような数字になっております。そのほかガス、灯油といったようなその他燃料、それから水道といったようなものもそれぞれ5%~10%の前年対比では同期間で比べれば削減が出来てございます。で、ただあの一方ですとねこの中の議員さんからもある猛暑の時に総務課の方へお見えになられて、皆さんはその節電・省エネを進めると同時に職員の健康管理も担う職場じゃないかと、この猛暑の中で職員脱水症状に近くなっているじゃないかというお叱りも併せて受けまして、当時あのやはりあの一般の高齢者の皆さん中心に脱水症状っていうようなこともございましたので、まあ節電・省エネルギーとまた健康管理っていう両方の部分で難しいちょっと運営であったかなあというふうに反省してございます。またあの引き続き11月以降ウォームビズについては実施してございます。で、これあの引き続き取り組んでいくわけなんですけど、あの広報の仕方が消極的じゃないかというようなあのお叱り今受けましたが、あの実はあのグリーンカーテン、飯島町のあの役場玄関のところでやっておりましたグリーンカーテンはかなり注目を浴びまして、新聞各社それからあのラジオ1社、テレビ局1社がそれぞれ入っていただいて広くあの、この近隣ではなくて広くあの報道されているところでございます。しかしながらあの今日現在の実績等をですねあのやはりあのきちっとあの住民の皆さんに公表する形と同時に、あの飯島町でやっておることの取り組みを先ずあの近隣にも発信していくという意味での広報にちょっとあの手は抜けていたかなあということを反省しておりますので、今後あのしっかりPRをしてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。

北沢議員

まああの反省は大切なことでありまして、次に向けてそういったことを是非お願ひをしたいと思ひます。続きまして街路灯・防犯灯について伺います。当町の施策として一早く防犯灯や街路灯をエコ商品であるLED製品に切り替えたことは一定の評価をするものですが、エネルギービジョンでは手作りの街路灯の政策が取り上げられております。現在多くの防犯灯がコミュニティ事業として町内に点灯しておりますけれども、まだ所によっては不足しているところがございます。特に私ども日常的に話題になるんですが、消火栓があるわけですけれども、まあこの位置は割合電気の、在の方へいきますとですね、無いところがありまして夜中は真っ暗でございます。まあそういった所ですとねこういった防犯灯みたいなものが設置されていると緊急の場合に非常に効果が高いんじゃないかというようなことも言われております。で、そういった場所はですね実は電柱から少し遠いようなところが多いわけでありまして、ここの新エネルギービジョンの中で紹介をされておりますいわゆる手作りの防犯灯ですね、まあこういったものも非常に効果があるというふうに考えるところではありますが、まあ生きた教材としての設置こういったものを含めてモデル的な技術指導ができる体制や資材に対する交付金制度の創設をし、子どもや地域で共同作業でそういったものを作って設置をいただく、まあそういったことによりまして環境教育それから防犯、防災まあそういった面、それから地域の共同作業とそういったものの効果が期待できるわけでありまして、そういったものを検討いただいて取り組まれる考えがおありになるかこの点について伺います。

町長

町のあの街路灯まあ防犯灯のこのLED化につきましては既に一早く取り組んでほぼまあ完了して事業がしておるわけでございますが、今お話のようになかなかまだちょっと最後のところまで電源の問題で下には届かないというこの防犯対策上の問題もあることも

事実でありますし、それから今お話のようにこの消火栓の位置がなかなかその地域地域の連動する防犯灯と必ずしもリンクしていないというようなことで、いざ災害のようなときに戸惑うのではないかというような問題もあると思ひます。まあそういったこともあの今度のエネルギービジョンの中ではできるだけあの隅々までまあこう照らして、防犯対策上あるいは防災対策上もひとつあの完ぺきを期していく必要があるというようなことの提言もいただいておりますので、今後その地域地域の防犯灯についてはあのそれぞれの区や耕地の中からまあ出していただいて、それに対応して、これからはまあすべてLED化の器具でもって対応していることになろうかと思ひますが、そういうきめの細かい部分については今見直しを進めております防災計画の中でもきちんと位置付けてですね、どこにこうした非常時の電源の部分がないんだというようなことを検討してみたいというふうに思っておりますし、それからそれぞれあの町内には太陽光もそうでありましてけれども水力の中で非常にあの造詣の深い方々が、水力にしても取り組んでいただいております非常に研究をされてまあ自前の電源というようなことの中で、これがやはりあのいざという時には災害対策上もひとつの効果を表すんじゃないかということもひとつ掌握していく必要があると、で従ってあのそこら辺のところをまあ十分あの精査いたしましてですね、今後どういう位置付けで支援が可能であるのかどうか、できればそうしたあの埋もれたひとつの取り組んでいただいております方についての支援も必要じゃないかというふうに、全体のエネルギーの問題とそれからあの自然再生の可能なこの取り組みという観点の中でひとつ検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、そんなことで今日のところはご了解いただきたいと思ひます。

北沢議員

太陽光発電で言えばですね防災上先ほども有効な手段というふうにお話ございました。実はあの先日中川のさくら公園へ行ってまいりました。他の自治体の話をしては恐縮でございますけれども、あのさくら公園には太陽光発電の街路灯ですかね、まあ駐車場に2基設置をされておりました。防災計画上はですね重要な拠点、例えば防災広場ですね第一次的に避難をする広場等がございますが、まあそういったようなところですね、も太陽光で常時電源が切れてもそういったものが常に灯りがあると、こんなような日常的なその部分も必要ではないかというふうに考えるとところであります。是非今後の防災計画この自然エネルギーの活用と併せて、またそれがあることによりまして教育効果も上がるわけでありまして、PR効果も上がるわけでありましてそういったものを是非取り組んでいただきたいというふうに考えるとところであります。まあそれらを含めましてですね最後に水力や太陽光、それからごみの減量化まあこういった問題他そのいろんな問題でエコという問題が取り上げられておるわけでございますけれども、そのエコの町として総合的に戦略を示すとそして実践を公表することによりまして、まあ施策の総合的な位置付けを行っていくという行政手法を取り入れ、町内外にアピールすることが、その単独単独ですとね水力発電だとか太陽光発電だとかゴミの再資源というよりは、そういうものを全部マルチに捉えて、こういった基本的な戦略のもとにこういった個々のひとつひとつの戦略があるというその行政施策の大綱をですね示して、飯島町はエコの町であると自然を大切にしながら自然を活かしているんだとこういことを内外にPRすることがこの町のイメージを高める、1つ1つのことで取り上げていくよりは総合的にそういったものをアピールする手段をとった方が行政効果が良くなるんじゃないかというふうに考えるとところであります

が、先般私も社会文教委員が都留市を訪問しましたが、まあその中でホームページをパッと開きますとそこに都留市のエコ戦略がずーといくつもありまして、その中に水力発電だとかエコの住宅だとかいろんなものがあるわけでありまして、まあそういったいわゆる施策がアピールする、総合的にアピールするところといった手段が行政手法的には必要ではないかというふうに考えるところではありますが、まあそういったような戦略をもって今後取り組まれるお考えがあるかどうかこの点について伺います。

町長

まあこの点につきましてはあの飯島町をエコの町として位置付けてこれを売っていくかどうかということはまあちょっとさて置かましてですね、エネルギービジョンからくる第5次総合計画のこの環境問題とエネルギー問題の位置付けの問題、それから私の公約の中でも再三申し上げておるように、これからのこの取り組みに関する取り組みというものには最重点施策のひとつの考え方として取り組んでいかなきゃならんということで、まあ太陽光の今までこう補助的なこともやってまいりましたし、それから水力のことについてもこれからちゃんと構築していかなきゃならんというようなこと、あの今おっしゃるようにバラバラの中で職員間の中でどこの所管だ、環境の問題はどこだ、この水力に取り組む直接のところはどこだというふうな、ちょっと内部でもいろいろまだあの十分な整理ができておらない部分もございますので、ひとつのあの筋として飯島町はこの新エネルギービジョンというものを再生可能なエネルギー対策というものを施策としてきちんとやっていくんだと、そのことが必ず将来に展望につながる町のためにもなるし、それから地球全体のためにもなるという1つのこの考え方はもう揺るぎない事実でございますので、そのことを中心に据えて内部的にもちょっと組織を整理してですね、スタッフを必要なスタッフはまとめるならまとめるような考え方をしながら、これから新年度に向けてですねあのそのことをきちんと整理してこのテーマについて積極的にまあひとつ取り組んでいくと、それであの折りに触れてそのことを公表をしながら、また町民の皆さん方のご協力、いろんなあの先程も申し上げた造詣に深い方もおられますので、そういう方たちも入っていただくことも結構だと思いますので、その辺のところからもう一辺あの構築し直して、ひとつ何としてもこの課題について前向きに取り組んでいきたいとこんなように考えております。

北沢議員

インターネットを引きますと本郷の水力発電という項目がございます、それをクリックしますと本郷に現在民間で設置をされております水車が回っております。こんな絵が出てまいります。また太陽光発電にしても町民の皆さんの理解が深まって、このいわゆる設置のスピードが非常に高いわけでございます。町民の皆さんがそういった理解をしてこの問題について真剣に取り組んでいる姿があるわけでございますので、是非行政としても町長の3期目の公約として取り上げるということでございますが、こういったことが全体的に効果が上がるように行政施策を整理して取り組んでいただけたらと思います。以上で質問を終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時25分といたします。休憩。

午後3時07分 休憩

午後3時25分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

11番 平沢 晃 議員

11番

平沢議員

それでは通告に従いまして質問を行います。初めに高坂町長3選おめでとうございます。まあ3期目に向けて健康には特に留意なされて町の先頭に立ってしっかり頑張っていると思います。さて紐解いて見ますと近隣市町村との合併論議の末、自立を選択してからはひたすら持続可能な住民主体の協働のまちづくりを標榜した高坂町政が、町民の皆様の一一定の評価を得た結果と私は思っておりますが、しかし今世の長引く不況による閉塞感の解消を求める住民の声にどう応えるか、3期目の手腕を町民の皆さんは大きな期待と希望を持って待ち望んでいるのも事実であります。町民の幸せと活動（活力）ある町の発展のために渾身の力で頑張ることを誓うと抱負を述べられて、第5次総合計画が初年度を迎えたばかりであることなどから、種を蒔いたり育てたりした施策が成果を見ていないと3期目の意欲をにじませてもおりました。そこで私は今一般質問では町長のキャッチフレーズであります「町民の幸せと活力ある町」発展のための施策について特に以下4項目について質問を行います。

1つとして、ふれあいと絆を広げるまちづくりについて、2つとして、地域の未来を生かした産業振興について、それから3つとして、高齢社会を支える交通手段について、4つ目として、メディカル産業振興について、順次質問を行いますので町長の新たな発想を町民の皆さんは望んでおられると思いますので、賢明なる答弁をお願いを申し上げます。それでは、ふれあいと絆を広げるまちづくりのための新たな住民の行政参加について町長はどのようなお考えでおられるのか。10年後の町の将来像を描く第5次総合計画が「人と緑輝くふれあいのまち」を美辞麗句に終わらせないためにその実現に向けての指導力が求められております。協働のまちづくり推進のために町長は住民の行政参加についてどのようなお考えか先ず最初にお伺いいたします。

町長

平沢議員から冒頭触れていただいたことに対して感謝を申し上げ、精いっぱい頑張っております。よろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。ご質問は、「町民の幸せと活力あるまち」この発展のための施策についてということでございまして、特に住民参加による行政の推進、町長はどのように考えておるかということでございます。私はこれまでも、それからまた今度の3選に対しましても常に行政というものは住民に身近で開かれた住民あつてのものでなければならぬということを再三申し上げてきております。それには住民の皆さんの行政参加というものがどうしても必要であるということも、これもまた再三申し上げてきておるわけございまして、そのことでまあ当町では自立の道を選択して以降、行政と住民が協働をするまちづくりこれを掲げて取り組んでまいりました。協働のまちづくりを進めるためには住民の皆様の幅広い行政参加が何としてもこれは不可欠であると、そして知恵と汗を共に出し合って施策に取り組んでそのことを進めていくことが望ましい姿であるというふうに考えておるわけございまして、今後とも町といたしましても積極的な行政情報の公開に努めながら、町民の皆さんが企画段階から政策に参加をできる方策や住民意見を町政に反映させるための仕組みづくりを更に進めて、住民参加と協働による活力あるこの飯島町の構築に努めてまいりたいと、このことを重ねて申し上げてお答えとさせていただきます。

平沢議員

まあ公約に掲げたこの定住促進それから産業振興、自然エネルギー推進、この実現のために先行き不透明な情勢ですが、ただいま申されたとおりの英知を結集して住民の目線でのリーダーシップを発揮して、3期目の町政に取り組んでいただきたいことを申し添えておきます。次に協働のまちづくりに対する住民の自治意識の高揚と活動支援についてお伺いをいたします。今なぜこの地域の活性化に伴う自治意識の高揚が必要であるか、国内外の大きな環境変化の中でこの長引く不況に伴って大震災また社会保障制度と税制改革に加えてTPP問題も抱えるこの平成の維新に直面しているこの現状を踏まえて、昨年策定されました5次総合計画が実行されております。しかし現実には逼迫した町財政はかつてのような、まあ公共事業は行政の仕事として取り組んできた時代とは異なり、住民参加がなければ町の体をなしえなくなってきております。当町は高齢化率が上伊那8市町村でまあ31%と前段でもいろいろ申されておりますが、これは上伊那でも一番高い社会不安の中で自分たちのことは自分たちで守るこの勇気と英知を今であるからこそ再確認しなければなりません。そこでこの協働のまちづくりに対する自治意識の高揚と活動支援について基本的にはどう考えているのか、そして必要があるとすればその方策について町長の所信をお伺いいたします。

町長

協働のまちづくり、自治意識の高揚とこれに対するまあ活動支援についてのご質問でございます。当町では様々なまあ施策の取り組みの中で、例えばまあごみの環境美化活動の面、用水路の清掃補修の面、農地・水・保全対策事業の取り組み、あるいは花作り事業等々、日ごろから地域住民の皆さんが高い自治意識を持って取り組んでいただいていることに心から感謝を申し上げるところでございます。同時にまた今お話にもございましたように、町の行政サービスということに対してのやはりそれぞれの地域の皆さん方が自らの地域は自らで取り組んで少しでも良くしていこうという、この自治意識が大切であることもまた申し上げるまでもないわけでございます、そういうことから地域にはそれぞれ良いところと、行政の視点からだけではなかなかこの見えにくい固有の問題・課題もあろうかというふうに思います。また地域の自治も統一、画一的ではなく、それぞれ様々な個性もある、また状況の違いもあるというふうにお聞きをしております、そこで地域の主体性を重んじたまちづくりがなんとしてもこれは重要であるというふうに考えておまして、1つには4地区に地域づくり委員会を設置をしていただきまして、今年度からは全地区に地域づくり支援員を配置をすることで、この地域が住民主体で地区ごとの特色あるこの運営体制の構築を支援をしております。少しずつその芽生えが出来てきておるわけでございます。まあそうした取り組みによりまして、例えば夏祭りあるいは文化祭などの催しや地区ごとの特性を反映した様々な行事等が活発に展開、開催をされまして、大変あの地域の底力と申しますか新たな活力を感じておることも事実でございます。また支援員の配置によって公民館の開館時間も長くなりまして、立ち寄る人も増え、地域の拠点としての賑わいや活気も生じてきたというふうにお聞きをしております、大変ありがたいことであるというふうに思っております。今後地域づくり委員会の取り組みが核となりまして新たな自治意識が芽生えて地域内へ広がっていくことと期待をいたしておるところでございます。それからまた町では耕地や自治会単位の自治活動の場として支えあい拠点施設の建設や協働のまちづくりの推進事業補助金等、財政支援の方にも力を注いでまいりました。今後とも引き続いてあの地域のことは自らひとつ取り組んで考えていくというこのいわゆ

平沢議員

る地域の自治意識、この高揚を背景にして更なる協働のまちづくりの推進にこちらからでもできる支援をしてみたいし、地域の皆さん方主体的にこのことを自ら取り組んでいただくことを大いに期待をしてみたいというふうに考えております。これが協働のまちづくり、自治意識に対する私の基本的な考え方でございます。

ただいま地域が主体のまちづくり、飯島でも既に4地区に地域づくり支援員の配置がなされてまあ1年が来ようとしておりますが、まあ一応先進事例といたしましてですね、この飯田市上久堅原平地区、昔の柏原という地区でございますが、この区の自治会ではこの地域づくり構想策定委員会これを立ち上げて中・長期、まあ5年から10年の展望としてこの部落のために今何をどのようにしなければならぬかと、こういうことを明らかにする計画を立ててもう既に実行をしております。このようなこの行政としてこの土壌づくりを行政としても支援する必要がある時期が来ていると私は思っております。是非そういうふうな前向きな姿勢も忘れないで取り組んでいただきたいと思っております。

それでは次に地域の特性を生かした産業振興について、この点について2点をお伺いいたします。最初に地域の特性を生かした特産品づくりや飯島ブランドの確立についてお聞きをしますが、この問題については前段で同僚議員から縷々細かいところまで質問がございましたが、この飯島町にとってこの産業振興についてはまあ今後も本当に重要な問題でありますので、あえて絞って重複しないように質問させていただきたいと思っております。まあ町長は人口増活活性化対策としてこの働く場の確保をするために工場誘致、また定住促進対策、いろいろ促進室に対してもこの賢明に努力をなされておられ、私もその努力には敬意を表するところでございますが、あまり成果が上がっていないのもこれ事実ではないでしょうか。まあそれは町長の努力が足りないのではなくてこの産業構造の空洞化が言われている、いわば今日の時代背景によるものだと私は理解をしております。従って事態が変化しない限りこれらの施策は至難であろうし、近々に事態が変化する兆しもないので、この姿勢を改めてこの地場産業の開発に転換すべきではないかと考えて、地域の特性を生かした産業振興を総合的に取り組むことを推奨しますが、この点については町長は如何お考えか所信をお伺いいたします。

町長

2つ目のご質問でございます地域の魅力を活かした産業振興の中で、地域の特性を生かしたこの特産品づくり、飯島ブランドの確立についてのご質問でございます。これはもう午前中の久保島議員のご質問にお答えしたとおりのことで重なるわけでございますが、町はこれまでもずっと一貫して取り組んできた考え方の中で、特にまあ農業振興の面では1,000ヘクタール自然共生農場づくりというこの壮大なスローガンの中で、自然共生栽培により生産された安全で安心な農産物やこれを原料とした加工品等をブランド化して特産品としていきたいという考え方はもうこれは基本的な部分でございます。そこで農産物に関する特産品の開発につきましてはJAや町内商工業者の皆さんとも連携をしていくことが必要であるというふうに考えておりますので、今後それぞれの実務者レベルの産業振興懇談会等に協議をしていく中でも、農・工・商、連携した推進の支援体制の構築を検討をしてみたいというふうにお聞きをしておりますし、また営農センターでは各種の事業を行い自然共生栽培農産物の普及拡大を進めておりますので、農業者の積極的な取り組みも今後更に期待をしていきたいというふうにお聞きをしております。それぞれのいろんなあのメニューは前段午前中申し上げた通りでございますので、重複します部分はあえて申しませ

平沢議員

んけれども、今後とも関係機関と連携をして飯島ブランドのまあとにかく確立に向けて諸施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

飯島ブランドの確立に向けてというご答弁ですが、それで私は1つこの点についてご提案を申し上げてと思いますが、この地域の魅力を活かした産業振興が昨今まあ各地でこれは行われております。当町でも他市町村に負けない特産品が数多くあります。まあ世はまさに自然食ブーム、それから健康食ブームであり、高志向方であるといわれております。まあ従って当町では1,000ヘクタール自然共生農場を軸としてまあ営農センターを中心にJA、商工会、先ほど町長申したとおり行政が連携してこの飯島ブランド確立に向けて、まあ5年、10年を展望したこの新たな組織、この確立を私は提案申し上げますが、まあ仮称ですが「構想策定委員会」これを新たに立ち上げて、飯島町の産業振興を行っていくには如何なもんかと提案いたしますが、この点については町長如何でございましょう。

町長

更なるまあ産業振興を図る上で新たな組織を作つてというご提案で、まあ「構想策定委員会」という名称を今ご提案されたわけでございますが、町ではこの産業振興の分野も含めて基本的には地域の皆さん方のいろんな懇談、ご意見を聞く場面を設けながら、最終的にはこの計画策定には基本構想審議会というのがあるわけでございます。その枝的に様々な産業分野の中でも産業振興審議会でありますとか、それから部内では事務者レベルの産業懇談会といったようなこともございまして、二重三重にまあこの産業の施策についての取り組みというものをご意見をいただき意見交換をする議論の場があるわけでございますので、更にこの上に次なるその段取りの中で委員会というようなものは今考えてはおりませんけれども、内容的にやはりこれからの時代を考えていく中でよりあの密度を濃くしていく必要もあるという形でございます。個々にはやはりこれはあの農業の面では営農センターを核とした営農組合法人の取り組みの問題もございまして、商工業につきましてもこれは商工会を中心にした1つの懇談の場もあるわけでございますので、そうしたひとつのそれぞれの組織を駆使しながら今後どうあるべきか、またどう取り組んでいかなきゃならないかということ時代時代のひとつの現実の問題として捉えてですね、やはり密度を濃くこのことをやっていくというような考え方でおりますので、今ここに新たにこの構想策定審議会というようなものをまあ私の胸の中に描くというようなことは今考えておりません。

平沢議員

ちょっと甚だ残念なようなご答弁と受け止めますが、私の申しておるのは別にその上部組織としての立ち上げではなくて、この飯島町のイメージアップですねこのためにも是非この新しい構想にまあチャレンジをしていただきたいと、こういう思いで申し述べております。次に地域産業が連携した6次産業化の推進支援について町長のお考えをお伺いしたいと思います。まあ先程申しておる通り本町ではこの地域複合営農の方針、これに基づいて付加価値農業を目指して活動しております。まあ先ほど6次産業、同僚議員から細部的には説明がございましたが、この6次産業の受け止め方、私はこの1・2・3プラスじゃなくてやはり総合的な一応その産業振興が必要じゃなからうかと、そういう意味でちょっと申し上げたいと思いますが、まあ一例を挙げてみます。まあ町長のいつも申しております栗は北の小布施、南の飯島、これということでまあ町長も農業振興にまあ力を入れているのは本当に高く評価をするところでございます。栗関係組織を育成して栗の栽培から製品づくり、また販売、消費までのシステムを構築された、これは別に6次産業って

う局面ではございませんが、私はこの栗研究会と栗の「里の菓工房」ですね、「信州里の菓工房」のこの育成はこれ農・工・商、連携による地元の流通で有利販売ができることによりまして農家の安定販売ができてこの所得向上に直接まあつながるものと大きな期待を寄せて、それぞれの皆様が今、栗作りに挑戦をしております。そんな中まあ先だって12月3日、4日に行われた町村から日本を元気にする東京国際フォーラム町イチ！村イチ！2011でこの飯島町のブースではまあ馬肉の薫製とかリンゴまたは既存の特産品の他に農・工・商連携事業として今年の夏ですか開発が進みました新商品の「すっぱ辛の素」も売り込み、これは飯島町を知ってもらおう本当に良い機会だと高く評価をしております。まあ千葉の産業展もしかりでございますが、まあこういうとこで飯島を知ってもらうんだという試みが本当に大事なことだと思っております。まあその他にも当町には蕎麦とか味噌、漬物、それから餅等、まあ生産された農産物に若干の手を加えることによってこの価値が付加されるような方策、まあ通称まあ付加価値化について、まあこれ産・学・官と提携しているいろいろなもので取り組んだ過程はございますが、この研究会を私は積極的に進めてこれは総合的な取り組みとして、行政としてそれから推進のための支援をする考えはないか。こうした地道な活動が当町の活性化のこれは起爆剤になるものと提言いたしますが、この点について町長の所信をお伺いしたいと思います。

町長

まああの連携したその6次産業の推進ということの中で今ご提言があったわけでございますが、この6次産業というのは1次、2次、3次、これを足してということではなくてということではないわけでして、これはやっぱりあの足しても掛けてもとにかくそれを総合的に連携をして一体としてひとつの産業として目指していくのがこの6次産業でございますので、表現は違うかもしれませんが平沢議員のおっしゃっていることと全くこれはあの考え方は同じにするものであるというふうにご理解をいただきたいというふうに思っておりますが、それでこれはあの午前中の久保島議員のお答えにも重複するわけでございますけれども、いろんな今6次産業の芽が飯島町では芽生えつつあるわけでございます。栗にしてもそうですし、すっぱ辛にしても唐辛子にしてもまあそういうことであるし、その他のいろんな加工もその一端を担っておるということで、大変意欲的に取り組んでいることは事実でございますので、で、おっしゃるまあご提案についてはそのそれらを総合的に一体化して6次産業に向けての発信をしていくんだということ、まあちょっとそのご提案の中身というものは今ひとつ理解しかねるかもしれませんが、今まさにそのことをやっておるわけですね。それで更にそのことをグレードアップしていくと、それに対する支援もやっていく、それから皆さん方がそのやる気をそれに向かって起こすというようなそのソフト面でのひとつまたサポート体制もしておるというのがまさに今現実の姿でありますので、今おっしゃるこの趣旨というものがどういう方向へ何をというようにもう少しあの説明いただければまたそれなりにご回答させていただきますけれども、そんな考え方で今現在進めておりますので是非ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

平沢議員

ちょっと若干もう少し細かいとこまでと思いましたが、前段でそれぞれの形の中で申し述べておりましたのでこの程度にこの問題はしておきます。次に高齢社会を支える交通手段について、この点で3点お伺いしたいと思います。先ず最初に循環バスの運行の現状と課題についてお伺いいたします。現在のように自家用車が普及した社会にあっても、高齢者の家庭また身体に障がいのある方等では自動車の免許のない方あるいは高齢のために



安全をお考えになり免許を返上されるというような方が非常に増えてきております。平成22年4月よりこのデマンドシステムを導入して運行されておりますが、この循環バス運行の現状とまあ1年デマンドでやってきたそのいろいろな課題があると思いますのでこの点についてお伺いをしたいと思います。

町長

循環バスの運行の現状の問題でございますが、住民の皆さんに愛着を持ってご利用いただくこのいいちゃんバス、これは平成19年の7月の運行開始から5年目を迎えておるわけでございます。この間にまあ利用される皆さん方のいろんな要望、ニーズというものを都度まあ調査をして、路線の問題やら停留所の見直しの問題等々随時行ってまいりました。それから今お話にございましたこのデマンド方式、予約制の導入によりまして空の車での運行を極力なくして経費の節減に努めたり、利便性を図ったりというようなことで、これはあの町内の路上でどこであれ降りられるフリー降車、まあ降りる部分ではございますが、この導入をしてサービスの向上を目指してまいりました。まあしかしながらあの町内の共同店舗の閉店など一部もございましたりして、買い物環境に対しての当初の運行開始に比べて利用者の減少があることも事実でございます。一方ではまたあの昭和病院へ行く路線なんかは多くの方に利用をいただいておりますということで、あのメリハリのある運行を今させていただいておりますというのが現実でございます。で、今後につきましては伊南バイパスの供用開始を視野に置いた運行経路の検討の問題、それからJRのダイヤ改正に合わせて乗り継ぎ等を考慮した運行ダイヤの見直し等の問題に対して検討を進めて見直しを進めてまいりたいというふうに思っております。それから更にはまたあの他町村、特にこれはあの具体的に申し上げまして中川村との連携もひとつ大切なことであるということで今研究を進めておりますけれども、まあ相互乗り入れとかいろいろあの業界との問題もございまして、若干あのネックの部分もあるわけでございますけれども、同じ方向へいく目的別の運行を重なっている中川村との部分もございまして、是非これはあの便数が増えればなお結構でございますし利便性が増すというふうに思いますので、今実務者レベルでそのことを具体的に研究に入っておりますわけでございますが、これもやはりあの陸運事務所の許認可の問題があって、今後少しハードルもあるわけでございますけれども、そんなようなことでございます。いずれにいたしましてもこれはあの中には少し人数が少ないので環境問題あるいは効率の問題でどうかという意見もつぶさに聞いておりますが、やはりこの初期の目的がそうした交通手段を持たない方々へのこの循環バスの考え方でスタートしておりますので、今後とも一層のこの利便性を向上を図りながら大勢の皆さん方にご利用をいただく方向を是非また更に考えてまいりたいということでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

平沢議員

今の問題については一応要望は出ておりましたこの地域循環バス事業にあたってはですね、この飯島町生活確保対策協議会ですか、この下にまあ運行については検討がなされていると私は理解しておりますが、この会合が平成21年度は2回、平成22年度は1回しか開催されておられません。この今町長申した多くの課題の中には特にですね中川から飯島経由の病院線の相互乗り入れ、この問題がありました。それから高校生の電車通学の環境の改善についてダイヤの変更もJRに議会としても要望した経緯がありますが、JRの調整会議では受け付けてもらえず、この住民要望として先程申した高校生の退校JR使用者の循環バスの対応を求めた要望も町に上っていると思います。これらの検

討がどのような推移でなされたかその現在の状況、それから併せてですね循環バス関連のまちづくり交付金、これがまあ平成23年度末をもって終了になるとお聞きをしております。この当町も他町村と同様にこの循環バス問題では本当に苦慮しており、今後の大きな課題だと思っております。従って循環バスとですね併せて外出支援事業、これは福祉タクシーも含めてこれは総合的にまあ検討する、まあ私がちよっと仮称ですが「飯島町総合交通対策検討委員会」このようなものを立ち上げてですね、この交通弱者対策を早急に考える時期が私は来ていると思うんです。このようなご提案を申し上げますがこの点については町長いかがお考えでしょうか。

町長

この循環バスの運行に関連をしてよりまあ利便性を図っていくというようなことの中で、今言った相互乗り入れの問題は前申し上げた通りでありますし、それからJRとの接続の問題があるわけでございますが、中にはあの小町屋の快速が停まらないというような問題、それから6時前後に駒ヶ根止まりでこちらの方へ飯田線の電車が延伸してこないというような問題、これはあのまあ議員の皆様ご承知の通りJRの方に対しましてダイヤ改正の要望を再三しておりますけれども、なかなかこう聞き入れていただけないという現実の問題があります。それに対してじゃバスを回してというようなことも検討しておりますけれども、なかなかこれはあの通常の循環バスの運行からかなりあの時間的に夕方から夜にかけての、はみ出る部分がございます、運行経費等の問題やらその便数の問題やらいろいろコースの問題もあってちよっと実現しかねるというような結論に至って現在に至っておりますので、ご了承いただきたいというふうに思っております。それからあのこれはあの国の交付金制度で始めた実証実験を含めて始めたこの循環バス事業でございます。今年度平成23年度で一応この5年間のひとつの形が、補助交付金対象としての事業はひとまず区切りがつけられるわけでございますが、過日あの内部的にもその検証をいたしております。まだその結果の公表というところまでは至っておりませんが、その辺を十分精査した中でまた次への対応もこれからの様々な、いろいろな今申し上げた課題も含めて次に対処してまいりたいというふうに思っております。まあそうした検証の中であの今ご提案がありました総合交通審議会ですか、というようなものも果たしてどうあるべきか、まあいろいろご提案をいただくわけでございますけれども、ちよっとこれはあの慎重にこれもひとつ検討をさせていただきたいというふうに思っております。

平沢議員

まああの交通弱者対策、これがあらゆる今の近世では一番重要視されると思っておりますので、まあそれと合わせた1つの外出支援事業ですね、福祉タクシー、これも含めてまあ検討をしていただきたいと思っております。それでそれと併せてですねこの福祉タクシー券、この交付事業、この現状と課題についてちよっとお伺いをいたします。国の財政が厳しくなるとともにまあ高齢者それから身体障がい者などの社会的弱者ですね、これがいろいろな面で本当に厳しさが拡大しております。まあこれに合わせて郊外の大型店に押されてまあ近くの商店も閉鎖するなどこの社会的環境も悪化しているのがまあ現実ではないでしょうか。まあそこでこの当町の福祉タクシー券、この交付事業、この現状と課題についてお伺いをしたいと思います。

町長

町が現在あの交付をして発行して対応をしておりますこの福祉タクシー券の件でございますけれども、これはあの同じ交通手段を持たない方々、いわゆるまあ交通弱者と呼ばれ



ている方へ対する福祉的な支援の手立てでございまして、循環バスがあるから、あるいはこの福祉タクシー券があるから循環バス、そういうあの相互関係のものではございません。根本的にこれはあの中身が違うわけでございまして、いろいろあの厳しさもあるわけでございますけれども、これはあの今後とも継続していかなきゃならないというふうに捉えておりますが、現在までの町がこの交付事業として対応しております内容、それから課題についてもまあ中にはあのもう少し枚数が欲しいとかいうような方、逆に余す方というような全体的には75%ぐらいの利用率になっておるわけでございますけれども、これはあの当然のことながら個々にいろんな事情があるわけでございまして、町もそこらを十分に睨みながら従来から進めておる事業でございますので現状と課題、担当課長の方からご報告をさせていただきたいというふうに思います。

住民福祉課長

それでは補足の説明をさせていただきたいと思います。この福祉タクシー券の交付事業につきましては公共交通機関や自家用自動車を利用することが困難な75歳以上の高齢者や障がい者、障がいをお持ちの皆さんを対象としてタクシーを利用する際に初乗り運賃相当分、現在700円でございますこれを年間24枚交付しているものでございます。実績につきましては昨年度交付者数が164人ございました。枚数につきましては3,698枚という数でございます。これに対して2,781枚の利用がございまして率にいたしまして75.2%ということでございました。今年度につきましては交付の対象者181名ということで17名増加してございます。交付の枚数は延べで4,254枚ということで556枚増加しているという状況でございます。11月末現在の利用者数でございますけれども利用率にいたしまして45%ということになってございます。この状況でいきますと昨年同様のほぼ75%ぐらいの利用率になるのではというように見込んでおるところでございます。交付の枚数が年間24枚ということでございますので、この枚数あの多い少ないということいろんな意見があるわけでございます。枚数を増やしてほしいという意見も聞いておりますけれども、まあ枚数に予算の限度もありますので、現状は先ほど申し上げました初乗り運賃、月2回2枚という計算になりますので、往復分ということで月1回の病院等への通院においてタクシーを利用するための支援という考え方で認識をしているところでございます。なお同様の事業を行っている郡内の町村との交付枚数の差はさほどないというように考えております。以上です。

平沢議員

まあ1人が月2枚このタクシー券、私もいろいろ聞いてみますがこれではとても無理だという状態をお聞きしております。ということはやはり75歳以上というこの枠の中には独り暮らしした老夫婦の家庭が非常に多いのでございます。ちなみに平成23年3月31日現在では高齢者世帯は689世帯、これは平成22年度より81世帯増えております。独り暮らし高齢者も309人で22年度より18人増えており、まあこれは年々増加の傾向にあります。まあ従ってですねこの議会初日のまあそれぞれ一般会計補正予算でも245,000円の外出支援事業としてこの福祉タクシー券を増額補正も余儀なくされております。弱者に優しい町政を目指すこの町長の政治姿勢にしては歯がゆいと思ってなりません。循環バスの利用困難な方が病院または日常の食料品の買い物のために週1枚、せめて週1枚、月4枚、この事業費としては約4,000,000円ぐらいだと思います。これは積極的に取り組んでこの町長の言う弱者に優しい飯島町のためにも、こういう1つの増額を提案しますがこの点は町長は如何お考えでしょうか。

町長

あのタクシー券をまあ利用される方はいろんな事情があつて、中には使いきれない方もおるし、これをまあ一律に今差し上げて交付をしておるところがまあひとつどうかという問題もあるわけでございます。なかなかこの実態に応じた弾力的にこの枚数を決定していくというのは不可能でもあるわけでございまして、今のようなこの考え方でまあ交付をしておるわけでございます。勢いこれはあの高齢化が進む段階で今のお話のように補正対応もしながら、対象者は増えてまいります。当然そのことがまあ財源的にもまあ押し掛かっていくというようなことでございますので、できるだけ多く一律的に交付ができればよろしいんですけども、そうしたことも今後自然増とも考えながら当面は今の水準でまあ何とか維持をさせていただきたいというのが新年度予算に向けての基本的な考え方でございます。

平沢議員

まあ町の財政事情があるので慎重にならざるを得ないとまあ予想した通りの答弁で本当に残念に思っております。まあせめてこの足の確保は交通対策というより私は福祉行政の一環としてこれは慎重に考えてもらいたいことを申し添えて次の質問に移ります。

高齢者の買い物送迎サービス支援対策について質問を行います。この問題も前段での同僚議員から細かく説明がございましたので、私はこの具体的にこの1点に絞ってお伺いをいたします。まあ食料品など日常的な買い物弱者を支える取り組みがまあ県内各地で急速に広がっております。まあ先ほど詳細については同僚議員から縷々説明がございました。それで高齢化や人口減少が進む中山間地域や中心市街地でも今不採算店舗の閉鎖が相次ぐなどの背景があり、行政や社会福祉協議会も農協、企業なども、その他住民や地域も動き出しております。ただこの問題については資金確保や採算性維持が難しい例もあり、生活支援の取り組みをどう支えるかがこの新たな課題となっております。当町ではまあ先ほど申した自宅から500メートル以内に商店が無い、徒歩か自転車で買い物に行けない、自動車が運転できない、この3項目これは買い物弱者の定義でございます。これに該当するいわゆる買い物弱者が本当に大変多いとまあ推測をしております。まあそれで町長所信表明でも買い物弱者対策として送迎支援の取り組み、3期目の公約として唱えております。従って当町では循環バスこの循環バスを新たなこの買い物送迎サービス、これに高齢者の生活を守るために行政として後押しをする支援対策を検討していったらいいのではないかと私の提案としておきます。この質問は結構です。

最後になりますがこのメディカル産業振興に向けての町長のお考えをお伺いいたします。あまり聞き慣れない言葉だと思いますが、新興国市場が成長を続ける中であつてこの新たなビジネスモデルを生み出せずともがく今の日本、過酷な国際競争、円高の進行に加えて東日本大震災のダメージは大きく、一早い復興と経済再生の戦略がただいま求められております。そうした中この新たな成長分野として注目されているのが医療・健康・福祉などに関わるメディカル関連産業です。景気の影響をこれは比較的受けにくく、しかも付加価値の高い製品が生み出されており、世界に誇る精密加工技術や開発力を有する本町の製造業にとっては十分に発揮できる分野として、今メディカル産業振興に向けて長野県でも産・学・官を、挙げて動き出しております。まあ従って町長3期目にかかるこの当町の大きな展望として町の活性化に向けて技術革新推進地域として県の情報を素早くキャッチして積極的に取り組み、当町の産業の活性化を支援するお考えはお持ちか、この新しい発想の中で新たな産業に向けての町長の所信と、併せてもう1点、当世はまあ地方が国を動か

す時代とも言われております。まあ医療機器は約300,000種類の製品があると言われております。例えば臨床検査や予防医学、スポーツ医薬関連、車椅子などの介護・福祉器具関連、それからまあそれぞれの形の中で医療の裾野は非常に広いと言われております。この飯島町の風光明媚、山紫水明、それだけの資質がありますこの飯島町これについてはビジネスチャンスとしてこの観光や農業と同様に物造りについて町長の立場でトップセールスに積極的に取り組んでいただきたい。この医療分野の参入は当町にとって自立へのチャンスと受け止めて、町長3期目の物造りをリードする新しい柱に育てていただきたいと思っております。この飯島町という大地に蒔いた種、育てた若木を住民と共に育てて夷り多き町の発展を目指すのは、過去8年の3期目に向けての集大成であって新しい発想で新たな取り組みが今の飯島町にとっては不可欠、町民の幸せと活力あるまち発展のための施策を提言申し上げ、まあこれからの新しい飯島町の展開を期待して、まあさっきの質問と併せて最後に町長の3期目に向けての決意をお聞きして質問を終わります。

町 長

最後のご質問はこのメディカル産業、まあ医療でありますとか健康、福祉、に関わる一部の製造も含めての産業振興に向けて町が是非導入を考えてというようなことで、あの大変これはあの魅力的なこれからの時代のテーマでありますし、町の産業振興にも大変あの有益な1つの取り組みであるというふうに思いますので、精いっぱい今後そうしたことに関連して取り組んでまいりたいというふうに思っておりますが、若干申し上げますとこのお話にもございましたが、長寿社会の到来によって医療や健康それから福祉関連サービスの事業が大変増加をしてきております。これに伴いましてメディカル関連事業の重要性も増してきておるといってございまして、長野県におきましても平成22年の信州メディカル産業振興会の設立、それから本年の長野県メディカル産業支援センターの開設等々、産・学・官、連携による取り組みが始まってまいりました。町内企業におきましても既に医療機器の部品の製造販売等が行われておりまして、各企業の取り組みの拡大を大変期待をしておるところでございます。それからまたそうしたあの企業の誘致という視点から捉えてみますと、この新分野の業種や特に今後成長が見込まれる業種につきましては誘致企業自らによるこの雇用の拡大とともに、町内既存企業との間における部品の受発注、技術交流の部分につきましても大変まあ相互連携ができる、活性化につながるのではないかとこのようにも思っておりますので、当然このメディカル関連業種というものはこれからの町の1つの産業立地に対して積極的に捉えていく必要があるというふうに思っております。なかなかこれは相手のある仕事でございますので、その思ったような取り組みという訳には、そう簡単に進むというわけにもまいりませんけれども、いろんなあのご縁や人脈をたどりながらですねまたいろんな情報を得る中で、是非これは前向きに進めていくことが町にとっても得策であるというふうに思います。同時にあのいろんなあのハード的な製造部門ということもそうですが、やはりあの研究開発のこの施設の導入誘致というものもこれからの非常にあのこの研究部門の拠点が町にあるということは非常にいろんな面で情報発信にもなるわけでございますし、有益であるというふうにかねてから考えておりますので、このそれぞれのいろんな研究機関、研究施設等もこうしたメディカルに含めてですね一緒にまあひとつ体系の中で今後積極的に取り組んでまいりたいと、精いっぱい努力をしてまいります。よろしくお願ひします。

まああの再三申し上げますように大変まあ3期目に対しましても、新たなまあ

経験の上にも新たなひとつの初心に帰って、町の発展と住民の皆様方の幸せのために精いっぱい、いろいろ申し上げてまいりましたけれども様々な施策を通じて、そして皆で汗して取り組んでまいりたいというこういう決意でございますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

平沢議員

質問を終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。本日の会議を閉じ、これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 4時17分 散会

平成23年12月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成23年12月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

浜田 稔  
三浦寿美子  
竹沢秀幸

○出席議員（11名）

1番 久保島 巖  
4番 三浦寿美子  
6番 北沢正文  
8番 中村明美  
10番 堀内克美  
12番 松下寿雄  
3番 浜田 稔  
5番 竹沢秀幸  
7番 倉田晋司  
9番 坂本紀子  
11番 平沢 晃

○欠席議員

2番 宮下 寿

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 片桐邦彦
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄  
議会事務局書記 千村弥紀

## 本会議再開

開 議	平成23年12月13日 午前9時10分
議 長	おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。 議長から申し上げます。宮下議員から親族のご不幸に伴いまして欠席の通告がありましたので報告いたします。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 3番 浜田 稔 議員
3番 浜田議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初の質問は町の商工業発展の担い手についての考え方、町長の考え方を伺うものであります。町内の商工業振興を優先すべきかあるいは誘致か、まあそういう問題が時折発生するではないかと思えますけれども、その政策の選択の判断基準は何かというのがテーマであります。町長の無投票当選が決まった翌日、11月9日の信濃毎日新聞の記事を見てちょっとわが目を疑いましたけれども、町長は3期目の課題に触れる中でですね、町に見合った規模のスーパーの誘致それから企業誘致で働く場を確保する、こういった文字が躍っておりました。この記事がどの程度町長の真意に沿うものであるかは私は判りませんが、少なくともこの報道に従うならば商業も雇用も町外からの誘致を主な解決手法にしているように読めます。町内の産業振興と町外からの誘致はしばしば競合するものだというふうに思えますけれども、そのような場合どのような考え方で政策を選択をするのかこれについての考え方をお伺いしたいと思います。
町 長	それでは浜田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、先ず町の商工業の発展の担い手としての考え方の中で、町内商工業の振興か誘致かその判断基準の問題についてのご質問かと思えます。引き続いて町政を担当することになりまして数々のまあ公約を掲げさせてまいりましたけれども、その中の1つにまあ産業振興の中で商工業の誘致を含めた振興ということも謳ってあることは事実でございます、それに関連してのご質問でもあるわけでございますが、このことについて私は商工業におけます既存企業の振興とこの新たな企業誘致というものは、これは決してあの二者択一の考え方ではなくてですね、共にどちらもまあ大切なことである、このことがまあ車の両輪的に双方で連携し合うことによってトータル的に町の産業振興が図られていくものであると、そういうふうにまあ考えておるわけございまして、特にまあ昨今の経済情勢の変動が即座にまあ企業の立地活動にも大きくまあ影響を与えておるとこの現実の状況の中で、また全国の多くが市町村によって誘致活動も行われておるとこの現実の中で、企業の誘致というものを実現していくにはなかなか相応のこの困難がまああるわけでございます。例えばまあ選択の判断基準が設けられておりまして、この基準によって誘致による振興が仮に選択をされたといえども一朝一夕にこの希望する選択基準の企業の誘致が実現できるものでもないというふうに思うわけございまして、商工業の振興を支えるこの2つの既存企業

の振興と誘致を含めた振興とこの2つを有機的に機能させていくために、やはりこれは1つの起爆剤としても企業の誘致の具体化については今後とも努力をしていかなきゃならん分野であるというふうに思っております。商業の昨日から申し上げておりますように、こうした商業の現実を見ても中型スーパー更にひとつ導入をしたいというその思いを申し上げておる次第でございます。従いまして既存企業の振興か誘致かというどちらかのまあ政策選択ということではなくてですね、町の意向に沿った中で立地進出というものをいただける企業がもしあるとするならば、この事実を町民の皆さんあるいは地域の関係の皆さん、地権者等も含めて十分まあ合意形成をした上でその上に立って企業振興の並行しながら、既存企業の振興も並行しながらこの誘致を実現して雇用機会の拡大等町の活性化のために総合的に効果を見出していくことが何よりも必要ではないかというふうに思っております。またあの、かつていくつかの町も企業を導入してまいりました。その時代時代にまあ誘致をしてきた経過もあるわけでございますけれども、こうした今ある町の企業も現在やがてはこの町の既存企業という立場の中で現在定着をしております、商工業の発展に大きな役割を担っていただくことも、歴史的な経過の中から見てもまあ現実の姿でありますし、そのことが現在の雇用の確保という点にも大きな役割を担っていただいておりますということもまたこれ現実の姿であるというふうに申し上げてよろしいかと思えます。以上でございます。

浜田議員

答弁をいただきました。ひとつの考え方はよく分かりましたけれども、私はあの外部の力を誘致すればそれが自動的にですね良い状態に結びつくというものではないというふうに考えております。私は町内の様々な産業とそれから誘致してきた産業との間には様々なパターンが生じるというふうに考えています。まあ1番目としては競合関係ですね。1つのパイをめぐる業者が相争う、あるいは直接同じ業種でないとしてもですね例えばまあ他所の他府県でもありましたけれども、農地を潰して大型スーパーをそこに誘致してそれがあのビジネスがうまくいなくて撤退してですね、で、残りコンクリートだけが残ったと、で、それは農業の低下につながるという他の産業を圧迫するというケースもあろうかと思えます。あるいはその育成の過程で土地であれ、あるいは町の様々な予算の配分であれですね、それが競合関係にあるというパターンもあるんじゃないかというふうに思います。それから2番目は多分住み分けのようなあり方ですね、大病院と一方で開業医のようにですねお互いが連携し合って住み分けるようなパターンもあるんじゃないかと思えます。それから3番目はシナジーですとか共存共生というふうに言われますけれども、お互いに得意分野を提供し合って補強し合う、あまり具体的な例は私得意ではありませんけれども、例えば農林業と観光業のようにですねお互いが一方的に利益を独り占めしようとすると、例えば山林や農地が荒れてしまえば観光は成り立たない、まあその逆もしかり、このようにお互いが双方を大切にすることで成り立つような関係もあるというふうに考えております。ですのであのまあ他のパターンもあるかもしれませんが少なくとも1の競合関係というのは最悪だろうと。2番目3番目が成り立つのであればですねそれは1つの答えじゃないかというふうに個人的には考えます。で、しかしそれは自動的に出来るのではないとすればですねなにが必要とされるかということを考えなければ政策判断の基準は生まれてこないんじゃないかというふうに思っています。あ、その前にですねこの誘致とも関係するかもしれませんが、似たような話で昨日6次産業の件が議論になりましたの

で密接な話だと思いますので若干私なりにコメントさせていただきたいと思っておりますけれども、この6次産業という言葉は提唱した今村奈良臣東大名誉教授の定義はおおよそ次のおりです。農業者が生産だけではなく食品加工や流通販売にも主体的にかつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今までの2次産業3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者が得ることによって農業を活性化すると、つまり主導しているのはあくまでも農業者だということですね。また農水省の6次産業の成果というのが23年度というのは確かホームページに100ほど実績が載っておりましたけれども、大体そういうパターンで昨日話題になったような「里の菓」との関係はあまりそれにふさわしくなかったのではないかなというふうに私は思っております。今の話したのはですね要するに誘致するあるいは何かの産業と別の産業が結びつくといった場合に、町の側に必要とされている条件があるのではないかなというふうには私は考えるからであります。それなしにはですねおそらく同床異夢になるだろうと、で、実はたまたま今年の2月の信毎に出ていたある記事をちょっとご覧に入れたいと思っております。タイトルはですね「隣県スーパー県内出店攻勢」ということで、警戒を強める県内企業、でこれはあの岐阜県から「バロー」というまああの多分200店舗ぐらい東海から富山辺りまで展開している大型スーパーです。それから山梨からは「いちやまマーケット」、それから新潟からは「原信ナルス」ですか、これがですね比較的空白だった長野県に要するに地元がもう既に満杯になってしまったものから長野県の各都市に展開を図るとこういうデータであります。で、これの意味するところは何かということなんですけれども、私たちは国土利用計画に沿ってですねバイパスにあそこのお店ができたらい、それとその他に商店街が連携できたらい、そういう形で私たちはスーパーを見ます。だけれどもスーパーの経営者の目から見えているのはこういう戦国時代の姿ですね。で、私の知っている範囲でも例えば岐阜県ではですね仁義なき岐阜スーパー戦争というのが行われておまして、最後の勝組が実は「バロー」です。で、ケーヨーD2と同じぐらい駒ヶ根のですね同じようなD2がやはり進出しましたけれども5年後にはパチンコ屋になっていた、そのくらいあの激しいマーケット争いが行われているのが現在の大型流通の実態ではないかなというふうに思います。でこの経営者の目から見たのと違う姿、両方の目で問題を見なければですね、我々は非常に危険な状態に陥ってしまうのではないかなというふうに考えるわけです。で、まあそういうことからですね私自身は外部からの誘致が町に発展をもたらす条件はですね、少なくともその基本的なところは先ず地元の側に主体性があることではないかと、そして地元産業との競合が懸念される場合にはですね町が政策判断の基本にするべきは地元産業の育成支援を優先することではないかなというふうに私は考えます。この考え方に対して町長は同意いただけますでしょうか。

町長

あの今お聞きをいたしておまして基本的には全くあの同感でございます。これはあの今新聞の例をいくつか挙げられてその競合的な部分で疑問符を打たれておるまあ記事も含めてですけれども、これはあの決してその地域にとってこの企業の勢争の具になるような誘致の仕方は決してあってはならないと、これはあのもういたるところにこの進出をしてその競争の原理一点張りです。そのことがまあ成り立っていくというひとつの企業の独特の考え方のみで立って、これはあの決して私どものこの今求めているこの商業活性化の中でそうしたことを考えるべきものではないし、またあのむしろ住民の皆さんからの要望はい

浜田議員

町長

ろいろお聞きしますとやはり、まあコスモのああした例もあることも含めてですけれども、もう少しその品数もそれから店舗の数も多くして買い物の利便さが増すようなひとつ政策をとってほしいというこの願望に他ならないわけでございますので、そういう今おっしゃった競争の原理の部分とは少し違う、むしろ求めてこれは導入をしていくべき考え方になるかというふうに思います。それからもう1つあの誘致に対して既存企業への影響を及ぼすというようなことは決してあってはならないし、むしろそれは前向きに捉えて連携に結びつくような1つの誘致があり方であってほしい、そうするにはあのいろいろまあこれはご縁があると思っておりますけれども、それから業種的にも決してあの公害的な廃棄物的なものを処理する企業では困るわけでありますので、この健全な製造企業活動を通じて町の活性化につながるような、そしてまた雇用もそこそこ見込めるような、そして既存産業とのこの連携がうまくいってむしろそれが手助けになるような相乗的にパワーアップが図れるようなそういう企業でなければ困る、それには当然あの情報公開をしましてですね住民の皆さん方の合意を得て、地域の皆さんや地権者の合意を得て、あの今までもそういう考え方でやってきておりますけれども、そのことが何よりも大切であるというふうに思いますので、基本的には浜田議員のおっしゃることがまさに全く同感であるというふうに思っております。

同じ見方であるということで大変安心いたしました。まあ是非少なからぬ課題を抱えている既存の中心商店街の振興をですね十分に図っていただいた上での取り組みを進めていただきたいと心から望むものであります。で、追い打ちをかけるようで大変失礼なんです。が、実は昨日の一般質問で同僚議員からのメディカル産業の振興をどうかということをお求められたのに対してですね、町長のご答弁は町内の部品メーカーもあるのでそういったものを支援したいというお話でありました。ただ残念なのはですねそれに続いてメディカル産業の誘致というお話が続いたことであります。私はちょっと違うのではないかなと思いつつ聞いていました。と言いますのは例えば宮田村の「タカノ」、まここはパネメーカーからコクヨの椅子や何かの家具メーカーになってですね、そういった技術を基本に現在では医療機器、あるいは画像処理といった多角展開を図って大きくなった会社でありますけれども、そういった例を見てみてもですね、私はあのやはり芽は先ず中から育てることが基本ではないかと、それほど飯島の産業力は頼りになりませんかというふうに私はその話をお聞きしていたわけです。ただ先程のご答弁もありますので是非そういった方向での取り組みが行われることを期待しましてですね、次の質問に移りたいと思っております。

2番目の質問は自然エネルギー活用、防災、町おこしを一体で進めるような政策を提案するということでもあります。先ず町長は6月議会です。ね原発からの脱却を大きな方針として表明されました。もしそうだとすればこれは単にスローガンとして述べるだけではなくてですね、やはり町としても具体的な施策としてエネルギー転換を図るというそういう行動が伴わなければならないというふうに思います。そういう意味で飯島町自身はこのエネルギー転換に対するどのような工程表をお持ちなのかこれについてお尋ねしたいと思います。

次のご質問は新エネルギーの活用等に関しましてその施策の提案も含めて、原発からの脱却を表明した飯島町としてどうエネルギー転換への工程を進めていくかというご質問でございます。まあどこもそうでございますけれども、当町におきましても全戸にまあ電

力が供給をされてから半世紀以上がまあ過ぎまして、幾多の自然災害を経験しながらも長期にまあ渡っての停電を経験することもなくて、町民の皆さんが安心して生活が出来てきたというのも電気事業に関わる皆様方のご努力によるものと感謝をしておるところでございますが、この電気事業につきましては町民の生活や産業の最も基本的な基盤となることから、国の施策による大きなまあ梃子入れの中で成長をしてきたということが言えるかと思えます。1997年に制定をされました地球温暖化対策の京都の議定書、まあ先日もCOP17でまあいろいろと議論されて何とかまあ継続協議というふうになってまいりましたけれども、この京都の議定書以来CO2 二酸化炭素の削減のために原子力発電による電力供給の比率を高める政策を進められてきたということが事実でございます、そこへもってまあ3・11、3月11日のこの大地震に伴う福島第1原発の事故が発生をしたわけでございます。当時のまあ内閣、菅内閣でございますけれども、菅内閣は原発依存から脱却をして環境に配慮した自然エネルギーに転換をすべく、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆる再生エネルギー買い取り法というのが8月26日にまあ制定をされたわけでございます。で、この法律は太陽光や風力、小規模水力といった飯島町におきましても新エネルギービジョンに掲げられております「導入すべき」というふうに掲げられております再生可能な自然エネルギーを推進するための固定での価格買い取り制度、その導入というものが大きなウエートを占めておるわけでございますが、この制度によってまあ様々な個人や事業者が自然エネルギーで発電した電力を電力会社に一定の価格で買い取るということを義務付けておるわけでございます。ただこの制度が成立をいたしましても未だ買い取り価格というものとは決定をしておりません。現行買い取り価格まあだいたい8円前後1キロでございますけれども、これがあの標準的な100キロワット以上の小水力発電事業ではやはりこれはあの施設のかかった費用の回収期間と耐用年数とほぼまあ同じというようなことがございまして、現実的には赤字というふうな状況にあるわけでございますけれども、これがあの言われておるまあ20円前後くらい、2倍3倍くらいに近くなるとやはりこれはひとつの魅力的な取り組みがなされるのではないかとございまして、これはあの当然のことながらそうした新しいエネルギー発電によるこのことが一般的にまあ進むものというふうに期待はいたしておるところでございます。そこでまあ町の工程表ということでございまして、これまで地球温暖化対策として新エネルギーのビジョンに基づきまして学校への太陽光設置というものを町の主体として事業を進めてきております。またそれぞれ各家庭への太陽光発電に対する補助等の継続も今現在いたしておるわけでございます。で、ただあの電気供給に関わる事項につきましては町が直接的に過去にこの関わった経験というものはないわけございまして、福島原発の事故を受けてこうした国の方策が大きく転換をする中で、当町といたしましても次のこの世代を担う子ども達を原発からの放射能の危険から守るために原発からの脱却を、私自身も表明をいたしましたし議会もそうした同意を得ていろいろとあの意見表明をされておることは事実でございます。そうした自然エネルギー転換のカギともいえるこの国の再生可能エネルギー措置法の内容というものが現在示されておられませんけれども、この12月中には市町村の担当者を集めて国からの説明を受けるということに予定がされております。従って原発で50年以上安定して電力供給できるとした国のこの原発への依存度を下げていくという方針転換による方向の中で、町といたしましては今後

浜田議員

ともできるだけこの原発に頼らないひとつのあの飯島だけで取り組むというわけにもまいりませんけれども、全国的にそうした流れの中に沿って飯島町といたしましても今後の具体的な方策を進めてまいりたいというふうには思っておりますが、いずれにいたしましてもこれはあの私の公約にも掲げた重点施策でございますので、自然エネルギーへの転換ということ掲げる中で町のエネルギービジョンに沿った小水力やミニ水力、太陽光を活用しての発電取り組みを何としても具体的に進めてまいりたいというふうには思っております。その中でまああの町が果たす役割はどういう姿がいいのか、それからまた民間に委ねて取り組んでいただくものはどういう姿がいいのか、それから町内には潜在的なまた意欲的な取り組んでいただいておりますノウハウをお持ちの方もおられますので、こうした活用のごを総合的にまあ組み立てをいたしまして役場庁舎内の専門的な部所を設置の検討も含めましてですね、新年度に向けて進めてまいりたいとこんなような考え方で今おります。今ここであの具体的に曆的にこの工程表というものはまだお示しする段階ではございませんけれども、そうした姿勢を進めさせていただくということをご理解いただきたいと思います。

あの昨日もあの今お話いただいたように大変前向きなお話をいただいたのでですね、まあある意味じゃ省略してもいいのですけれども、若干質問を続けたいと思います。で、おっしゃるように私が調べた範囲ではまだ町の工程表と、具体的な数値まで含めた計画はないのだろうというふうには認識しています。温暖化防止の策定委員会が様々な提言を出したり、それからあの長野県が地域協議会を立ち上げている過程だというふうには認識しています。それからもう1つ6月の議会ですと町長は同僚議員から新エネルギービジョンの進捗を尋ねられてですね、その答弁の中で今の全量買い取りの可能性があるとということを前提にしながら、これまでの直接補助事業が国の補助事業が廃止になると、その廃止になる結果ですね行政や地域団体の事業化が困難になると、ただ一方で定額の買い取り制が出てくるので事業者にとっては魅力的になるであろうと、従ってですね今後の方向としてはプロがこれを担うのが望ましいと、そこで小水力発電検討委員会の目的は自ら何とかしようということではなくてですね企業誘致の環境整備になると、まあさっきの蒸し返しになりますけれども、また企業導入かということで私は若干辟易して聞いていたのですけれども、まあただいまのお話はそうではないということでしたので、そちらの必ずしも企業導入だけではないというお話でしたのでですねまあそちらの方の話に向けたいと思います。それからもう1つあの小水力ということでひと括りで言われてますけれども、実はこれ幾つかの段階がありまして、あのマイクロ小水力200キロワット未満は様々な規制が緩くなるわけですね。100キロ前後のものはマイクロ小水力と呼ばれていて、例えば三峰川発電所も第3、第4はこのマイクロ小水力に属する発電所であります。ダムを持たずに流れを取り入れてですねそれで発電するとまあそんなシステムで、おそらくウドン坂辺りで計画されていたのもそんな部類かなと思っています。それから必ずしも定義された用語ではありませんけれども5キロワット以下がピコ小水力と呼ばれていましてですね、まあ実験レベルで様々に行われているわけですが、こんなことでありますのでまあマイクロというレベルであれば一定の技術を持った事業者が必要かと、ただ飯島町の様々な資源を使い尽くすという点から言うのですとね、実はピコ小水力というのは決して無視できないエネルギーだろうというふうには思っております。で、いま日本のエネルギーの中でですね再生可能エネルギー、つまり石油や原子力を除いたエネルギーの中で実は6割が小水力発電、



その三峰川の第3、第4も含めて小水力発電で賄われているということでもあります。で、太陽光は1割、それから風力、地熱は2割ということですね、実はあの再生可能エネルギーで一番実績を持っているのは小水力です。それから飯島の地形に関しては私が改めて申し述べるまでもないというふうに思います。でところで、じゃあ飯島町のエネルギー消費はどうなっているのかということ若干調べてみました。まあこれがその図であります。すごく荒っぽい図でありますけれどもエネルギー全体の2割が電力です。であとの8割はですね石油あるいはガスで賄われています。でそのじゃ2割の電力はどのように使われているかということなんです、ちょうど半分半分、1割はですね家庭用それから残りの1割は産業あるいは業務用、つまりまあこの役場なんかも含めてですねということになります。でそのエネルギーのうち町内のエネルギーでどのくらい賄われているのかということも若干調べました。与田切発電所が3,000キロワットで家庭用というふうに見ますとですね、家庭用の約半分は与田切発電所で賄っていると言ってもいいと思っています。ただ与田切発電所の現在の発電能力はフルの半分ほどなんです、本当は6,000キロワットほどあるようであります。まあさすがにあの最大瞬間風速で毎日動かすというわけにはいかないで、どこまでいけるんですかという質問をするときにうっかり議員だと言ったら随分答えが慎重になってその先返事が返ってきていないんですけれども、あの三峰川電力の実績からするとですね半分ということは多分なくて7割5分ぐらいにはなるのかなというふうに考えております。そうするとこの辺りまでですねが町内、私たちのエネルギーで賄えるということになります。それからもう一つ、昨日の答弁の中で太陽光の普及率で800キロワットだというお話がございました。ただ太陽光の800キロワットというのは最大発電能力だと思いますので、実は太陽光というのは1日のうち平均で3.3時間ということになっていますから、だいたい7分の1になりますね連続で考えると。そういう意味で言いますと100キロワットということになります。ですので例えばある想定ですけれどもこの産業分野はですねまあご自分でどこかで発電所を賄っていただけたらというふうに想定して、じゃあ我々は家庭用だけでも自前で何かしようじゃないかと、それから家庭の方も当然省エネしなければいけませんからLEDに替えるですとか、あるいは電力じゃなくて対応を温水器かなんかで暖房を賄うとかですね様々な工夫をして、例えば4分の3ぐらいに減らすということになりますとですね、相当頑張れば町内でほんとの自給自足が決して届かない話ではないのではないかと、まあ今電力に限っていますけれども、そんなふうに感じながらこの絵を作ってきたところでもあります。で、そういった取り組みに向けてまあ先ほど町長の方からもお話がありましたように、町内で様々な技術を持つ方々の間でですね、まあかなり高い目標を掲げてなんとかしようという議論が盛り上がりつつあります。で、昨日も同僚議員の提案もありましたけれども、もし飯島町がこういった取り組みを先駆けて実績を上げることができればですね、本当に飯島町に恵まれた豊かな自然を脱原発、地産地消のエネルギーの先駆的な地域にできるのではないかとというふうにも私は思う次第であります。で、既に取り組まれている実験もありますけれども、さっき申しましたように5キロワット以下のピコ水力はまだまだ開発の余地があるというふうにも思っています。で、是非その開発について町の投資をお願いしたいと思うわけでありまして、まあこれについては先程町長の言明もありましたのでもう少し具体的な提案に進みたいと思います。で、この実験をやるためには当然、河川、農業用水等を利用すること

町長

になります。ただあのそこで素人が勝手にですね実験をやっていいというものではないというふうに私も思っています。と言いますのは、例えば1キロワットの発電機がセットされたとしまして、逆に考えてみますとね1キロワットの揚水ポンプ、普通の農業用の投げ込みポンプですね、これを24時間手放して回したらですね大変な水害といえますか回りに被害を及ぼすことになるわけですね、ですからたとえ1キロワットといえども遊び半分でやるわけにはいかないだろうと、それから様々な状況が起こった場合にですね責任を持って処置しなければいけないだろうということで、関係者の間ではやはり自らルールを作って管理したいということでもあります。ただそうは言ってもどこでもやっていいというわけではないのでですね、逆に町としてまあそういった実証実験を側面から援助をしていただくことが可能かということが私の質問です。まあ具体的には例えば実証実験特区というのをですね見込みのありそうな幾つかの地域に設定して、それは町が公に認めて、で逆に実験する側はそれに対して取り組みの管理をですね自ら申請して、その下で町の皆様が見守り支援する中でですね、町の自主的なエネルギーの発展を進めていくとまあこんなことを提案したいわけですがけれどもお考えをお聞きしたいと思います。

今後のまあこの新エネルギーに対する町の取り組みというものにつきましては、単なるあの自然資源として今ある町の数カ所の1カ所か2カ所のこの場所でもって発電をして、それでもまあエネルギー対応をしていくというそういうあの狭いエリアのものではないというふうに考えたいというふうに思います。いろいろあの今までも議論もあったわけでございますけれども、確かにそういうところもありますけれども、今度のあの法律の施行以来ですね国も県も非常にこのことについては、あの特に長野県知事の場合も長土連等々とも連携をしながら、とにかく前向きに幅広くこの自然エネルギーの対応をしていくんだという強い決意が示されております。まあそうしたことを受けて今までの町でいろいろ議論してきた具体的な場所の問題も含めてですね、それらを全部包含して上流域から下流域に至るまでこれはあの発電規模は当然異なってくるかと思っておりますけれども、そうしたいろいろなあの潜在的な資源というものを前提として、電力を新エネルギーにどういうふうに結び付けていけるのかどうかということをもう一辺足元から構築し直す必要があるんだろうと、それであの県の方も地域協議会の問題やそれに対する支援というものもいろいろとあの今検討されておるようでございますので、ここ1日2日を争ってどうっていうものではないと思っておりますけれども、少なくともここ1～2年のスパンの中でですね、できれば先進的にこのことに取り組む必要があるというふうに思うわけで、そのことが非常にあのエネルギーというものに対しての教育の問題にもインパクトを与えることになると思いますし、住民の皆さん方も節電から始まっているいろんなこのエネルギーに対する造詣も深まっていくというふうに思っておりますので、今あの特区というお話が出ましたけれども、そうしたこともあの今度もう一辺あの構築し直していくこのエネルギー問題の中で含めてですね検討させていただきたいと、できればそれに対する支援ができるかどうかということも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

浜田議員

前向きのご答弁ありがとうございます。まあしかし1～2年というのは私の考えているスパンとはずいぶん違っていますね、まずあの水利権の問題等は当事者だけで解決できる問題ではありませんし、そういったあたりはですねやはり町独自でもっと早くから取り組みを進めていただきたい。それから必ずしも県の横並びでやらなければならないと

いうもんでもないのではないかというふうに私は思っておりますので、先ずはその日程をもう一度詰める日程の検討をお願いしたいと思うわけでありまして。もう1つ実証実験を行う上でですね課題になるのは今のあの技術的なシーズ（S e e d s）と言いますか、こんな技術がありますという議論なわけですけれども、実際に物事が発展するためにはニーズ（N e e d s）ですね、要するに需要側がなければ実は空回りに終わってしまうというふうに私は考えます。で、まあそういったそのニーズをうまく捉まえている例というのが幾つかありましてですね、これちょっと面白い、「小水力発電なんてしょぼいんでしょ」というインターネット雑誌の記事でタイトルがとっても面白かったんで私拾ってきたんですけど、まあこういったあのこれは千葉大の教授の動きですけれども、もう1つ、1週間前ですかこれも信毎に出てましたけれども、小水力発電で凍結防止と栄村の仮設住宅でマットを敷いたと、これ500ワットの小水力発電機なわけです。で、500ワットっていいますとですね太陽光の数キロワットと比べるとうんと小さいんですけども、実際には太陽光と小水力はだいたい6倍掛けていただいた方が正しいと思います。500ワットの小水力発電機はだいたい3キロワットの太陽光発電に匹敵します。というのは太陽は一日中数時間しかありません。小水力はほぼ稼働率8割とみていいですね。ですから500ワットの発電機というのは実はあのそういう実験をしている方々から見るとかなりのレベルの発電機ということでありまして。でこれにはもう1つニーズを1つ捉まえているわけですね。これはあの仮設住宅の暖房用ですけれども、実際にあの飯島町内ではあの合併式浄化槽の廃棄のポンプを動かしたりですね、まあそんな使われ方もしてて、で出来ればそういうそのニーズと組み合わせた展開ができればもっといいのではないかというふうに私は考えているわけでありまして。で、これも6月にあの同僚議員が提案してですねあまり積極的なお答えをいただけなかったんですけども、こんなシステムをもう一度改めて提案したいと思っております。これはどういうのかと言いますとですね、これ数百ワットのピコ発電機です。数メートルの落差まあ10メートル未満ですね。で大きさも多分40～50センチ角、で数百ワットの発電能力、まあこれと太陽光電池と連携してもいいんですけども、これとあの蓄電器と結び付けてですねここにエネルギーを貯めておきます。それを家庭で使うとまあこんなシステムなんです。このシステムの特徴はですねあの系統連系といって中部電力に売るわけではないです。ですから先ほどのような高値で買っていただくというメリットは何もありません。ただメリットは何かと言いますと自立型ですので停電があるうと何しようとしてですね、少なくとも災害の後数日間は電気の供給ができて、例えばテレビが見れる、それからポットのお湯はある程度維持できる、あるいはファンヒーターくらいは回せると、このぐらいの本当の救援の手が差し伸べられるまでの1日2日を耐えぬけると、例えば冬の夜中に災害が起こったような場合にですねそのぐらいの規模は持っているのではないかと、でこういったものは当然のことながらメーカーは目を付けていて、自家の蓄電システムというのは飛ぶように売れていましたね800,000円くらいだったと思っておりますけれども、それから東京ではマンションでですねそういったシステムを備えたマンションというのが大変好評であります。自分の身は自分で守るとまあそんなことじゃないかと思っておりますけれども、で、私が提案したいのはですねまあこれは小水力でも何でもかまいませんけれども、あのこのような自然エネルギー小規模でもいいけれども自然エネルギーを取り入れて可能なご家庭、あるいは数軒固まってもかまいませんけれども、まあそ

町 長

浜田議員

町 長

んなところでですね防災も兼ねたシステムを立ち上げたらどうかと、でそれは系統連携ではないのであんまり複雑な手続きもいりませんし、町の経験のある方あるいは電気工事を手掛けている方であれば可能だと、でこれはさっきのあの企業誘致の話とも非常に密接に関連しているんですけども、こういう技術は実は大量生産型とは十分戦えると思っております。どうしてかっていうとですね、それぞれの地域の特性に応じて設置しなければいけないという意味では大量生産型の商品では対応できないというのが1つあります。それから絶えずメンテナンスが必要なものでですねそこでまた雇用あるいは仕事が生じるということもあります。これがもし私たちが先駆的にやるのができればですね飯島町はそういった産業の出発地として知られることも可能だと、昨日のそのユズの話と同じような展開をすることも可能だろうと、そういう意味ではですね2年3年周りの町と共同歩調をやるのではなくて、他町村横並びの補助制度を定めてから動くのではなくてですね、国や県が補助せざるをえないような条件を我々は先に動いて作り出す、これはあるべき町の姿ではないかというふうに思いますけれども、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

まああの幾つかの提案も含めて、いずれにいたしましても飯島町として独自の考え方を持ってですねこの自然エネルギーに取り組んでいくということで、それから確かにあの防災面でのこの非常電源という問題も地産地消的に地元でその安定したものがあれば非常にこれはあの効果の大きいものであると思っておりますし、いろんな選択肢の中でただあの農業水路や河川の水ということだけでなくですね、あの飯島町は昨日も北沢議員のご質問にもお答えしましたけれども、砂防ダムというものが随所にございますので非常にあの先ほどはあまり落差がなくても発電できるというまあ大変技術革新が進んでおる例も見ておりますので、そうしたあの先進地を参考にしながらですね、いろんな選択肢の中で総合的にいろんな知恵を取り入れてこの新エネルギーのビジョンの実現のためにまあ取り組んでまいりたいということをお願いしたいと思います。

それではあの検討も大事ですけれども速やかな動きを期待するものであります。まあ受け皿は出来つつあるというふうに思っておりますので、様々な補助制度も含めてですね行政の積極的な支援を期待して次の3番目の質問に移りたいと思っております。3番目の質問は町の事務事業評価システムの運用状況と公開の予定はという内容であります。で、事務事業システムについてはですね長い試行期間を経て実行に移ったというふうに理解しておりますけれども、震災での様々な業務の繁忙もあってですね若干の見直しが行われているというふうに聞いておりますが、そうは言いましてもやはりまあある意味では税金を使って行政職員の一定の時間を割いて進めてきた作業でありますので、これが今どうなっているのか、それから今後のどうするのか、それから当然よほど個人の問題に関わらない限りですね公開して共有することが大事ではないかというふうに思っておりますので、その公開の予定はどうであるのかこれについてお尋ねしたいと思います。

それではあの最後のご質問は町の事務事業に対する事業評価システム等の問題でございます。これまでの成果と今後の展開、公開の考え方でございますが、町の事務事業評価は行政の各種事業の実績に基づいてその成果を評価をして、計画から実施、評価、改善という行政のマネジメントサイクルの確立をまあ狙った、担う手法であるということでこれまでも取り組んでまいりました。当町では平成21年度から事務事業評価の試行を行ってまいりまして、事業の有効性や課題を評価をしてまいりました。で、具体的なこのご質

副町長

問に対してのお答えを一連のまあ内容について主体的に関わってまいりました副町長の方からご報告をお答えを申し上げてさせていただきたいというふうに思います。

それでは少し私の方から回答させていただきたいと思います。ただいまあの町長の方からお答えをいたしましたように、平成21年度から庁内にこのための検討委員会を設置をしまして、総務課長が委員長となるということでこの問題について精力的に各課で取り組んでまいりまして、いくつもの事業について評価の試行をしてまいりました。まだこれについての最終的な結論までに至っておりません。そのためにまあいろいろなものの評価表を作って、その評価表に対してどんな評価ができるのかというような事務作業を各係、課で進めてまいりましたが、非常に事務的に煩雑になってしまうというような反省もありましたし、もう少し簡便にできないかというような点についてまだ検討していく余地があるというようなことで、今その段階までとなっております。で、最終的にはあの1次評価をそれぞれの係、課でやって、最終的には庁議の中で2次評価をやっていくということで、その手法で今まで進めさせておっていただいております。ただ先ほど申しましたように事務量が非常に多いということで日常の業務をやりながらこれをやるのは大変だなという反省もあるということでございますが、職員としてはこういったあの自分たちのやっている事務事業について、違った観点からまた目を通すということで非常にそういった点での成果が生まれてきておるということでございます。そこで成果としてはまあ今現在そんなようなところで、まだ最終的な結論には至っていないとこういうことでございます。で、今後どうするかということでございますが、もう少しちょっと角度を変えたひとつの手法も検討してみようというようなことで、飯島町独自の行政報告書を毎年作っております。これもあの歴史のある行政報告書で昭和40年代から飯島町として独自に作って、飯島町の歴史となるような事業報告というふうになっておりますが、この中に事務事業評価の部分を取り入れた行政報告書にできないかというそういったシステムを検討するよというということで、今、総務課の方でその段取りに入っているという予定になっております。まああの23年度中にはその方向性と手法をある程度確立して、23年度の事務事業については来年度の9月決算にご報告申し上げる行政報告書の中にある程度反映ができるのではないかなというふうに考えております。従ってあの公表の問題については事務の報告はホームページで公開もしておりますので、この時点から報告がなされているということになろうかと思っております。将来的にはあのこういった私たち事務をやっているものの評価だけでなく、外部的な評価も必要だというふうに考えておりますが、まあ今現在、基本構想審議会が常設機関として第5次総合計画を策定をしていただきましたけれども、その期間が進行管理もしていくという1つの役目も担っておっていただくようになっておりますので、そういった皆さんの目からも目を通していただくということもやっていただくようになっておりますし、基本計画の中では住民満足度調査を行っていくという手法で行政評価もしていくということになっております。これはまあある程度の期間をもって住民評価に付した方が良いかと思っておりますので、ある程度の期間を持ちながら住民の皆さんの満足度調査もしていきたいと、で、住民の満足度を調べた中でそれぞれの行政評価をして%の目標数値も掲げていただいておりますので、そういった中で行政評価の手法として掲げていきたいというような段取りで考えております。まだまだ検討する余地は非常に多いかと思っておりますけれども、またいろいろとご意見がありましたらお聞かせ願いたいと思っております。よろしくお願

浜田議員

いたします。

あの私もあの職員の方がですね、あまりにも煩雑な作業に取り組む必要はあるべきではないというふうに思います。ですので例えば項目を減らして数年おきに順番に見るとかですね、あるいは課題がありそうな事業だけを徹底分析して水平展開、それを参考に他所が自分の事業を見ると、まあそんなやり方でも構わないのではないかとこのように思います。いずれにしてもようやくこの質問私3回目です。公開の運びになりそうだとこのことで、結果を期待して本日の質問を終わりたいと思っております。以上です。

議長

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

(質問席 演台交換)

議長

再開いたします。

4番 三浦寿美子 議員

4番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に介護保険制度の改正で飯島町介護保険事業計画はどう変わるかということで質問をしたいと思っております。9月定例会に続き介護保険について質問をいたします。今回の改正も改悪であると言わざるを得ない内容であります。先ず介護保険を利用する立場の声が反映されない体制で改正内容が作られたことにあります。厚生労働省は2008年から10年にかけて今後の介護制度のあり方研究というのを三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託をいたしました。同社の地域包括ケア研究会から2009年5月、2010年3月に報告書が提出をされました。その内容は、介護サービスの需要爆発とサービスを提供する人材不足、財源に限りがあるので全てのサービスを介護保険から給付するのは適切でないと、自己責任と近隣の助け合いやボランティアによる互助と役割分担が必要であるとして、地域の包括ケア体制の確立を提唱するものであります。そして介護保険法は報告書ののりつった内容で6月に成立をいたしました。現在介護報酬を改定するために自治体をはじめとした各界の意見を聞くための社会保障審議会介護給付費分科会が大詰めを迎えているとお聞きしております。その内の委員25人の内、利用者、家族の立場では認知症の人と家族の会副代表理事の勝田登志子さん1人です。10月1日に勝田さんの講演をお聞きしました。10年前は公的介護保険であったが今審議していることは自立しなさい、自助、互助、共助、最後が公助、厚生労働省の役人は社会保険は共助と言いました。あなたが思いたかったら思えばいいがこれは共助だと言ったと憤慨しておりました。町長は昨日、介護保険を互助制度と言いましたが、介護保険はあくまでも社会保障制度の1つであり互助制度ではないと思っております。憲法で保障され国の責任で行うべき事業であります。理念が歪められていること自体が私は改悪だと思います。介護に苦勞している人や家族は二の次で給付を減らすかが主題に作られたのが新しい介護保険法であります。特に介護度の軽い人から介護保険サービスを取り上げる大改悪となっていることに深い怒りを感じるものです。そういう内容が反映された介護者に冷たい改正であることを念頭に置いた第5次飯島町介護保険事業計画の策定が求められているというふうに思います。そこで要支援1と2と認定された方が対象となる介護保険予防日常生活支援総合事業を来年度選択するのか、現行の介護保険の予防給付を選択するのかについてお聞きをしたいと思っております。

町 長

それでは三浦議員の質問にお答えをいたしますが、介護保険制度の内容についてでございます。介護保険の予防日常生活の総合支援事業を選択できるのかどうかということでございますが、その前にあの介護保険制度が昨日の答弁で互助制度の1つであるというふうに申し上げておるわけでございますが、確かにこれはあの国の責任において財政支援を伴ってこの制度を維持していくという根幹はもちろんその通りであるわけでございますけれども、この間の全国町村長大会の折りにも今度の計画の改定にあたっては必要な財源確保と国としての支援を求める決議をしておるところでございますが、やはりこの介護という問題については皆でこの支え合ってこの介護保険というものを運用していくと、そういうシステムの中からひとつの互助制度であるというふうに申し上げましたので誤解のないようお願いをしたいと思います。そこであの今も縷々お話ございましたが、平成24年度からの介護保険制度を改正するための介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律、これが6月15日に可決成立をして6月の22日に公布をされたところでございます。その中で新たな介護サービスとして介護予防と日常生活の総合支援事業、略してまあ総合事業というふうにご質問の言葉になるわけでございますが、この創設が新たに盛り込まれたということになっております。内容といたしましては要支援の1及び2の介護度の認定を受けた方を対象とした、介護保険による訪問介護やデイサービス利用等の介護予防給付サービス、それと地域支援事業で行っている介護予防対象者への介護予防事業を総合的かつ一体的に行うことが出来るようになるというふうになっておまして、この総合事業の実施にあたっての採択の有無は市町村が判断をするというふうになっております。介護予防事業対象者にとってはこれまでの介護予防事業の他に市町村が定める予防給付サービスを受けられることになるということでございますが、更にまた要支援の1・2の認定を受けている方についてはこれまでの予防給付サービスを利用するか、総合事業サービスを利用するかを地域包括支援センターで判断をするということになっております。市町村の裁量に任せられる部分が大変多くなって来たというふうに言えるかと思っておりますが、更にまた総合事業の実施にあたってはサービス内容の決定、それからサービス費用及び利用者の負担額の決定等、サービス事業の提供者、事業提供者の指定についても市町村独自で判断をするということの必要が出てまいりまして、これらを総合いたしまして、町といたしましてはこの日常生活総合支援事業の選択というものを平成25年以降実施をしていく方向で今想定をして検討を始めておるところでございます。

三浦議員

ただいま平成25年以降実施をする予定であるというふうにお聞きをしました。この総合事業は介護給付費の3%以内との上限もあり、自治体ごとにサービス内容に違いが生まれるということを懸念されることであります。要支援1・2の人のサービスは市町村の裁量で決められるために、現行のように全国一律の基準によるサービスでは無くなって、利用者本人にサービスの選択権も無くなるなど私は問題の多いものだと思っております。1年間の様子を見ながら検討をし、内容的には25年以降に実施をするという運びになるというふうに今の答弁ですけれども、介護が必要になったときに改善を願わずとも現状を維持したいと願いながら介護を続けている毎日の皆さんであります。そうした中で専門的な知識のあるスタッフがいればこそその頼れる介護サービスです。私はあくまでも総合事業を導入しないように求めるものです。

次に質問を移していきたいと思っております。定期巡回サービス随時対応型訪問介護は24

町 長

時間訪問看護と訪問介護が連携して在宅の要介護高齢者を支えるという制度であります。訪問介護の1回にかかる時間の半分以下の5分から15分で何回も訪問し、夜間の呼び出しにも随時対応するというものです。そこでお尋ねしますけれども、飯島町で24時間切れ間ない訪問看護と訪問介護を連携して提供してもらえる事業者は存在するのか私は極めて疑問ですがいかがでしょうか。制度ばかりが先行して現実離れをしていないか、介護職員処遇改善交付金は来年3月で期限となります。介護報酬の低さが介護士不足を招いていると言われておりますし、看護師不足も続いております。こうした現状からは事業の拡大は事業者としても大変難しいと思われませんがその点についての認識をお伺いいたします。

この総合型の制度を導入した場合の、例えばまあ定期の巡回のサービスあるいは随時対応型の介護は可能であるかどうかということでございますが、先ほども答弁を申し上げた以外にも介護保険法の改正によって平成24年度からの介護サービスとして加わったものが、介護が必要な人も住み慣れたその地域で暮らせるように支援するための定期巡回、随時対応型の訪問型介護のサービスが加わってまいります。で、このサービスは看護師やヘルパーが定期的に巡回をする他に、緊急時の通報にはオペレーターが対応することで24時間対応が可能になるというものになるわけでございます。全国での特別養護老人ホームの入所待ちは平成21年度末で420、000人をまあ上回っておるというふうに言われておまして、このサービスの提供によって在宅生活を促すことで待機者を少しでも減らす狙いもあるというふうに聞いておるわけでございます。そこでまあこの24時間体制で在宅介護を支えてくれるこのようなサービスは今後の高齢者の増加に伴う介護認定者や老々介護世帯の増に対応できる有効なサービスであるというふうには思っておるわけですが、とはいえやはりこれは今お話にございましたように、これまでの夜間や深夜の訪問介護サービス等の利用実績から見てみますと、利用者というものはほとんどまあいない状況である、無いんじゃないかというふうにも思うわけでありまして、この新しいサービスの利用者を見込む中でそれぞれのサービス事業所での経営を考えたときに、町内においてこうした事業者、事業所での経営を考えたときに、果たしてこの事業を展開して下さる事業者というものが出てきてくれるのかどうかということは全く現在見通しは立っておりません。従いましてあの先ほどの質問ともまあ関連する中でございますけれども、決してあの今のこの介護水準というものは落とすことなくでですね、この制度が有効的にまあ運営できることを1つの最低基準として今後どういうふうに取り組んでいくかどうか、第5次総合計画のまた進捗の中でひとつ考えていきたいというふうに思っております。

三浦議員

ただいま私と同じような考えを町長もしておるというふうにお聞きしました。まあ利用したくても事業者がいないために利用できないというのは本当に制度として私は不備だと思いますし、まったく実態を無視した欠陥制度としか言いようがないというふうに思っております。国に介護職員の処遇改善交付金の私は継続を求め、介護職員が安心して仕事に従事できるようなそんなことを求めているいただきたいというふうに思いますし、まあ介護者の負担軽減の施策を今後、町長も先ほど今の水準を落とさないためにと言われましたので、そのための施策の充実を進めることを求めます。

次に介護保険料は上がるのかということで質問をいたしました。昨日、中村議員の質問に対して町では5,000円を超える見込みというようなお話がありました。先だって伊那市では4,500円と報道もされました。まあ飯島町では5,000円ちょっと越えるということ

になりますと現在よりも 1,200 円ほど引き上げられるというふうになるわけですが、保険料については介護施設の充足や介護サービス利用が増えれば増えて給付費が増えることで保険料を引き上げるということに直結をしていると、本当に住民の要望、介護に泣く人を出さないために頑張れば頑張るほど自分のところに保険料として跳ね返ってくるという内容の今の保険法であります。で、まあ見直しまで3年間を見据えた介護保険事業計画が求められるわけです。65歳以上の方の保険料が大幅に引き上げとなるということになりますと、住民生活に大きなしわ寄せになるというふうに思います。現在でも普通徴収の滞納者の方が増えている状況からみても更に状況の悪化が懸念されるものです。介護給付費準備基金、県の財政安定化基金の活用状況はどうか。それからその他に軽減する要素があるのかどうかお聞きをしたいと思います。

町長

この介護保険料の問題につきましては昨日も、今お話があったようにお答えしたとおりでございます。飯島町は過去2回の計画期間6年間に渡りまして3次、4次とそれぞれの時点での介護サービスの現況、施設の現況等踏まえて、委員会に諮りながら4,800円という数字で6年間据え置かせていただいてまいりました。他の町村ではあの3年間ごとに若干ずつの引き上げをその給付実態に見合せて合わせて改定してきておりますが、飯島町は6年間据え置いて、少しこれが5,000円弱上回るというような形が今のところでは見通しが立ててございますので、ただこのことについてはあの介護サービスが充実すればするほど、それからまたその出現率が多くなればなるほど、どうしてもこれは全体の運営としては介護保険料の改定に委ねざるを得ないという、これは今、三浦議員からもご理解いただいておりますが、そこであのできるだけそうした激変緩和をするような措置を講じるようにというようなことで、だいたいあの国の平均が見通しでは5,000円少し増えるというような今目標立っておるようでございますけれども、必要なあの財源支援を国にまあ全国町村会一致して求めてきておるわけでございますが、まあどう展開するかこれから最後の詰めに入っておりますが、そこであの町も当然のことながらこの出現率が増えてまいりましたし、施設的にも充実しておるということで、当然こうした数字に結び付いていくわけでご理解をいただきたいとします。ここにあの県の基金を投入するかどうかという問題で、過日あの阿部知事は初めてこの基金を取り崩して市町村にこの基金の配分をしたいというような表明が今、担当課を中心に伺われておりますので、町も今の試算の中ではこれを若干組み込んだ試算で5,000円強ということの試算が今なされておりますのでその点はご理解をいただきたいとします。あの調整的にはもう少しまだ時間をかけて予算編成までにはだいたい方向付けをしてまいりたいというふうに思っております。

保険料の軽減の問題ですか、これはあの今も条例でもってあの所得の割合に応じて30%から70%それぞれ軽減率というものを所得階層によって設けております。基本的にはこれはあの安易な一般会計等からの繰り入れでありますとか、それから独自のこの更なるそれを上回る軽減率の適用というものは介護保険運営上好ましくないというような1つの国の考え方もあって、むしろこれはあの止めもなく一般会計から補てんをというような財政事情でもございませんので、今の考え方を踏襲をしてこの料金設定の中でひとつ、ただあのそれぞれの事業者の中ではその利用料の減免規定等もありまして実際には運用されておる面もございますので、それらとまあ兼ね合わせの中でひとつ現在の考え方で維持し

三浦議員

ていきたいというふうに思っております。

ただいま町長あの先ほど前期と今期4,800円とおっしゃいましたが3,800円だと思いますので訂正をさせていただきます。今あの、町長の方から軽減策としてまあ一般会計からは繰り入れはというお話がありましたが、まず最初に私あの軽減策としては所得に応じた保険料の徴収段階の段階の数を増やすというようなことをすると、少しまたそこら辺で所得に応じた負担額が改善される方が増えるのではないかなと思っておりますので、そんな検討も是非していただいて、出来るだけしわ寄せが薄くなるような、まああのそれは、いくところといかないところあるかもしれませんけれども、できるだけあの住民の皆さんの負担の軽くなるような方法を検討していただきたいとします。それから国庫負担は2000年の制度導入前は50%でした。で、介護保険制度が開始をされて25%、今では約23%というふうになっております。で介護が必要な高齢者が爆発的に増加するということを前提にしながら公費負担は削減をされ、保険料の引き上げで対応するというようなことが余儀なくされてきているわけです。で、国に国庫負担の増額を求めるように改めて要望していただくようお願いをしたいと思います。まああの町村会などでも国に対して声を上げていただいているというふうに先ほどお聞きしましたが、強く要望をしていただきたいと改めてお願いをするものです。まああの保険料、まあ利用料の減免ですね、先ほども保険料がまた高くなるというふうになることが、たぶんこれは本格的にそういうことになっていくと思っておりますので、そこであの保険料や利用料の減免など低所得者に支援が私は必要だというふうに考えます。で保険料の負担の急増というのは介護サービス利用を控えることに直結するというふうに思います。で、年金受給者は介護保険料と後期高齢者の医療保険料も年金から天引きされているわけです。でいま年金が更に減額されるというようなことになっておりますので、そうなりますと保険料を払っても必要な介護が受けられないという人が今以上に増えてくることが予想されます。私は介護で泣く人を出さない飯島町であるべきと、先ほど町長、介護の今の水準を落とさないと言われておりますけれども、介護の水準を落とさなくても介護を受けなければ、受けるだけの利用料が払えなければ、介護は落とさざるを得ないと、介護を受ければ食費とかどこかで生活のレベルを下げなければ介護が受けられないというようなことが実際に起きています。そういうこともありますので更にそういう方が増えてしまっただけではないというふうに思っております。そこで町の施策として保険料の減免や利用料の減免を私は求めます。先ほど町長はそれはしないと言ったように聞かれましたけれども、私はそれが必要だと思っております。改めてお聞きしますがやはりできないというふうに思っておいでなんでしょうか。

町長

まああの今後の第5次の町の保険事業計画の制度設計の中で、この所得の階層をどう再配分するかということにはちょっとまだあの具体的な決定まで行っておりませんが、まあ1つの検討事項にはさせていただきますけれども、必ずその分はどこかへしわ寄せがいくと、負担割合はもうびしゃつとこの国、県、市町村それから個人というふうに配分されて決まっておりますので、これが果たしてどうなのか、いいのか悪いのかということではありますが、やはり基本的にはあの今まで培ってきたこの考え方を踏襲していくべきではないかなというふうに思います。ただそこであの今最大限の減免措置を講じた制度にもなっておりますので、これはあの今後の介護保険の長期的な安定の考え方からも、やはりこれはいたずらにこう組み替えてその都度良いとこ取りをしていくものでもない



ということでございますので、是非その辺はひとつご理解をいただいて、精いっぱいのみあ減免措置を講じて、ただその質を落としてはいけないと、介護保険料を払わないために介護サービスを受けられないというようなことはあってはならないということでございますので、そうした考え方の下に第5次総合計画、介護保険計画というものを策定をしまりたいというふうに思っております。

三浦議員

今までを踏襲していくというふうにお聞きをしたわけですが、本当にあの今厳しい社会状況だということは十分ご承知と思います。まあ飯島町で暮らしている皆さんの年金、平均的に考えますと農業地帯でありましたので、今現在本当に年金で暮らしになっている皆さんの年金額は少ないというふうにあの思っております。そうした皆さんの年金から控除されるものが多くて、その残った分で日々の生活をしていかなきゃならないと、貯蓄のある方ももうずいぶん長いことそれを取り崩して生活しているというふうなお話もお聞きしております。皆さんそうした中で精いっぱい暮らしをしている中で介護が受けられないというようなことがあってはならないというふうに思っております。そこで介護保険法には介護保険特別会計へ一般会計から繰り入れを禁止する条文は一言もありません。介護保険は自治事務であり厚生労働省の指導があっても拘束力は全くないということです。2002年に共産党の井上美代議員が参議院厚生労働委員会で質問をしたところ、政府は地方自治体が地方自治法に従うべき義務という法律上の義務というものはないと答弁をしております。要するに地方自治体の裁量でまあこのいいということを行っているというふうに理解をするものです。住民福祉の増進に努める地方自治体が実状の中で介護保険特別会計に繰り入れをするということは可能だということでもあります。で、全国的にはですね2008年の5月の時点で保険料では551自治体33.2%、利用料では383自治体21.1%が実施をしております。上伊那では南箕輪村が利用料の減免を行っております。他にも松本市や飯田市など内容はまちまちですが、一般会計から利用料の減免を行っています。改悪された制度の中で町民の命を守り生活を支えるためには施策を講じるべきです。保険料、利用料の減免制度の私は創設を求めるものです。まあ財源の問題とかあると思いますけれども、ここに飯島町の55号の議会だよりがあります。これは9月の決算が記事になっておりまして、そこで実質単年度収支ということでこんなグラフも出ささせていただいております。それで地方交付税が大幅に増加をしているということがわかります。そして地方交付税の性質から考えてみればその年度に住民生活に反映されるべきものではないかというふうには私は考えます。まあそしてそうした中で地方交付税が増え財政調整基金にも90,000,000円が積み立てをされたのが昨年度であります。まあ将来に備え健全財政ということも大変重要なことですが、今、住民生活が危機的なときにそのことを放っておいて基金に積み立てるだけでは地方交付税としての私は価値というか、そういう点では地方交付税を活かすためにはそういうところに使われると、住民生活に必要なときに使われるということも大事ではないかというふうに考えるものです。実際に介護保険料の滞納が増えていてその実態は低所得者の方に起因をしていると、低所得に起因しているというふうに言われております。介護サービスの利用を控えている、そういう傾向が見えるとケアマネからの話も聞いております。新しい介護保険制度の動向からみても計画策定の段階で介護に泣く人を出さない施策の構築が必要だというふうに考えます。で、良くて悪くても3年間は同じ制度の中で過ごすことになるわけですので、財政調整基金

町長

を取り崩してでも介護保険料の軽減をすとか、サービス利用の減免をすとかっていう措置を私はする必要があるというふうに考えております。この点についての町長の所見をお聞きいたします。

一時的にこの介護保険の保険料の負担を軽減させるために一般会計を含めたその財政手当てをやるべきだというご意見のようでございますが、少しこれはあのあまりにも短絡的な極端なご意見かなというふうには拝聴いたしました。あの交付税の問題がひとつ言葉として出しましたが、あのその年度間の交付税の額というものは全体の町の歳入がどのくらい見積もって、行政経費で不足する分をどのくらい補てんするかという交付税の制度、ご承知の通りだと思います。非常にあの最近数年間の税収等の比率が飯島町はこうした景気の状況も含めて、まあどの町村も同じなんですけれども、下がったためにその補てん分として国は交付税特別会計で借入までしてそれを補てんして市町村の財政に手当をしたという1つのことでございまして、決してあのパイが大きくなったかというふうなことではございません。あの内部的なあの流動努力は当然して、蓄え備えもしていかなきゃならんわけでございますけれども、従って交付税、たまたまその年度間で交付税が増えた分を使ってしまうと、どういう分野にしる福祉も含めてっていうことは、じゃあ次の年度からのものをまた元へ戻すかっていうことになるとなかなかそうはいかないのがひとつのこの扶助制度であろうというふうに思っておりますので、是非ひとつちょっとその辺はご理解をいただきたいということと、それからやはりこれはあの一般会計も火の車でございまして、そうしたあの国保もそうでございますけれども、できるだけ一般会計からの補てんをして、そちらの方の会計を楽にするというふうなことができればいいんですけれども、なかなかそういうわけにはいかないというふうにもこれもご承知の通りでございますので、その22年度の決算統計の出た数字はそのようにひとつご理解をいただいて、現実としてあの介護保険条例の中で減免制度があるわけですので、それらをまあ最大限活用をして負担の公平を図っていくということの中で、長期的な安定した介護保険制度を維持していくためにもそうした考え方はやっぱり必要であるというふうに思っておりますので、今、短絡的に1年、2年の段階で一時的に補てんをして少し楽をする、こういうわけには行かないということを是非ご理解いただきたいというふうに思います。

三浦議員

町長はまあ財政調整基金を取り崩したり一般会計というふうなことから繰り入れるなんていうことは短絡的だと言われましたが、現状、私は何故このような、取り崩してでも一般会計からと言っているかということ、先程も言いましたけれども、非常に厳しい中で介護保険法改悪をされ、本当には受けたサービスはなかなか受けられないのが実態になっていくというふうに予想をしております。また24時間切れ目ないと言いましたが、そういうふうになったサービス両方じゃこれも受けたいあれも受けたいということもできないような制限も生まれてまいります。まあ介護保険まあその話をしていますと時間がありませんのでできませんけれども、実際にこれから介護をする皆さんにとって本当に大変な時期がくるのではないかとこのように予想しているわけです。そういう中で介護保険料の増額と引き上げということになります。で、まあ5,000円というのは平均値というふうに思っておりますけれども、じゃあそれが低所得の方の段階でそれで少ないからいいじゃないかという話ではありません。本当に厳しい生活の中で介護が必要な方が必要な介護が受けられない、我慢をしなければならぬ、実際にそういうことが今でも起きて



います。そして今の介護保険制度の中では必要な介護が排除されると、そのために実費でも受けなければならないという方もいます。しかしその実費のお金のない人はそうしたサービスも受けられないのが現状です。そういう人たちの少しでも助けになる、先ほど町長は水準を下げないと言われましたけれども、サービスの水準を下げないのは当たり前です。しかしそのサービスを受けられない人をつくってはいけないというのは私の考えであります。言いたいことであります。そのために何をしたらいいかということになれば保険料を支払いを少なくするか、それとも頑張っって保険料を払って利用するとき利用料を少なくてもちゃんと必要な介護が受けれるというような制度にしなければ、介護保険あってもお金は払っても実際には使えない、介護が受けられないという介護保険では考えられないような実態が生まれてしまう。もっとひどくなってしまふということになるのではないかと、いうふうに思っているわけです。それはずっと見てきて介護保険の中で改正される度に私たちが訴えてきたことがそのようになってきて、今現在にあります。ということは今想定されることが実際にこれから3年間のうちに起きていくのではないかと、いうふうに思っております。そういう中で何としてでもそうした皆さんの安心して介護が受けられる体制、飯島町にしなければならないというふうに思っております。そういう中では財政調整基金を取り崩してでも介護保険料を低く抑えろとか、そうした手当をしないと住民の皆さん泣く人が増えるのではないかと、いうふうに私は思っております。そのような提言をするものですが、いかがでしょうか所見をお聞きいたします。

町長 　まああのいろいろご意見が出ております。まあこういう時こそその反問権を与えていただきますと非常にあの議論が分かりやすくなるわけですが、あの共通しておることはできるだけ介護の水準を落とさないというようなこと、それから安心して介護を受けられるという、この2つはあの全く共通の認識でそれに向かって努力をしていかなきゃならんというわけですが、例えばあの1年2年財政調整基金を穴埋めしてでも一時的に介護保険料を軽減したとしても、これはあの数百円やそこらを落としてみてもどうなるものではないということではありますけれども、じゃあ次のその止めもなく財政調整基金を投入し続けることは不可能であるわけですが、その後の破綻はどう責任をとって考えていくか、その辺のところも十分お考えをいただいてひとつこの介護保険制度というものを考えていただきたいというふうに思います。

三浦議員 　まあ財政のことを言われましたけれども、先ほども申しましたが何故これだけ保険料を上げなければ介護が受けられないのか、町がそこまでしなければ保険料が落とせないのかといえば、介護保険法始まる前は制度が始まる前は国は50%を国が出していたわけです。国庫負担から出ていました。今は23%です。国に対して強く財政負担を求めようように要望をしていただくように求めて次の質問に移りたいと思います。

　次は出産祝金の復活をということで質問をさせていただきます。ふるさとづくり計画で廃止となった出産祝金制度の復活を提案するものです。現在飯島町では人口増対策として若者定住促進に力を入れています。若者が結婚をし、子育てしやすい環境が整うことが大きい条件としてあります。昨年飯島町の出生数は50人を切っております。なかなか人口増に繋がらない背景があると考えております。その1つが出産費用にあると思います。出産できる産婦人科が無いと大問題でありましたが、駒ヶ根市にレディースクリニックがオープンをし近いところで出産が可能となりました。ところで出産に係る費用がどのくら

い必要かご存じでしょうか。正常分娩で伊那中央病院では約500,000円が掛るそうです。時間外ではそこに上乗せがされるそうですが、伊那中央病院では社会保険からの420,000円が直接病院に支払われるシステムになっておりまして、差し引いた額が請求をされるそうでございます。駒ヶ根のレディースクリニックではどうかといいますと基本的には入院で580,000円かかるそうでございます。これに時間外ですと上乗せがされまして600,000円以上なりますよとっておられましたけれども、700,000円近くかかったという方のお話もお聞きしております。420,000円の助成があっても若い世帯の一般的な収入では子どもの出産には大きな選択を迫られる、そうした問題になっているのではないのでしょうか。本来、命が芽生えることは何にも代えがたい喜びです。しかし昨今の状況はそれだけでは生きていけない環境にもあります。子どもは社会の宝といいます。このような時世の中だからこそ飯島町として出産を祝福をし、出産祝金を贈ることを私は提案をいたしますが、いかがでしょうかお聞きをいたします。

町長 　出産祝金の提案でございます。平成7年に地方分権推進法が制定をされて以来、国と地方のあり方が大きく変わってまいりまして、地方自治体は国に依存しなくても自立をしよう自治体を確立していくことが求められてまいりました。国や地方の厳しい財政事情を踏まえて平成16年度に飯島町ふるさとづくり計画、いろんな分野でもってまあ行財政改革を伴う内容をもってこの計画を策定して今日に至っておるわけでございます。住民要望の高い事業や緊急性のある事業を優先的に実施をできるように、行政経費の節減や受益者負担の見直し、全事業を町民の目線で点検をして縮小、廃止、先送り等の判断も行ってきたものでございます。これもまあ住民合意を得て進めてきたということでございますが、それによりまして子育て支援の関係につきましては、一時的かつ使途が明確でないこの出産祝金等の扶助給付を廃止をさせていただきましたけれども、このことは老朽化した保育施設を子育て支援センターと併設した多機能型の保育園、保育施設への建て替えを行ったというようなこと、また放課後の児童クラブや三歳児子育ての未来飛行事業、それから小規模児童の遊園地の設置補助等の各種事業は継続をして施策の整理を行ってまいりました。基本的な考え方といたしましてはそのお金では買えない、生まれてから将来に向けたこのメリハリのある支援を優先をした次第で結果でございます。いろんな住民懇談会の中でもやはり一律的な給付ということではなくて、そうした必要などところにメリハリのある1つの予算投入をという声も加味した1つの判断でございました。現在、町といたしましては子育て支援や定住促進を重点施策として位置付けて、安心してまあ子どもを産み育てれる環境の整備を1層進めておりまして、それに対してまあ予算投入を行っておるということでございます。そこでまあ少子化対策として飯島町の独自で施策の充実を図っております母子保健事業、それから福祉の医療費の給付制度の問題、保育料の軽減の措置の問題、それからまた若者世帯への定住促進策としての定住促進化するための住宅補助の補助金の問題、それから更に住宅建設に対する利子補給の補給の問題等の事業につきまして、この重点的に財政的にも重きを置いて引き続いて実施をしてまいりましたし、これからもそういうところに重点的に投入をしてまいりたいということでございますので、結婚をして子どもを産み育てて、それから育てて義務教育、今度まあ高校生に至るまでひとつのまた施策の考え方を入れてまいりますけれども、そうした一環した形の中で支援をしていくという考え方に今重点的に切り替えておりますので、このかつてございました出産祝金等の直

接給付というものは実施をする予定ではございませんけれども、こうしたことの考えはあの二月に一度、若いお母さんと集う機会が、三歳児健診という機会があるわけでありましてけれども、ここであのいろいろと若いお母さんたちと懇談をする場がございます。子育て未来飛行という場で。私もあの直接出席をして、まあ副町長や教育長も都合の悪いときには代わりに出席をしていろいろ意見を聞いておりますけれども、概ねこういう考え方が支持をされておるといふふうに私どもは受け止めておりますので、今後ともそうした考え方で進めてまいりたいと思っております。ただまあ小さいことでございますけれども、ひとつのまあ地産地消的な考え方と形を合わせて地元の花をこの出産のお祝いにお祝い贈呈する飯島町のオリジナルの心のこもった事業として新年度からはひとつそのことを予定してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

三浦議員 出産祝金は出さないということは今明言されたというふうに受け止めましたけれども、あの町長の子育て支援という中で、子育て支援と定住促進・人口増対策という中では本来にあの今の若い皆さんの社会的な状況から考えますと、出産費用というものはほんとに高額なものだといふふうに思います。そういう中で、1人、2人、3人と子どもをほしいなあと思ったときに、ほんとに選択を迫られるというか、私自身も3人の子どもがおりましてまあ大変だったなあと振り返りますけれども、まあ何とかこうしてこの年になりましたが、そうしたときにほんとにあの嬉しかったのはやはりそうした社会保険から給付があつて何とか来れたかなと思います。しかし今、額的に自分たちのこう生活の中で考えるとほんとにこれで出産大丈夫かなとほんとに不安になる、子どもにも子どもを産めよと言えないようなあのそのくらい大きな額、それを支える周りもほんとに生活の厳しいこういう現状の中で子どもを産み育てていかなきゃならないと、先ほども町長、妊婦健診やまたあの出産後のいろいろな施策が町では十分子育て支援として行っているというふうに言われました。本当にそうとおりでと思いますし、今までの施策の中でそういうことが進められてきたことを感謝しておりますし、これからも進めていっていただきたいと思っておりますけれども、そこで子どもさんを出産するというのがなければその事業も成り立たないわけで、是非あの今後の課題として、そうした皆さんの声をまた聞いていいただきながら検討をしていただきたいなというふうに私は思いますが、まあこういう社会状況の中ですから飯島町に定住していただくための1つの施策として考え直す気はあるかないか、もう一度お聞きをして一般質問を終わりたいと思っております。

町長 あの、考え直す気があるかどうかということについては、今そのことをまた復活してという考え方はございませんけれども、確かにあの420,000円社会保険からのまあ補てんで、実際には500,000前後掛るといふようなことで、あのこれは全国どこもそうでございますけれども、大変かと思っておりますけれども、ただあの何某かの出産祝金が果たしてどういふふうに使われるのかといふようなことをいろいろお聞きしますと、やはりこれはそのことをもって出産意欲を持つというものでないというご意見も数多く聞いておりますので、そうしたことも含めてこうした1つのメリハリある子育て支援、定住促進に結び付けていく施策を選択したということでございますので、そんなようにご理解をいただきたいというふうに思います。

三浦議員 終わります。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を午前11時10分といたします。休憩。

午前10時52分 休憩  
午前11時10分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。  
5番 竹沢秀幸 議員

竹沢議員 早速であります但通告に基づき具体的な質問に入ります。第1の提案でありますけれども、社会体育施設の充実によるスポーツ振興について幾つか申し上げたいと思っております。最初にB&G海洋センターにAED設置すべきであるということでありまして、柏木グラウンドでありますけれども町内外から多数の利用者がございまして、B&G海洋センターも併設してあるわけでありまして、こうした施設が必要であるということでありまして、先の一般会計補正予算では飯島中学校並びに文化館にレンタル方式によるAED導入が議決されたところであります。後で触れる課題にもありますけれども町内の少年サッカーなどにおける飯島FC、飯島フットボールクラブの皆さんからもこの設置要望をいただいております。平成24年度予算に計上していただいておりますが教育長いかがでしょうか。

教育長 それではあのP&Gの海洋センターに関わる施設改善でありますけれども、ご承知の通りあのB&Gの海洋センター体育館は今年度財団からの助成をいただきまして改修工事を行ったところであります。まああのこれからも地域の皆さんに一層、安全、快適、安心して施設を使っていただくためにも、AEDの設置が必要だと私も考えておりますので、これにつきましては新年度の予算で対応をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

竹沢議員 前向きな答弁を評価するものであります。次に箕輪町のような屋外ドームを建設してはどうかということをご提案をいたします。以前に全天候型のスポーツ施設として私が一般質問の中で、海洋センターのプールをですね転用して使ったらどうかということをご提案した経緯がございますけれども、当時の答弁としては、ただいまも説明がございましたがB&G財団の支援を受けている施設であり、先般リフォームもあれもしたところであります。ところで先日、町長も我々議員と一緒に見学いたしました。箕輪町長田ドームのような屋内競技施設は飯島町の若者からお年寄りまでのスポーツ振興、全天候型でいくとね、オールシーズン使えるわけでありまして、そういう施設ができればおおいにですね町民の皆さんの健康づくり、体力づくりまたスポーツ振興のために活用できるんじゃないかというふうに思うわけでありまして、箕輪町でも国庫補助でほとんど地元負担なくてやったということでご案内のとおりであります。まあこうした課題をもしする場合はですね町の中でどのような場所にしたらいいかって用地選定が始まりまして、今後検討していただけるとすればそういう必要性が出てくるわけでありまして、あの一方で我が町は若者定住だといふいろいろなことを訴えておりますけれども、やっぱりその飲んだり食べたりするところが夜遅くまでであるとかですね、若者が賑わえるそういう場、施設が必要であるし、またそういうスポ

ーツ施設もあつたりすることによって若者が多く寄って来るということでありまして、例えば私の家族もですね今宮田村の屋内の競技施設がありまして最近人工芝に敷いた施設がありますが、そこへ行ってフットサルをしています。というふうにあのやっぱ若い人たちはあのそうした施設を使ってですね体を鍛えたり楽しんだりすることによって、そういう複合的にスポーツが終わればまた近くの飲食店で飲食するとかいったいろんな意味であの多面的な相乗効果が出てくるというふうに考えるわけでありまして。ちょっとあの多額な費用で今日の町の段階ではですね5次総を含めてこういう箱物がどうかということも検討しにやいけません、こうした施設を作ったらどうかということ、あの以前からもわれわれの先輩議員の中からもそういう提案はずっとあるわけでありまして、こういうのを含めてどうかということの見解をそれじゃ町長お願いします。

町長

過日あのご一緒に箕輪等の研修の視察の機会がございまして、箕輪ドームですか多目的な屋内運動場の施設を見てまいりました。あの大変まあ飯島町もできれば結構だなというふうに思うわけでありまして、なかなかそうもいかないなというふうに思っております。こうしたあの要望、ご質問等はあの竹沢議員も含めて前々からいろいろとまあ要望もいただいております。まあ都度あのお答えもしてきておるわけでございますけれども、あの飯島町はこの他の市町村に余り例のないようなこの大きく4地区にそれぞれの社会体育施設、体育館があるわけでございます。そうしたことも含めて仮にまあこの施設というものをまた新たに組み込んでまいるといことになりまして、その用地の問題、買収の問題、それから巨額の建設費用の問題、それからやはりこれもあのこと箱物そうでございますけれども、後年度にかかわるこの維持管理の負担というものが非常にまあ大きいというふうになっております。町のあの町内施設も10年20年経って毎年のようにいろいろリニューアルの予算を計上せざるを得ないというような実態を見たとき、もう竹沢議員も十分ご承知かと思っておりますけれども、そうしたことを総体的に考えますとやはりこの地域の社会スポーツ、体づくりというものの何としてもこれはあのそのことを振興していくということはもう山々ではございませんけれども、今ここで建設というわけには行かないということ、是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

竹沢議員

それでは次の項目に移ります。今年の流行語の大賞は「なでしこジャパン」でありました。女子サッカーワールドカップでの快進撃とまあ優勝というまあ歴史的な快挙を成し遂げたということで、女子サッカーが日本女性の優雅な美しさを称える意味として用いられているこの愛称が国民的で共感をされて、「なでしこ」という呼び名がまあ大合唱されたわけでありまして、そうした中から選ばれたわけでありまして。また3・11に起因しては「絆」という言葉も入選しております。

ところで話は変わりますが、飯島FC、飯島のフットボールクラブですが30年間に渡る活動を町民の皆さんにでもこの際私の方からご紹介をさせていただいて、柏木グラウンドの改善などについてちょっと提案させていただきたいと思っておりますので、ちょっとお聞き取りさせていただきたいと思っております。飯島FCは飯島フットボールクラブの略称でございます、1981年飯島、駒ヶ根、宮田の青年会議所すなわちJCが主体となって始動開始して今日で30年を迎えております。現在は小学生クラブ員が70名で、週に1回のナイターと土・日の午前中に練習を行っております。中学生はクラブ員30名で週4回のナイター、本年から新設で社会人チームが25名で結成されておまして、このほかに保護者のOB

の方が70名、指導者10名、それから現在の小年中学生の保護者100名、総勢300名で日々活動しているところでございます。それから3年前から幼児キッズスクールというのを開催をしております、保育園へ指導員がおじゃましてちょっと指導するというようなことも始まっておるところであります。練習施設につきましては町の配慮によりまして柏木グラウンドを中心に本郷グラウンドや飯島小学校グラウンド、それから雨天と冬季間の場合はB&Gの海洋センターを利用しておるところであります。で、特に柏木グラウンドは上下伊那の中でも有数のアルプスの展望がよくてロケーションも恵まれておまして、各種大会で訪れる上下伊那の子どももまた保護者から大変好評であるわけでありまして、またこの同飯島FCクラブにつきましてはですね指導者の皆さんと保護者が毎年、柏木と本郷のグラウンドの除草剤散布、それからごみ拾いなどを実施しておるところであります。それからあの最近の子ども達等のサッカーの成績でありますけれども、少年につきましては上伊那リーグ戦で今年春夏連覇、全国少年サッカー大会長野県大会でベスト16でございます。中学校の方はあの部活動を中心にして中体連をはじめとしたリーグ戦で結果を残しております、ここ数年の中では過去に長野県ベスト4にも入っております。それから社会人は今年の春結成したわけですが、飯島FCを卒業して地元へ卒業された皆さんでありまして、南信地区2部リーグに参加したわけですが、初挑戦で今年初優勝いたしました南信1部リーグへ昇格であります。それから本年全国高校サッカー長野県大会の決勝戦がこの間行われましたが、都市大塩尻と東海大三校の両校にですね計4名の選手が飯島FCで出身しております。またあの中学校の長野県代表チームにも選手がいるわけでありまして。そういうことであの成績の方もそれぞれ30年の歴史の中で徐々に上昇してきておることでもあります。また同飯島FCですけれども現在長野県体育協会の推薦を受けまして、町長の所信表明の項目にもあったと思っておりますが、総合型の地域スポーツクラブの設立に向けてですね現在会議ですとかプレゼンテーションなどを組み込んで前向きにやっておるところでありまして、私からもこの取り組みについては敬意を表したいというふうな思っておるところであります。以上おおざっぱな飯島FCの活動状況を紹介したところであります。

ところであのこの飯島FCの特に指導者を中心にして、この方々が望んでいることについてちょっとこれから提案させていただきまして、お聞き取りいただいて答弁をお願いしたいと思います。柏木のグラウンドなんですけれども、FCが望んでおるちょっと今の現状では狭いということで要は拡張してほしいということです。具体的には120メートル×90メートルに拡張してほしいと、この大きさにするにはどうしたらいいかと言いますと、現在の柏木のグラウンドの南側に水田があるんですけれども、水田とですねその東側に町のあの公共事業の下水道とかああいうものの残土を置く場所があります。そこまで含めて拡張していただくといわゆる社会人が使うピッチのサイズが可能になります。で加えて少年用のサイズの面が2面とれるとこういうことで、公式な試合ですねこれが可能になるということでございまして、これが先ず一つサイズを大きくしてほしいということが1つ。

2つ目なんですけれども、あのやはりあの箕輪の場合は屋内施設の人工芝でしたけれども、屋外でのこの人工芝にしてほしいというのがFCの皆さんの要望であります。で、人工芝にしますとサッカー以外のスポーツにも使えるわけで、諸々の球技それから運動会を

やることもできるわけでありまして、またあの3月11日の大震災の経験も踏まえてですね避難場所としての多面的な利用ということもできるかと思えます。で、人工芝にして社会人用のコートも利用されることとなりますと利用は飛躍的に伸びるというふうに推定されておりまして、社会人についてはですねそうした暁にも有料化して使用料をとるという考えでいいんじゃないかという提案であります。またあの現在B&Gの体育館の中にシャワールームとロッカールームがあるんですけども、これを有料化していただいてですね利用させていただくということをするのと相当あの利便性が高まるということで、それで当面ですねもしできるとしたら来年以降でいいですが特に梅雨時ですけども、少年の大会をしょっちゅうあの柏木のグラウンドでございますけれども泥まみれで帰る子どもが多いわけで、この場合にB&Gの体育館のシャワーとかですねロッカールームを貸すようにして有料でお金を取ってそこで着替えをして気持ちよくお家へ帰っていただくようなそんなサービスっていいですか、料金の負担は伴いますがそういうこともしたらどうかという提案がございます。

それから細かいことですが、柏木グラウンドはまあ防災ヘリコプターのまあ訓練もしておりまして、大きな災害があった場合にまあこの避難施設とかいうこととなりますと屋外のトイレもまあ大変必要になるということで、この皆さんからの提案はですね現在あるトイレを一旦閉鎖しちゃって、新しくあの簡易トイレね、を幾つか置いた方が利便性が高まっていいんじゃないかという提案でありまして、ここらも含めてどうかということをご検討いただければと思います。

で、細かい部分はともかくとして先ずあのグラウンドを拡張するっていうこととなりますと用地取得費があの必要になりますので、まあここら辺のあの財源手当ての問題、それから人工芝にするというふうにした場合はですね、先程ちょっと紹介いたしました飯島FCの皆さんが総合型地域スポーツクラブを結成するためにまあご尽力しておりますが、これが結成されることとなりますと助成、補助金を出してくれる団体がございます、TO TOと書いてトト、というところからの助成事業がございます。これは5分の4補助でしたかな。ですとかあとスポーツ施設等の整備事業の補助事業とかいろいろあるようでございまして、結成して30年を迎えますこの飯島FCのクラブ員の皆さんの、またOBの皆さん、一生懸命練習に通っている子ども達を含めましてですね、この間おおいにこの日本のサッカースポーツ振興に貢献してきたというふうに私は思うわけでありまして、まあこうした皆さん方の要望をですね是非汲み取っていただいて可能な限りやっていただきたいということで、あの詳細なご答弁をいただきますが、付け加えて申し上げると、すぐ出来ることと出来ないことがありますので、できればあのこれを提案した機会にですね町教育委員会とFCクラブの皆さんとですね共同でどうしていったらいいかっていうことを含めて、あのたぶん後のメンテナンスとかそういうことはFCが責任を持ってやっていただけたらと思いますので、そういう後の今後の取り組みの仕方ですね、含めて提案申し上げますのでご答弁をお願いいたします。

町長

お話にございましたように最近のこのサッカーの盛り上がりと申しますか、一部の国際大会での活躍等を踏まえて大変あの大きな盛り上がりがあるわけでございます。そのことをまた含めて飯島町でもこのクラブである飯島FCクラブ等々でチームを結成され大変活躍をいただいておりますと、結果としてこのサッカー底辺というものが非常にあの盛り上が

ってきておるといふふうに思っておりますし、それからあの何回か激励壮行を町でもいたしましたけれども、町の中学生の代表の小中学生が北信越大会へのチーム参加等にも選ばれてまして激励をして、非常にあの町としても誇らしく大変うれしく思っておりますのでございます。でまあそうした背景の中で、では柏木グラウンドを人工芝なり自然芝なりっていうわけにはなかなかいかないところがまあ辛いところがあるわけでございます。あのご承知のようにこれはあの人工芝、まあ自然芝もそうでございますけれども、多額なこの事業費が必要という形になりますし、それからそのメンテについてもなかなかこれは気の許せないひとつの管理が非常に掛かるというようなこと等もございますので、これは今すぐというわけにはなかなかまいりません。ただあの拡張問題については今までもあの若干意見も聞いておるわけございまして、避難施設としてのあり方というものをまた防災計画の方できちんと位置付けてまいりますけれども、そのことがまあ地域全体としてその収容能力的にどうかという問題もあると思っておりますので、これらも1つの今後のまあ課題として検討事項にさせていただきたいと思っておりますが、今すぐというわけにもこれなかなかまいらないということです。それからあのこれらを総合的にまあ拡張問題も含めて、人工芝に至らなくてもある団体から5分の4の補助が受けられるというようなことは、これはあの非常にありがたいというふうに受け止めてはおります。あのそれが人工芝につながるといふようなこととなりますとメンテの部分でも大変なことですが、単なる拡張、施設の充実ぐらいがことにつながれば1つのこれは検討事項であるというような、もうちょっとその辺また現場の教育委員会とも詰めさせていただいて、今後の課題とさせていただきたいと思っておりますし、またトイレのことも後ほど教育長、次長の方から申し上げますけれども、いずれ改善していかなきゃならないというふうに受け止めておりますので、そんなこと等を含めましてこれからあの立ち上げようとしております地域総合型のスポーツクラブの設立に向けて、やはりあの施設面でもある程度応えていかなきゃならないということもありますけれども、その辺また財源との調整問題になりますけれども、1ついろいろ高説も拝聴いたしましたけれども、これからの1つの多くのものは検討課題ということでさせていただきたいというふうに思っております。

教育長

それではあの教育委員会の方から施設に関わる点についてお答えをしたいと思います。非常に多くのアイデアをいただきました。参考になる部分もありますし、今後、今、町長がお答えしましたが、地域総合型スポーツクラブの運営に合わせて改善、また皆さん方の利用の利便性を図る上で連携をとって進めてまいりたいというふうに思っております。私の方からあの屋外トイレの整備につきましてですけども、あの私もあの現場を見に行きました。あの大変あの使用していただいている皆さんが整備清掃それから管理等やっていただいております。あの本当にありがたいことだというふうに思っております。なお一部あのガラスの破損だとか、それからあのドアの塗装がはげてきているというふうなところも見られますので、この点については計画的に整備をしてまいりたいというふうに思っております。まああのいずれにしてもあのグラウンドがあの避難施設というようなこともありますので、水洗化ということについては考えておりませんけれども、またあの今のある既存の施設をそれなりに使用していただくというそういう前提でお願いしたいというふうに思っております。

竹沢議員

それぞれあの課題ということで受け止めていただいたということですので、先

ほど最後に触れましたがこの事業の具体化につきましてはですね、くどいようですがあのFCクラブの皆さんとよく意見交換していただいて、いい形で施設整備ができますように重ねてお願いを申し上げておきます。

次に2つ目の質問に入ります。文化館に洋式トイレをについてであります。昨年6月にもこの課題について私行っておりまして、恐縮でございますが今年度より地区の公民館活動を充実するため支援員を配置して中央公民館を廃止し生涯学習センターに移行したわけでありまして、現在、役場西庁舎の改築工事が行われておりまして、来年の4月には保健センター、教育委員会が西庁舎へ移動するということでありまして、まあこれも1つのきっかけになりますがそのこととはあんまり関係ありませんが、前から要望しております文化館の方に洋式トイレを増やしてほしいということで、現在ですね女性用のトイレが23ございまして、内、洋式が3つです。であの利用される方によってはですね和式が良いという方もおいでになると思いますが、まあ現在の世の中いろいろとあ的生活様式も変わってきておる段階ではまあ洋式トイレの方がふさわしいのではないかなということございまして、是非、増やしていただきたいということで今日も傍聴においでの方もいますが、いいちゃんまちづくり協議会の方からもそういう要望をいただいておりますので是非この新年度予算で可能な限り洋式トイレを増やしてほしいのですが教育長答弁をお願いします。

教育長 それではあの質問が極めて焦点的、具体的でありますのでそのようにお答えをしたいというふうに思っております。台数につきましては今、議員のご指摘のとおりであります。ただ洋式がですね3台設置してありますけれども極めて狭いということでご要望をいただきました。そこで来年度予算で大ホールのトイレをですね少し幅を広げてある程度の広さを持ったゆとりのある洋式に改造する予定でありますのでご承知いただきたいというふうに思っております。あの教育委員会の生涯学習センターの事務所移転後もですね皆さんには快適に使っていただければというふうに思っております。以上です。

竹沢議員 ただいま答弁いただいて大ホールの方をということですが、あの具体的な数が分かっておったら、要するに洋式にした方がスペースがいるもんですから、和式のやつを幾つか潰さないとおちゅうことで総体の数は減ると思うんですけどもそこら辺の数の問題、それからもう1つはですね生涯学習センターっていうことで移行した関係でいくと文化館のそのいわゆる中ホールの南側のトイレですね、あそこがですね今6個あって、内、洋式1つですけど、今回の予算では無理としても今後の課題としてやっぱりその、あの施設の中ではですねその大きな行事があるときは大ホールとして、そうでないときは一番利用率が高いと思うんですね。ですからそこもやっぱり増やすことを検討してほしいので以上2点。

教育長 全部の台数を全てそのやっっていくというのはスペース的な問題もありますので、可能な限り利用者のどういう方向がいいのかということ、スペースの中で検討していきたいというふうに考えております。

竹沢議員 続いて3つ目の質問に入ります。高齢化が進む中であの町内の開業医師の確保というのは極めて大事でありまして、町民の皆さんの健康を維持していくためにも地域医療体制の確立の意味で決めて大事なわけですが、率直に町内の医師のまあ現在の開業状況、それから今後の見通しについてどうかについてお尋ねします。

町長 町内の開業医の先生方この確保に関しまして現在の状況と今後のまあ見通しということでございます。飯島町内にはまあご承知の通り、この歯医者さんを除くいわゆるまあ医院、診療所、施設が6施設あるわけでそれぞれ開業をいただいておりますが、大切なまあ第一次医療の1つの部分を担っていただくということで感謝をしておりますが、日常あの先生方それぞれの診療日それから時間で診療をいただいております、休日につきましてもこれはあの上伊那医師会の南部ブロックと連携をして緊急当番医としてお願いしておりますので、特別あの休日だからとってのこの支障はあまりないというふうに思っておりますけれども、この他にもあの子防接種の対応の問題や学校医としてまあお勤めをいただいている、行政に対しても大変ご協力をいただいております。その中でまあ1つのあの医院の方についてはご事情によりまして診療を極力まあ縮小しておられるという方がおられますけれども、実質5院、5軒の先生方が診療をいただいておりますという状況でございます。今後のまあ見通しでございます。確かにあのご高齢の先生方もおられるわけございまして、そうした中でもまあ先生方には大変激務とは承知しておりますけれども、町の町民のために健康にご自愛をいただきながら頑張つてまあ診療をお願いしている状況でございます。状況と見通しはそんなことでございます。

竹沢議員 次にあの具体的な七久保診療所医師の後継者対策についてお伺いいたします。町長をして後継者対策について努力されていることは認めるわけですが、まあ廣瀬先生にも直接お聞きしましたけれど、いささかの事情であのだめになったということをお聞きしたわけでありまして。個人的な話で私もあの痔の手術をいたしましてあの以前に事後処理で約毎日1カ月先生に診ていただいて治ったわけですが、まあその当時からいろいろとお付き合いもありまして一緒にスポーツをしたりの間柄であります、あの聞くところによるとまあ後継者が決まるまでですね伊那市からまあ通勤して通っていただけるということで、なおあの聞くところによると高齢もあるんで水曜日も、休診日にして軽減をはかることにしてはどうかというようなこともあったりして、というようなことちょっとお伺いしておりますが、あの地域に主治医っていいですか、掛かりつけの先生がおることはあの町民の皆さんにとっては大変大事なことでありまして、高齢の先生に協力願うことはあの元よりですが、今私が触れたようなことが事実正しいかどうかということですね、今後において後継者確保のためにまた積極的に努力をお願いしたいわけですが、このことについてお聞きします。

町長 具体的にあの七久保診療所でございますけれども、この七久保の診療所は町の国保の直営診療所として昭和31年から開設をして、昭和53年からまあ現在の委託方式に切り替えて開業をいただいております。具体的にはまあお名前を申し上げますと廣瀬義明先生でございますが、平成7年の7月から今日まで16年の長い間に亘って地域の一次医療を担っていただいておりますが、大変あの先生には感謝にたえないところでございます。で、この診療所の医師につきましては本人もあの自分で意識をされまして高齢にもなってきたんでだんだんまた次の備えをいうようなことも自らもおっしゃっていただいておりますが、あの1つのまた考え方としていろいろとあのお願いをしてきた経過もございまして、いずれあのご縁は保ちながらもまたその折りにはというように今、即、廣瀬先生に代わってという状況ではございませんけれども、半面また廣瀬先生におかれましてはそうしたあの廣瀬先生直直にまあご紹介、労をとって



だいたというような面もございまして、その責任もあるんでその思う先生がバトンタッチできるまで是非頑張っていきたいというようなことを、つい何日か前でございますけれども私直におっしゃっていただきまして、大変ありがたいというふうに思っております。まだお元気でありますし、まあまたあの折りに触れて必要なあの一次医療としての機器等についてはまた導入をして更新をしていかなきゃならんという課題もあるわけでございます。これはあのどなたがやってもそういうことになるわけですが、そんなことを含めながら先生もそのことに対して引き続いて頑張っていたらということ確認をさせていただいておりますので、そのようにひとつご理解をいただきたいと思っております。

竹沢議員

答弁いただいたわけでありましてあの先生にもご苦勞をかけるわけですけど、是非あの医療機器等の整備の問題とまた後継者の確保の問題について引き続きご尽力にいただけるように私の立場からも要請をしておきます。

続いて最後の質問項目であります、何項目かに渡って提案させていただきたいと思っております。まああのいろいろな市町村がいろいろ知恵を出してアイデアに満ちた事務事業を展開をしておるわけでありまして、いろいろマスコミでも取り上げたりしておるわけですが、こうしたものはあの創意工夫してですね飯島町的によく咀嚼をして取り入れて行っていくことが大事じゃないかと思っております。中日ドラゴンズの今度退任された落合監督は俺流ということをよく言って有名ですけれども、あの自治体の運営もそういうことであのただコピーするばっかではいけません、いいことはどんどん取り入れてやっていくということが私は大事じゃないかということで幾つか提案させていただきます。そこで3月11日東日本大震災と原発事故が不幸にも起きたわけでありまして、幾多の教訓をわれわれに与えたわけでありまして、その反省の上に立っての諸施策というものが我が町の防災計画の見直しもそうですけれども今行われている最中でありまして、先ずは具体的な問題としてお隣の深津徹松川町長ですけれども11月14日から気象庁の緊急地震速報や自治体が出す災害避難情報など特定地域の携帯電話に一斉配信するNTTドコモの緊急速報エリアメールによる情報発信を始めたところでありまして、このサービスを利用する自治体は飯田市と松川町など県内で6例目でありまして、受信側は料金が掛からないというわけでありまして、携帯電話に情報が届くと音が鳴って画面に災害情報などの文字が表示されるというそのエリアメールについて検討したらどうかということについてお伺いいたします。

町長

ご質問のまあいろんな面で他市町村も参考にしながら、これも導入を図っていくことが大事ではないかということでございます。私もあのそういうふうに思っております。その中で1つあのエリアメールの問題で、特にあの災害情報発信に対応するシステムとして検討したらどうかということでございます。これはあのお話にございましたように携帯電話会社が行っている緊急速報エリアメールを町の携帯電話会社へ登録をすることによりまして、飯島町における災害の状況や避難指示、避難勧告等の災害に係る役場の情報が携帯電話を通して飯島町のエリアにいるエリアメール対応の機種をお持ちの全ての方にお知らせができるというふうになるわけでございまして、現在見直しをいたしております地域防災計画の中で災害時の情報伝達の有効な1つの手段としてこの緊急速報のエリアメール、この導入について今課題を整理して検討をしておるところでございますので、また後刻そうした取り組みについてあのご説明申し上げる時があるかもしれませんのでよろしく

竹沢議員

お願いしたいと思います。

では課題として是非取り組んでいただきたいと思っております。続いてですがスマートフォンで町内観光案内をしたらどうかということですが、昨日も同僚議員から飯島ブランドづくりの提案がありました。あのこの2つのアルプスが見えるというこの飯島町は絶景でありまして、これは自然ですのでどう創り変えることもできません。宝物であるわけでありまして、今あの、昨日のお話にもありましたが、私もあのこの間、孫と「怪物くん」を見に行きまわりましたが、結構アニメというものがあの人気で、宮崎駿さんの作品もそうですが、ひとつの有効な手段であるということで昨日もお話がありましたが例えば田切の駅を舞台にした「究極超人あ〜る」という漫画もございまして、七久保駅が舞台の「咲(S a k i)」ですとか、昨日ご紹介がありました岩間の漫画家の羽生純さんなど、いろいろJR駅だとかそういうものを含めたところの有名な所もありますし、わが町にはいろんな名所、史跡、観光施設たくさんあるわけでありまして、こうしたものをですねあの新しい情報手段というのをうまく活用して飯島へ来てもらうという受け入れ態勢を作ったらどうかということでございます。あの話は違いますが以前にあのわれわれ議員が斑鳩町へ行ったときに、法隆寺ですとか藤ノ木古墳から見させていただきました。たまたまあの斑鳩町の友好都市の議会事務局の職員の方が元奈良交通のバスガイドの方でございまして、全てのことを現場ですごね頭の中へ入っておって一瀉千里に説明していただきましたが、あのそうしたものは特例でありまして、そういうことじゃなくてまああの町内でも例えばその観光客が訪れた場合にその専門の観光インストラクターですかとかそういう説明員そういうようなものを配置すれば結構だと思いますが、そういうことでなくてその今の情報機器をうまく活用して、そういうものを検索することによって来た時にいろいろ勉強できるっていうようなね、そういうのをどうかっていうことで、これはあの先日NHKが取り上げておりましたが佐久市の市役所の観光職員がこうしたことを手掛けてですね、市内の観光ポイントを自ら取材して動画化してスマートフォンで見られるようにしたということがNHKで取り上げられておまして、観光客がそういうものを使ったご意見も含めて報道されておりました。で今回この質問をしましてある町民から、「や、他にもあるよ」と、伊那市ではですね高遠の桜をメインにしたスマートフォンで見られるようにそういうサービスを行っているということがございました。なのでこれはすぐにやるとかいうことではありませんし、まあ大きな市規模になりますとですね職員数も多いものですからまあ十分そういうのを対応ができますが、わが町では観光の方もいろいろ兼務でありますのでなかなかそこまで物理的にどうかということは十分分かりますけれども、今後の検討材料としてどうかということで提案しますがいかがでしょうか。

町長

具体的にあのスマートフォンで町内観光のご案内ができるようなシステムをとということかと思っております。今お話にございましたように、このスマートフォンでの町内、まあ地域案内、観光案内、あの先進例としてはお話のありました佐久市が実際にやっておるようでございます。いま伊那市というお話もございましたけれども、佐久市ではあの佐久の中仙道宿場めぐりという1つのテーマの観光情報の案内の中でこれを伝達しておるようでございます。いろいろまあお聞きしてみますとなかなかこの事業を行うためにはかなりのまあ費用がいるということも聞いておるわけでございまして、現在の町の状況の中ではいろんな面でまあ単独では厳しいなあというふうに実感しております。今後まあ更にあのスマー

トフォン多くまあ普及されていくかと思えますけれども、こうした時点を捉えてやっぱりこれはあの広域観光的にひとつ捉えていくことが必要ではないかというようなことで、今、広域連合でも上伊那観光連盟でもいろいろとあの広域観光を模索しておりますけれども、そうした中でこうした要素もひとつ共通の認識として捉えていくということで、またあの広域連合の中でもそうしたことを訴えてまいりたいと提案してまいりたいというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましてもあの現在ではそういうふうに状況でございますので、現在あるまあホームページなどの情報媒体を町といたしましてもできるだけ駆使をいたしまして、こうした観光を含めた情報発信に努めてまいりたいということでご理解をいただきたいというふうに思います。

竹沢議員

次に職員のCSR行動指針を制定したらどうかということについてご提言申し上げます。これはあの新聞報道でも明らかなように11月の25日駒ヶ根市長が記者会見をして、メール配信をして全職員にこの、これですけれどもこの間、議会事務局へ行っていただいてまいりましたが、行動指針であります。あの中身のことはあのくどくどを申しませんが、要はあの飯島町でやっている、その例えば職員の人材育成をするだとか、接遇マニュアルだとか、そういうものでなくてこれはもっと次元の高い、ここで言うと飯島で言うと町民憲章ですね、こういうものを母体にして職員としてこのどういう姿勢でこの仕事をやるかっていうこの理念みたいなものを謳った指針であります。あの町としてですね是非、駒ヶ根市資料も取り寄せていただいて、こうしたあの考えで高い倫理観、責任感、あるいは仕事に対する革新的な考え方、こういう意識を持って仕事に取り組むっていうのは極めて大事な姿勢だと思っておりますので、是非参考にさせていただきたいなと思って提案しますがいかがでしょうか。

総務課長

あのCSRっていう言葉が新聞報道では出たかもしれませんが、一般的にはなじみが薄いんであのお聞きになっている方はだいたい分からないと思っておりますので確認をさせていただきたいんですが、1つの例として飯島にある企業があると、何かの物を作って売っている、ところがその企業は公害を一方では出している、片方には町民という消費者がいます。企業は利益を追求するために公害を出しても安いものを売りました。消費者は安いですから町民はその企業の製品をたくさん買いました。いつのまにか飯島町の環境は悪くなりました。って言うとなあまた一方ではあの善良な企業があって、公害を出さないが単価の高い製品を出していました。何年かした結果、善良な企業の方は倒産してしまった。これはあの公害を出す企業が悪いに決まっておりますし、利益追求であれば当然そういうような社会になるかと思うんですが、消費者の側に企業もやはりあの社会的なそういう責任を負うわけでありまして、消費者の側も安いからいいということで公害を出す企業の製品を買った結果、この地域が持続できなくなってしまった。お互いに企業も消費者もそれぞれ社会的責任があるじゃないかというようなことの発想が、企業がこれからは生き延びていくために企業内部の明確なそういう観点を持たなければならないということで、企業が先ずあのそういうCSRっていう考え方を導入しているというふうにお聞きしております。で今、竹沢議員はそれを行政の中へ持ち込もう、しかもその一部であって職員の行動規範、行動指針としてそれを取り入れたらどうかというご提案であろうかと思っておりますが、それでよろしいですか。

そうすると理念は共有できたと思っておりますので飯島町の人材育成基本方針のようなレベ

ルではなくて、もっと高い次元の考え方ものを持ち込めよというお話でございましたが、もうちょっと高い段階でいきますと飯島町が1つの行政サービスを行う団体としてですね、町民の皆様に向けて明確に姿勢を示しておるのがこの総合計画でございます。ここの中には町民憲章を謳いこんだその理念を崇高な理念を持ち込んでそれぞれの施策を明確にしてございますので、飯島町としてはこれがひとつのCSRの具体的なものとしてあの考えてよろしいのではないかと。また一方であの今議員ご質問の職員の行動指針という点でもこれやっぱり持ち込まなければいけないということで、このお互いに住民と協働し合いながらこの町を持続可能に発展させていこうという基本理念の下に、職員どうあるべきかというひとつの育成方針がこの先ほど言ったちょっと次元は低いかもしれませんが、この信念をまさしく持ち込んだ基本方針でございます。で従いましてここの中には飯島町の職員の目指すもの、職員の行動指針として大事なものが全て取り込まれておりますので、職員がこの町を持続可能に町民の皆様と協力し合っていくべき1つの取り組みの指針としては明確なものになっているかと思っておりますので、またあの改めて不足があればこれ22年4月1日のパートIIでございます。パートIII、パートIVとこれを消化しながらあのCSR本来の行動指針としてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

竹沢議員

あの若干あの私の見解と違うと思えますけれども、まああの例えばですね職員観としてその自然との共生とか、そういうことまで付いて駒ヶ根では謳っておるわけで、そういうこのマクロ的な部分ですねどうかということ、まああの町の人材育成のマニュアルですかそうしたもので補強ができるんならそれでも結構ですが、若干見解が違うような気がいたしました。

次に暴力団排除条例を3月議会に提出する件についてであります。細かいことは申しませんが駒ヶ根ではやるということで、既にこの間11月29日に議会全員協議会で説明がありまして1月の17日から2月7日までパブリックコメントをやって3月の議会に提案するというところで、市長のコメントでは駒ヶ根警察官内の伊南市町村が足並みを揃えて3月議会までにやるんだということになります。そうすると飯島にまだお話がありませんがどうかということをお聞きしたいわけでありまして、今回いろんなことを申し上げてまいりましたが、もうじき大晦日にもなるわけでありまして、まあ今年いろんなことがありました。先ほどのことは答弁いただくこととして、1つ報告でありますけれども、七久保地区では平成24年4月1日から自治会の呼称をですね耕地から自治会に改めることが決定をいたしました。これはあの行政主導ではなくてですね地域で話し合っただけで決めたことでありまして、私も関わりました画期的な住民自治の模範事例だというふうには思っております。これがまあ町全体に広がることを期待するわけでありまして、もう1つは今朝の日報にも出ておりましたがこれはあの住基カードの入る袋ですけど、これだけで町の職員が考えてやることになって今日から新聞で報道がありました。ちょっと手前ミソかもしれませんが、あの駒ヶ根市は商工会の商店とリンクしてカードを普及しようとしていますが、飯島町は飯島でこういう面白い取り組みでいいんじゃないかということで評価するものであります。

3期目の高坂町政はですね種を蒔き育て花を实らせるために政策課題をですね道半ばのものがあるということで3期目出馬、無投票当選したわけでありまして、でお祝い申し上げます。道半ばのですね政策課題に対しまして再任された副町長などとも一緒になってス

町 長

タッフと共にですね真剣な取り組みをしていただいて、町民が最終的に幸せとなる結果を導き出しますように期待をいたしまして一定の答弁を求めて質問を終わりにいたします。

時間がございませんので端的にお答えをさせていただきたいと思いますが、暴力団の排除条例、これはあの今お話にございましたようにいろいろとあの伊南行政っていいですか、首長、理事者会の中でも打ち合わせして、警察ともやってまいりまして、方向としては3月の議会で条例を上程して承認をいただいて4月1日から伊南4市町村歩調を揃えて制定してまいりたいと、対応してまいりたいということで確認ができております。飯島町といたしましてはこの議会の最終日にその骨子をお示しをして、ある程度ご理解をいただいた上で、1月に入りまして、まあ2月ぐらいになるかもしれませんが、あの直接駒ヶ根警察署長さんに全員協議会のお越しをいただきまして、警察の考え方それから地域との関わり、取り組みというようなことを専門の立場からひとつ共々にあの話をいただいて、理解を深めていただいて、条例審議にお願いしたいとこういう日程を進めておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。最後のことにつきましては副町長共々また全職員共々に町の発展と住民の福祉のために精一杯頑張ったいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議 長

ここで議長から申し上げます。一般質問の日程でございますが、質問通告のありました2番宮下議員から先ほど報告しましたとおり、義理により欠席の通告がされております。飯島町議会会議規則第59条第4項には、「質問の通告をした者が欠席したとき、もしくは議場に現在しないときは通告はその効力を失う」と規定してございます。従いまして宮下議員には同規則第59条第4項を適用いたします。

以上で本日の日程を終了しました。本日の会議を閉じ、これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 0時 3分 散会

平成23年12月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成23年12月16日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 請願・陳情等の処理について

日程第 3 議会閉会中の委員会継続審査について

平成23年度12月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成23年12月16日

追加日程第1 発議第 9号 「郵政改革法案の国会での十分な議論を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第10号 「TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加反対を求める意見書」の提出について

追加日程第3 発議第11号 「発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める決議」について

追加日程第4 発議第12号 「発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める意見書」の提出について

追加日程第5 発議第13号 「消費税増税を行わないことを求める意見書」の提出について

追加日程第6 発議第14号 「住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖	2番 宮下 寿
3番 浜田 稔	4番 三浦寿美子
5番 竹沢秀幸	6番 北沢正文
7番 倉田晋司	8番 中村明美
9番 坂本紀子	10番 堀内克美
11番 平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 片桐邦彦
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄  
議会事務局書記 千村弥紀

## 本会議再会

開 議 議 長	平成23年12月16日 午前9時10分 おはようございます。町当局並びに議員各位には、大変ご苦労さまです。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会において、提出案件また付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。 去る9日の本会議において付託いたしました請願・陳情等の案件については、それぞれの委員長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 それでは定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告を行います。 議会閉会中に各委員会等の視察研修が実施されておりますので、各委員長から報告をいただきます。初めに総務産業委員長からお願いいたします。 竹沢総務産業委員長。
総務産業 委員長	おはようございます。総務産業委員会視察研修の報告をいたします。本委員会は平成23年10月24日から26日までの3日間、宮城県南三陸町へ所管議員6名全員で行ってきました。過去にも3日費やした常任委員会研修ありましたが、過去のもは観光を含めてのもので今回は一生懸命ボランティアを含めて行ってまいりました。今回は3月11日東日本大震災の津波などによる同町南三陸町の被害の状況視察、またボランティア活動の体験、非公式ですが同町会議員との交流などを行ってまいりました。議員としてボランティア活動の体験をしたのは今回が初めてではないかというふうに思うわけでありまして、研修で学んだこと今後の課題について私の個人的見解を含めて申し上げてまいりたいと思います。 昔から百聞は一見にしかずと申しますけれども、報道などで承知していましたが現地を目のあたりにしましてその悲惨さを強く感じたところであります。震災では多くの南三陸町の町民17,600人のうち死者、行方不明を含め1,200名ほどが犠牲となりまして、町の中心地であります志津川地区の2,000世帯以上が崩壊し、他の地区も壊滅状態であります。役場庁舎と申しますか防災センターの屋上で町民に避難を呼びかけた女子職員をはじめ、議長や議員また議会事務局の職員全員、多くの幹部職員が犠牲となったわけでありまして、痛恨の痛みでございます。私たちはこの防災センターの前で献花をいたし、哀悼の意を表してきたところであります。研修2日目に南三陸の社会福祉協議会を母体とするボランティアセンターのご指示によりましてボランティア活動の体験を行ってまいりました。同南三陸は養殖業が盛んであらゆる養殖場がありますが、とりわけ銀ザケの養殖が我が国で一番最初に行った町でありまして、この施設が壊滅状態であります。私たちはこの銀ザケ養殖を復興するため海の中に生け簀を作って養殖するわけですが、

議 長	四方四面に網を張ったものにすね重りを付けるためにアンカーですがその作業を行いました。先般議会だよりでもその作業風景について掲載させていただいておりますけれども、大変重労働を体験したところであります。あと感じたことですが、このボランティア活動ですけれども全国から大勢の方が参加しておりまして、特に若い世代が参加していることについて感動いたしまして、日本の未来も捨てたものではないなということを感じたところであります。こうした活動を通じて銀ザケの養殖がまた復活することを願うものであります。研修2日の夜と最終日に非公式ですが同町の千葉議員と交流し被災地の現場を案内をしていただいたわけでありまして、同議員さんも印刷会社を経営しておりましたが海の近くでこの議員のお家も壊滅状態でも無い状態でありました。あと感じたことですが、以前にチリ地震なんかを教訓といたしまして学校ですとか福祉施設などを高台に移転したわけですが、今回の震災の中で福祉施設につきましても想定外といいますか、「え！ここまで津波が来たのか」という状態でそこまで被災されている実状がありまして、地元でも安全だと指定した避難場所でも被災したという現実を目の当たりに見てきたわけでありまして。飯島町も防災計画の見直し作業を行っているわけですが、あらゆる災害を想定しての計画作りというものが必要であるなあとということを痛感した次第であります。南三陸は現在自らの復興計画を立てて議会へ提案し日々復興に取り組んでいるところであります。しかし費用と時間は計り知れないものがありまして、長い時間がかかるんだなあとということを痛感したわけでありまして。まあこれを機会に遠い地ではありますが何か交流が始まれば良いかなあと思ったわけでありまして。いよいよ冬到来でつらい季節を被災地は迎えるわけでありまして。先般も発表がありましたように今年は「絆」という文字が被災地を含めまして国民みんなの寄り所の一年であったのではないかとこのように思うわけでありまして。今時研修を終えて私たち自身も頑張っただけですが、南三陸を含め被災地の皆さんが元気で新春を迎えることを祈念申し上げまして報告とさせていただきます。 次に社会文教委員会からお願いいたします。 三浦社会文教委員長。
社会文教 委員長	それでは社会文教委員会の視察研修の報告をいたします。社会文教委員会では11月18日に山梨県都留市、19日に千葉県、東京都新宿区で委員6名と住民福祉課宮沢係長とともに視察研修を行いました。都留市は小水力発電など積極的に取り入れており、飯島町の水資源など自然エネルギーの活用について研修することを目的に訪問いたしました。都留市は山梨県東部の山間にあり人口35,000人で都留文科大学やリニア実験センターがあります。現在小水力発電を行っている家中川には明治38年に落差を利用した出力70キロワットの谷村発電所ができ、基幹産業の絹織物生産を支えていたようです。後に町営の発電所となりましたが昭和28年に廃止となり取り壊されたとのことでした。平成11年都留市環境保全行動計画策定、13年都留市地球温暖化対策実行計画策定、15年都留市地域エネルギービジョンで公共施設での先導的活用を掲げ新エネルギー導入を進めてきたそうです。平成13年に市民が水エネルギー活用目的の都留水エネルギー研究会を結成、家中川で調査を実施をしました。市民委員会制度を活用して市の補助でイギリス製の水車を設置し実験が行われ、マイクロ水力発電への動きが進んだそうです。15年7月



市役所前を流れる家中川で信大工学部の池田教授を中心に谷村工業高校の生徒を交えてマイクロ水力発電機の実験が行われたとのことでした。15年、16年、17年と実験機を設置して、16年の市制50周年記念のシンボルとして市の利用可能エネルギーの小水力発電の普及、啓発を目的で市役所を供給先とする市民参加型で市役所の敷地内に平成18年4月にドイツ製木製の水車「元気くん1号」が稼働となったと説明がされました。平成22年5月には「元気くん2号」も稼働をしているとのこと。市役所、都留市エコハウス、植物栽培施設の電力として活用をされ、RPS法による売電も行っているとのことでした。この2機の導入は補助金の他に住民参加型市場公募債、都留市では「つるのおんがえし債」と呼んでいるようですが、を活用して市民からの協力で1号機、2号機併せて46,000,000円の公募債が集まったそうです。グリーン電力証書発行資格を得たり、環境と産業、環境と市民のライフスタイルのバランスをとり、環境を良くしながら環境を生かした産業を発展させるためのエコロジカルバランスタウン都留を目指すとのことでした。プロジェクトを見ながら丁寧に説明を受けた後に市役所敷地内にある発電施設を見学をいたしました。その後すぐ近くにあるエコハウスを見学、小水力発電による電力、太陽光発電、空気集熱式のOMソーラー、自然採光や自然通風、緑化、雨水利用、地域建材使用などなど利用した自然エネルギーにこだわった施設でありました。隣には小水力発電を利用した植物栽培施設もありました。

翌19日には千葉県の幕張メッセで新体操の全日本選抜選手権の見学をいたしました。偶然にも伊那西高校の選手の演技を見ることができ、遠くからの見学でしたが大変感動をいたしました。その後東京新宿区にある廃校を理由をした東京おもちゃ美術館を見学しました。木材を利用した温かい赤ちゃんのためのおもちゃに触れてまいりました。飯島町に合った自然エネルギーの活用、子ども達の能力を引き出す教育、飯島町の木材を使った安心で温かいおもちゃができないかなどなど課題を持った視察ができたと思います。以上委員会報告といたしたいと思います。

議 長 各委員会におかれましては視察研修大変ご苦勞様でございました。  
以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第2 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。  
先ほど申し上げましたとおり、去る9日の本会議において所管の常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情等について、お手元に配布のとおり各常任委員長から請願・陳情等審査報告書が提出されております。

ここで議事進行についてお諮りします。各請願・陳情等の審議については委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、それぞれについて討論・採決をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。  
竹沢総務産業委員長。

総務産業  
委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託された案件を審議するため12月14日本委員会を開催しました。先ず23請願第5号「郵政改革

法案の速やかな成立を求める請願書」、9月定例会継続審査分でありまして、前回は郵政改革法案は地域密着型となっておらず結論を出すのに時間がほしい、よって本案は継続審査とすべきであるということで動議が出まして動議成立を受け継続審査とすることにいたしましたわけでありまして。なお次の議会で議員提案による意見書を国へ提出すべく計画であることを確認したところであります。こうした経緯を踏まえまして同日、議員提案意見書案の審議を含め審査した結果、全議員賛成で趣旨採択すべきとの結論に達しました。なぜ趣旨採択かと申しますと、提出者は速やかな成立を求める請願でありますけれども、本委員会の審査過程では郵政民営化の当時目指したものと現実の問題点に乖離があるので国民サイドに立った法案の国会での議論を十分に尽くすように求める意見書を提出するものであります。採択すべきでなく趣旨採択でありまして意見書は飯島町議会として提出できるものでございまして、過去にもこうした事例があることを申し添えるところでございます。

次に12月9日、当委員会に付託された23請願第7号「TPP（環太平洋連携協定）交渉参加への反対を求める請願書」について、提出者である上伊那農業協同組合代表理事組合長宮下勝義他からでありまして、紹介議員である堀内克美議員の説明を求め、更に上伊那農協飯島支所の下島支所長を参考人として出席願ひ説明を求めて審査をいたしました。お手元の報告書のとおりであります。採択すべきものと決定をいたしました。反対意見は自由貿易を基本的に求めているものでありTPPに参加して議論すべきであるという意見。一方賛成意見は以前にも議会でもTPP反対の意見書を提出している、全品目完全撤廃で農業以外にも問題がある。また貿易は無条件推進ではなく国内に無い物を輸入すべきで、相互の産業を破壊する貿易は適切ではない。国家主権を放棄していけない。などでございます。

次に23陳情第6号「国に対し消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書」について、提出者である上伊那民主商工会会長滝沢孝夫さんを参考人として出席願ひ説明を求め審査をいたしました。お手元の報告書どおりであります。採択すべきものと決定しました。出された意見は、この時期にやるべきでない、財政支出の見直し、景気対策など行うべきで増税は見送るべきだ。消費税は生活が苦しい人も震災の被災した人にも課題される、この時期にやる政策ではない。富む者が有利になる税制である。消費税増税でなく復興国債の発行や埋蔵金の活用などで復興財源を確保すべきである。などであります。

次に23陳情第7号「県に対し住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情書」であります。同様に提出者である上伊那民主商工会会長滝沢孝夫さんを参考人として出席願ひまして説明を求め審査をいたしました。お手元の報告書どおりであります。採択すべきものと決定をいたしました。この陳情は中部伊那議会の研修会で飯島町より提出した議案で、同趣旨のものでございまして特別意見もなく採択すべきものと決定をいたしました。

以上4件の請願・陳情について報告いたしました。当常任会で議論した審査結果は後ほど発議で提案がある意見書文案の中にその思いが込められておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。9月定例会継続審査となりました郵政改革法案にかかる請願であります。常識で言えば継続審査はいわばこの廃案となる選択肢の手法でありまして時が解決するわけですが、我が議会といたしましては請願の趣旨、また町民の皆さんの理解や見識、国政の動向など踏まえ議会独自としての考え方を議論し、請願者や紹介議

員に配慮しその方向を議会として独自に考え、政府など関係機関に意見書提出するもの  
 あります。委員長の個人的な主観も申し上げて恐縮でありましたが、全国の中の小さな町  
 ですけれどもちゃんと自立をして自ら頭で考える議会として同僚議員とともに確認をして  
 共有し委員長の報告とさせていただきます。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。竹沢総務産業委員長自席へお戻り下  
 さい。

社会文教  
 委員長 三浦社会文教委員長。

それでは社会文教委員会の報告をいたします。本会議で付託をされました23請願第  
 8号「発達障害などの児童への早期療育施策の公費助成を求める請願書」について12月  
 14日9時10分より委員会を開会し慎重審査の後、お手元に配布のとおり採択すべきも  
 のと決定をいたしました。委員会では参考人として、いいちゃんまちづくり連絡協議会会  
 長土村まさ子さんと、同加盟団体で発達障害児支援事業に参加をしているプチャミーの北  
 林瑞穂さんに出席を求め、請願内容の趣旨説明と質問を受けていただきました。また駒ヶ  
 根市の当町でもお世話になっている児童発達支援施設の「つくし園」を訪問し、子ども達  
 の様子を見学し、施設の取り組み内容など詳しく説明をしていただきました。賛成討論で  
 は町が現在行っている施策は子どもにとっても親にとっても良い状況を生んでいる、この  
 支援策を継続・充実させるべき。大変に補助制度が役立っている、補助制度がなくなり手  
 立てが後退することが心配である、守るためにも採択すべき。との意見がありました。委  
 員会として請願の趣旨に応え町当局に対し決議文を、国に対して意見書を提出することを  
 決定いたしました。以上委員会報告とさせていただきます。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。三浦社会文教委員長自席へお戻り下  
 さい。

以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。  
 これより案件ごとに順次討論・採決を行います。

最初に23請願第5号「郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書」について討論  
 を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

23請願第5号「郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書」について採決します。  
 お諮りします。本請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。本請願を委員長報告のと  
 おり趣旨採択することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって23請願第5号は趣旨採択することに決定しました。

議長 次に23請願第7号「TPP（環太平洋連携協定）交渉参加への反対を求める請願

1番  
 久保島議員

議長  
 3番  
 浜田議員

書」について討論を行います。討論はありませんか。

私はこの意見書についてはですね採択すべきではないというふうな考え方の中から議  
 論させていただきます。我が国はですね善し悪しにつけてもう貿易立国であるというこ  
 とは周知の事実であります。まあ欧州がこのような経済危機の不安定な中で、一方アジアで  
 はですねまあ一定の経済成長を維持し、この成長をですね持続的かつ均衡のとれたもの  
 として世界経済のけん引役を担っていくということが重要であるというふうな思っているわ  
 けです。そこでアジア太平洋地域の経済連携をですね更に推進して、人・物・サービスに  
 至るまで自由に往来ができる、そのようなですね切れ目のないビジネス環境っていうのが  
 構築されてくる必要があるだろうというふうな思います。で、この先にはですねインド、  
 中国、並びに韓国をも包括したアジア太平洋自由貿易圏というような構想もあるわけでご  
 ざいまして、そのためにはこのTPPで主導的な立場をとっていくということが重要なこ  
 とだというふうな思います。まあ米国の言うがままになっていくということはもちろん必  
 要はありません。食品衛生法や農薬基準、それは言うに及ばず医薬品や医療機器等を  
 ですね機器類の安全対策についても何もその譲歩する必要は全くないというふうな思っ  
 ています。まあノーと言えるその毅然たる態度でですね臨むべきだと、最初から悪条件が課せ  
 られるんじゃないかというふうなマイナス思考じゃなくてですね、プラスに挑んでいくと  
 いうことが必要だというふうな思います。また一方農業はですね現在も世界第5位の農業  
 生産大国でございます。まあ高い技術と高い品質を誇っているわけでございます。これ  
 にですね構造改革をすることによって高い国際競争力っていうのを実現していけるとい  
 うふうな思っております。現に農協に頼らずにですね世界と戦っている農家っていうのが現  
 存するわけございまして、実績もかなり上げているということでございます。農水省は  
 ですねいつも省益と権益を守るためにいろいろな数字を出してまいりますが、カロリーベ  
 ースの食糧自給率率というのはですね私に言わせれば詐欺まがいな数字でですね国民を惑わ  
 すようなことをしてはならないと、もっと前向きにどうすれば国際競争力が高められるか  
 ということを明示していくべきだというふうな思います。まあTPPの不参加によって日  
 本の将来に禍根を残さないように一日も早く参加をして主導権を取るべく積極的推進を期  
 待するというでございまして。まあ以上のような理由から本請願は不採択が相当だとい  
 うふうな考えるとございまして。

議長 賛成討論はありませんか。

本請願を採択すべきの立場から討論いたします。先ず農業者として関税無き農業分野  
 での競争は到底現実からかけ離れているものだというふうな思います。よくこの話は  
 ですね軽自動車F1に出るようなものだというふうな例えられますけれども、自然環境も違  
 い消費環境も違うところで単なる価格だけの競争で食糧主権を失っているのかどうかと、  
 これは真剣に考えなければいけない問題ではないかというふうな思います。それから先ほ  
 どの郵政民営化も含めまして、これはアメリカのですね日本への年次報告書の中に書かれ  
 ていたストーリーそのものだという事にも我々は目を向ける必要があると思います。も  
 し我々が守らなければいけない条項があるのであれば最初から宣言すればいいはずで  
 あります。しかしながらカナダの例に見られるようにですね、カナダは一旦畜産に対する条件

を提示した途端にTPPへの参加から外されると、まあこんなことになったわけでありませぬけれども、アメリカの議会の議決を経て加盟が承認されると言ったようにです、到底これはあの平等な貿易協定を結ぶための交渉ではないということはこれまでの経過からも明らかではないでしょうか。貿易というのはお互いの産業をです、無条件の競争によって破壊し合うのではなくて、平等互惠の下に適切な競争環境とそれから自国産業の擁護というものを両立させながら共に発展することが貿易を中継ぎさせる前提ではないかと思えます。そういった意味でそうした思想とは相いれないTPPに対して反対するこの意見書を採択すべきであるというふうに考えます。

議 長 他にありませんか。

6番  
北沢議員

私もこの採択に賛成すべきものとしての意見を述べさせていただきますが、先ず1つは今の政府のやり方についてでございますけれども、どうも私どもが知る限りではまあマスコミ、新聞報道等によることが多いわけでありませぬけれども、その中で報道されている状況を見ますと、まあ外国へ行って返事をしてきて国内でその論議を始めるというようなことでありまして、非常にいわゆる国内での説明が不足しているというのが全ての問題について共通している問題でございます、このTPPにつきましても、この問題が出てです、ねその勉強を国民が始めると、やっとその状態が分かってきた状態でございます、非常に国内での論議が不足しているという点。それから特に農業問題につきましては本町のように中山間地の農業、ましてや農業が基幹産業でありまして農業が衰退するということは町が衰退することにつながるような大きな問題でございます。そういった問題の先行きが見えないままにこのTPPに参加するとこういったことについては非常に不安を感じるところでございます。従ってこの意見書を採択すべきものというふうに考えます。

議 長 他にありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

23請願第7号「TPP（環太平洋連携協定）交渉参加への反対を求める請願書」について採決します。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。

起立多数です。従って23請願第7号は採択することに決定しました。

議 長 次に23請願第8号「発達障害などの児童への早期療育施策の公費助成を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

23請願第8号「発達障害などの児童への早期療育施策の公費助成を求める請願書」について採決します。お諮りします。本請願に対する委員長報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって23請願第8号は採択することに決定しました。

議 長 次に23陳情第6号「国に対し消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

23陳情第6号「国に対し消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって23陳情第6号は採択することに決定しました。

議 長 次に23陳情第7号「県に対し住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

23陳情第7号「県に対し住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情書」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって23陳情第7号は採択することに決定しました。

議 長 日程第3 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の案件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査としたいと思います。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を午前10時10分といたします。休憩。

午前 9時48分 休憩

午前10時10分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開します。

只今お手元へお配りしましたとおり、宮下寿議員、堀内克美議員、倉田晋司議員、坂本紀子議員、久保島巖議員、浜田稔議員から計6件の案件が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第6として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)  
異議なしと認めます。よって議案6件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第1 発議第9号「郵政改革法案の国会での十分な議論を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)  
議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
2番 宮下寿議員

2番 宮下議員  
それでは「郵政改革法案の国会での十分な議論を求める意見書」の提案説明を申し上げます。先の9月定例会で紹介議員として郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書では地域密着になっていない、また内容について情報をもっと得たいなどの意見から、12月定例会で議員発議を行うという前向きな前提で継続審査となり、今議会で提案者としてここに立っていることを委員会の皆様に改めて感謝いたします。2007年、小泉劇場のメインテーマとなり赤字でもない郵政が民営化され、最終的に困ったのはだれか、それは民営化によって振り回された職員だけではなく、1番はそこに住む地域住民なのです。特に地方に暮らす住民にとって生活に密着していた郵便局が突如として局の中で窓口が分社化され、年配の方などはこの仕事は違うのでできないと言われたときは途方に暮れたであろうと思います。そして現在まで来てしまいました。一説には郵政民営化はアメリカ政府からの命令であったと言われていました。年次改革要望書という名目でアメリカから下されたその内容は外資系保険を利するための医療改革、日本経済の強さであった終身雇用を崩壊させるための派遣法改正要求など多岐に渡っていたとのこと。これが事実だとするとどれをとっても内政干渉そのものであると言わざるを得ません。その要望に忠実に従ったのが小泉・竹中改革であったということです。その後のもっと恐ろしい泥臭い話もあるようですが、しかし真偽のほどは時の人にしかわかりません。この話はこれくらいで現実に帰ったときに現状このままではいけないの思いかどうかはわかりませんが、国会に提出された法案は議論の場に上ることもなく度重なる棚上げ、そして今回の臨時国会でも議論されることなく次の通常国会へとまた先送りされました。東日本大震災の復興財源として日本郵政株を売って増税幅を抑える考えが浮上しましたが結局先送りとなりました。国の最高決定機関である国会が単なる党利党略による政争の具になって真に国民、住民のための議論がされていないということは、このこと以外も含めてこの国の行く末が案じられます。そこで今回のこの意見書はただいま朗読があったとおり、単に法案の成立を求めるものではなくこの法案には諸問題あるがゆえ国会できちんと住民本位、国民本位の立場で郵政のあり方を根本から議論することを強く求めるものです。なにとぞご理解をいただき議員全員の皆さんの賛成をもって国会へ提出したいと思っておりますので賛同をいただきたいと思っております。以上です。

議 長 次に本案に賛成の意見を求めます。  
3番 浜田稔議員。

3番 浜田議員  
本意見書を採択すべきとの立場から討論を行います。委員長報告にもあったとおり9月の委員会では継続審査といたしました。しかしこれは単なる不採択のための迂回手段ではなく、請願者の意を酌んだ上で委員会の熱心な討議によってより豊かな意見書としてこの場に提出されることを委員の1人として大変誇りにも思うものであります。提案者の趣旨説明で論点のほとんどは尽くされていると思います。このかつての郵政民営化は聖域なき構造改革、構造改革なくして景気回復なし、改革の本丸だというキャッチフレーズのもとに進められたものでありますけれども、その結末は私たちが身をもって知っている、感じていることであります。郵便局の職員の仕事は区切られ、職員の配達区域は広域化され地域のつながりから断ち切られています。まあこうして挙げればきりがありませんけれども、こうした現実に鑑みればいわゆる郵政民営化は市場原理による利潤の追求ではなく、生活に不可欠なサービスを全国一律サービスとして保障する公共の福祉の増進を事業の目的とする方向で是正されるべきであると考えます。そのような趣旨に基づく本意見書に賛成するものであります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。  
発議第9号「郵政改革法案の国会での十分な議論を求める意見書」の提出について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第9号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第2 発議第10号「TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加反対を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)  
議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
10番 堀内克美議員。

10番 堀内議員  
それでは発議第10号「TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加反対を求める意見書」の提案理由の説明を申し上げます。TPP問題につきましては昨年の12月議会で意見書を採択して関係機関へ送付してあります。しかし取り巻く状況が大きく変化をしております。再度意見書の提出をお願いするものがございます。TPP問題につきましては当初6月交渉参加と伝えられておりましたが、その後3.11の東日本大震災や原発事故もありまして交渉参加が先送りをされておったところでございます。しかし野田総理は国民に具体的な内容の説明もなく11月に交渉関係国との協議に入ると表明をされました。このことは実質的にはTPP交渉参加に舵を切り、日本は地獄の縁に立った状況、まあそう言っても過言ではありません。TPP問題は原則10年以内の関税撤廃、自由化例外項

目を認めないということで、今まで会ったEPA経済連携協定、FTA自由貿易協定、まあこれは2国間で主には協定されておるわけでございますが、それらとの大きな相違点となっております。日本はこれまでに13の国と地域とのEPA、FTAを締結しておりますが、関税撤廃例外として米、牛肉、乳製品など全品目の約1割これを重要品目に指定しまして農業を守ってきっておったところでございます。またこの13カ国のうちペルー、チリ、ベトナムなどの6カ国がTPP参加の国でございますが、このTPP参加には効果が持てないというそんなことであります。しかしTPPに参加を加盟しますと食糧自給率を現在の40%から14%に激減、特に主食である米は90%が輸入され、農業や農業関連産業従事者の大幅な減少など農業を基幹産業としている当町にとっては町の存亡にもかかわる重要な問題で、町民を奈落の底に突き落とす行為ととれます。またTPP交渉は21分野24項目で進められておまして、関税協議はその内のごく一部1項目でしかありません。関税以外でも医療、保険、雇用、食品安全など我が国の基準や制度が変更され、国の形を変える大きな重要な問題でございます。よってTPP参加交渉は行わず国民が望む安心安全な食糧、エネルギーの安定供給、持続可能な農林漁業の振興、地域経済雇用の安定など国民が安心して生活できる施策の確立を行うことを求めます。議員各位におかれましてはご賛同いただき可決をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

11番 平沢晃議員。

11番  
平沢議員

TPP環太平洋連携協定交渉参加への反対を求める請願について提出者の意見を全面的に賛成の立場から私の所信を申し述べます。環太平洋連携協定交渉参加に向けて足を一歩を踏み入れた野田政権は全国1,774の都道府県市町村議会の8割が拙速な交渉参加に反対や慎重姿勢を示し、また365人を超す衆参両院の国会議員が反対しているのにもかかわらず、この事態を無視してTPP交渉参加に向け関係国との協議に入ると表明しております。このTPP交渉は提出者からも説明ありましたように、原則10年以内の関税撤廃が必要で、自由化例外品目を提示しての参加は認められておりません。日本はこれまでに13カ国とEPA経済連携協定、またFTA自由貿易協定を結んで関税や投資ルールサービス貿易の自由化に加えて、政府調達、知的財産権の保護、人の移動など幅広い分野での協定を結び、既にこれは取り組んでおります。TPP交渉は現在21分野で進められており、関税協議はその内の1つでしかありません。国民生活と深く関わる分野でこれらを国境を超えて共通にするのが狙いで、既に今日の新聞紙上にもありますようにアメリカでは早くも牛肉、自動車、郵政の3分野で日本に規制緩和と市場の開放を迫る姿勢を明確にしております。TPPは我が国の食糧自給率向上どころか農林水産業を含む地域経済、また社会の崩壊を招く恐れがあり、医療、保険、雇用、食品の安全性など日本の基準制度の変更も余儀なくされております。従って政府は国民の望む安全安心な食糧、エネルギーなどの安定供給、持続可能な農林水産業の振興、併せて地域経済、社会、雇用の安定と環境保全に向けた施策の確立を最優先に考えるべきであり、国の形を一変させるTPP交渉へは参加しないよう強く求めるとともに、断じて認めるわけにはまいりません。このような状況を十分認識して私たち議会も強く要請していかなければなりません。議員各位のご

賛同を重ねてお願い申し上げます、TPP交渉参加への反対意見とさせていただきます。以上です。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

発議第10号「TPP（環太平洋経済連携協定）交渉参加反対を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第10号は原案のとおり可決されました。

議長

追加日程第3 発議第11号「発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める決議」についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

7番 倉田晋司議員。

7番

倉田議員

「発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める決議」につきまして提案の趣旨説明をいたします。この決議は前文で申し上げておりますように増加傾向にある発達障害児の早期発見、早期療育は極めて重要であるとの観点から、発達障害者支援法並びに児童の福祉増進に関する諸法、制度に基づく支援施策の充実を図るため、町に対しまして町を行う諸施策への財源手当ての拡充と人材の確保につき、国県へ要望することを求めるものであります。町では本年度安心子ども基金事業の県補助金を活用し、遊びの広場や巡回相談、竹の子クラブ、ペアレントトレーニング教室などの事業を行い、本定例会初日の補正予算でも1,125,000円を増額し総額で7,000,000円余の補助を得て独自の事業展開を行っておりますが、この安心子ども基金事業は今年度までの3年間の事業となっております。来年度予算での基金の延長などは不透明な状況となっております。よって冒頭申し上げましたように本決議を行うことを提案いたします。全員の皆様のご賛同を賜りますようお願いをいたしまして趣旨説明と致します。よろしくお願ひいたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

8番 中村明美議員。

8番

中村議員

「発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める決議」に対する賛成の意見を申し上げます。ただいまの趣旨説明の中にもございましたが、現在当町では特別支援により独自の展開も含め多面的に親子に対する発達支援、親を支える事業がされております。保護者の方々はこの支援により子どもの未来に希望を持ち、更に親子の絆を深めることにもつな



がっております。子育てにとって大変力強い支援となっております。よって支援に対する施策の一層の充実を図るとともに、国県に町の諸施策に対する財源手当ての拡充と人材の確保を求めるべきと考え賛成といたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。  
発議第11号「発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める決議」について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第11号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第4 発議第12号「発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
9番 坂本紀子議員。

9番 坂本議員 「発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める意見書」について提案説明をいたします。全国で行っている学校基本調査によりますと近年の少子化傾向の中、障害児は減少傾向にあったのですが1999年頃から増加傾向になり、180,000人だったものが2009年には300,000人と急激に増えてきております。それと共に発達障害の可能性のある子ども達は近年推計で60数万人と言われております。発達障害とは学習障害(LD)、注意欠陥他動性障害(ADHD)、高機能自閉症、知的障害を伴わない自閉症、などといえます。国は2006年4月に障害児教育の対象を発達障害の子ども達にも拡大しました。その後2007年4月に養護学校の制度を複数の障害種類を受け入れる制度に転換し、小・中学校でも特別支援教育を推進するよう学校教育法で明記しました。当町は発達障害者支援法に基づき国の安心子ども基金の補助金を使い保育園の巡回相談、遊びの広場など様々な子どもに対する発達支援策をはじめ、ペアレントトレーニングなど親を支える事業など上伊那の中でも進んだ独自の展開をしてきております。これらの支援を利用する子どもや保護者も年々増加してきており、上記の事業の充実と対応する人材の確保が急務となってきました。現在当町で発達障害の可能性のある子ども達が70人余りということです。国は増えてきた障害の原因を追究するため全国規模でエコチル調査を開始しました。現在上伊那郡内で親子を対象にこの調査が始まっております。当町での取り組みに参加した保護者から子どもに落ち着きが出てきて我慢強くなった、親として子どもと向き合えるようになったと、この支援の重要性と拡充が求められてきております。しかしこの安心子ども基金は2009年から3年間の事業となっており、来年以後の継続は分からない状態です。よって国においては発達障害者支援法など発達障害又はその傾向にある児童

の福祉の増進に関する諸法に基づき、増加傾向にある発達障害児の早期発見と支援に対する施策の一層の充実を図るため、地方公共団体の行う主体的な取り組みに対して人材の確保と財源措置を含めた支援を拡充するよう強く要請するものであります。この意見書に多くの方々のご賛同をお願いいたしたいと思っております。

議長 次に本案に賛成者の意見を求めます。  
6番 北沢正文議員。

6番 北沢議員 それではこの意見書提出に賛成の立場から意見を申し上げます。子どもが生まれて先ず親が思うのは、この子の幸せ、それから円滑な社会生活が送れるということであろうかと思っております。子育ての段階で他の子どもより言葉が遅い、歩くのが遅い、かなど、一喜一憂の子育ての毎日であろうかと思っております。広く捉えますとこの時期にきめ細やかな子育て支援をすることは金銭給付とはまた別に大きな子育て支援施策であり、子育て中の家族をサポートする心の施策であると思っております。この請願を出した団体の皆さんからは町に対してこの趣旨を是非強く訴えてほしいという請願でございましたが、町と同時に議会としてもこの発達障害児の早期発見支援策の拡充を国に求めると、こういった姿勢を示すことが大切であろうかというふうに考えるところであります。現在を取り巻く状況で子育て支援は少子高齢化社会の中で国を挙げて取り扱う事項であり、ましてや発達障害又はその傾向にある子どもの福祉の増進を図ることは国を挙げて取り組むべき事柄であります。よって町が行う主体的取り組みの財源措置と人材確保を強く求める本意見書の提出に賛同するものであります。是非、議員諸氏の賛同をお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。  
発議第12号「発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める意見書」の提出について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第12号は原案のとおり可決されました。

議長 追加日程第5 発議第13号「消費税増税を行わないことを求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
1番 久保島巖議員。

1番 久保島議員 それでは発議13号「消費税増税を行わないことを求める意見書」提出の提案説明を申し上げます。野田首相は社会保障と税の一体改革の素案を年内にまとめるように指示を

いたしました。消費税増税が最優先に経済財政運営がされるということに関しましては反対を言わざるを得ません。消費税につきましてはいろいろな意見がございます。私はやがていずれかのタイミングでは消費税増税は已む無しかないというふうに考えるところでございますが、今日のデフレ化の中、増税はデフレを更に悪化いたしますし、また経済成長率の低下にもつながります。雇用や生活に悪影響を及ぼすのみならず税収も思ったほど増えないのではないかというふうに懸念される所でございます。日銀の大幅な金融緩和を至急行ってデフレ脱却を目指すとともに、景気を上昇させる施策をとるべきであります。更に先ず国家公務員の給与を20%カット、これを実現し国会議員の定数削減、無駄の洗い出しとその排除、それが必要になってくるだろうと、それがなければ国民は納得しないだろうというふうに思います。復興財源というふうに言われますと、国民全員まあ東日本のためならなあというふうに妥協をせざるを得ませんが、短期に必要な財源ということになれば恒久的な消費税を充てるということは税の目的化からしても反するものであるというふうに考える所でございます。国民の情けとか思いやりとか更に今年の漢字になりました「絆」その辺のところをですね利用するような姑息な真似だけは絶対許されないというふうに感じるところでございます。よって今回は消費税を増税すべきではなく意見書を地方自治法第99条の規定により国に提出したいというふうに思っております。議員各位におかれましてはよろしくご審議いただきましてご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長  
2番  
宮下議員

次に本案に賛成者の意見を求めます。  
2番 宮下寿議員。

それでは「消費税増税を行わないことを求める意見書」の提出に対しまして賛成の立場から意見を申し上げます。この消費税増税に関しましては与党である民主党も意見が分かれていますのはご存じの通りです。2010年になって自民党だけでなく民主党までもが消費税増税を言い出しました。マスコミでは財政再建のためには已む無しという議論の一面色であります。世論調査におきましても半数程度の国民が仕方ないと考えるまでになっていると思われまふ。確かに今、日本の財政は最悪で今後の見通しも予想できないのが本音ではないでしょうか。それほど事態は深刻化していると思われまふ。しかしこの消費税の増税だけで財政破綻を防ぐことが本当に可能なのでしょうか。消費税は本来の性格からして増税をすれば必ず内需が激減して税収が落ち込むと言われております。1%の増税で増える収入これが2兆円、あるいは2.5兆円だと言われておりますが、税率が上がれば上がるほど1%当たりの増収は激減していくと言われております。税率を上げれば上げるほど国内消費が冷え込み、企業の海外移転が加速し失業率も悪化していくとこのようなパターンに陥ってまいります。こんな中でこの増税をしなくても財政再建が可能であるというような案があるようであります。いわゆる日本経済をデフレからインフレへ転換するインフレターゲットというような方策こういったものもあるようではありますけれども、私も経済学者ではございませんのでまあこの方策が絶対であるという事は言えません。しかし消費税増税を行わなければいけないというような強迫観念にも近いようなそういったものは今は捨てて、今一度本当に必要な政策が何なのかということこういった議論を行うこと、そして財政支出このあり方を根本的にもう一度見直すんだと、この2点をしっかりですね見直しあ

るいは議論をするということの方が先ではないかなというふうに私は思います。よって安易な消費税増税というものはすぐに行くべきではないと思いますので、よろしく皆様のご理解をいただき、この意見書を提出をしたいと思っておりますのでお願いいたします。以上です。

議長  
議長  
議長  
議長  
議長  
事務局長  
議長  
3番  
浜田議員

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第13号「消費税増税を行わないことを求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って発議第13号は原案のとおり可決されました。

追加日程第6 発議第14号「住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

3番 浜田稔議員。

それでは「住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書」について趣旨説明を行います。本意見書は過日、中部伊那議員研修会に提出された提言の文言とほぼ同一であり、これを町議会の意見書として県での制度化を求めるものであります。改めて制度の意義を簡単に述べれば、先ず地方経済の低迷の中で住宅に関わる広い分野の事業者に事業の機会を提供し、しかしながらいわゆるばらまきと違って老朽化や高齢化の進む地域の生活環境の改善を後押しすること、そうした業者の利益を通じることによって地域の経済循環を活性化させる、まあこういう内需拡大の1つのモデルとしての意義を持つものだというふうに考えます。しかしこの場ではそうした制度そのものの意義に加えて、この制度をめぐって飯島町の議会と行政が作り上げてきたこれまでの流れに焦点を当ててみたいと考えます。この制度はちょうど今から1年前のこの12月議会で同僚議員の一般質問から始まりました。それに対する町長答弁は財政事情から直ちに実施不可能で検討課題とするというものでありました。誤解のないように申し上げますけれども、私は町長答弁を批判しているわけではありません。むしろですね議会に広がっていない案件を不採用とするのはあるべき判断だったというふうに考えております。そしてその以降の経過を振り返りますと、この判断はむしろプラスの答弁であったのかなとさえ考えています。続く3月議会で商工業の団体から住宅リフォーム制度創設の請願が出され委員会審議に付託されました。討論の中で本制度を耐震対策等にも広げるべしといった意見が付け加えられて、請願者の本来の意図を超える豊かな内容に膨らんだわけでございます。更にそうした動きに対する行政側の判断も迅速でありまして、5月に臨時議会を開いて実行に移し、しかも制度的にはとにかく形式に制約されがちな防災への適用という問題にも対応できる柔軟な制度にしたということは

高く評価できるものであります。それに加え同僚議員は中部伊那市町村研修会に提言を行って制度の普及を周辺にも働きかけるこういった経過であります。こうして振り返ってみますと議会が住民要望を受け止めて内容を充実させ、行政もそれを積極的に受け止めて迅速に制度化し、議会は実績を背景に町内外にも普及を呼びかけるという政策展開のささやかであるかもしれませんが新しいモデルを飯島議会が生み出したのではないかというふうに私は考えております。制度そのものの価値に加え、住民、議会、行政の検討の中で制度内容の充実が進められ、更に県に実施を求める段階に至った、この価値を認識され議員全員のご賛同を求めるものであります。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

1番 久保島巖議員。

1番

久保島議員

それでは「住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書」提出に賛成の意見を申し上げます。本意見書はただいま提案者から話がありましたように本年8月に飯島町議会代表が中部伊那町村議会議員研修会で提案し採択されたものと同様のものになっております。なお中部伊那市町村議会では来春1月になりますけれども阿部知事に対して提言書を提出する運びになっております。併せて当議会からも意見書を提出するというのが大変意義のあることだというふうに思いまして賛成をいたすところであります。まあ今提案者から話がありましたように、本議会の一般質問で同僚議員から提案されたリフォーム制度をですね、飯島町は一早く高坂町長英断の下に制度化されました。この財政の逼迫する中でまあ2年間ではありますけれども期間限定ということになっておりますが行っております。今12月定例会でも補正が出まして利用が更に進んでいるんだということが証明されました。で、効果のある施策だということが明らかになっているわけでございます。まあ基礎自治体の制度に上乘せをするような県の制度っていうのが必要だというふうに思います。地方の景気回復に寄与できると期待ができるものでございまして、よって県が積極的な取り組みをされるよう意見書を提出することに賛成をいたすものであります。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

発議第14号「住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書」の提出について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って発議第14号は原案のとおり可決されました。

議長

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町長

それでは12月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る9日から本日までの8日間の会期をもって開催をされました12月議会定例会、議員各位

におかれましては慎重審議をいただきまして、上程をいたしました各案件全てを原案のとおり議決をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。また今議会の議案審議や一般質問を通じていただきました貴重な数々のご意見ご提案を十分に胸に留め置きまして、今後の町政運営に精いっぱい努めてまいりたいと考えております。特に一般質問の冒頭では議員各位から私の3期目に向けての叱咤激励をいただきました。今後、公約として掲げました施策の実現に向けて、また今議会で選任議決をいただきました箕浦副町長をはじめ全職員とともに全力で取り組んでまいりますので、議会をはじめ町民各位のご理解ご協力を重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

さて、暗い話題の多かったこの一年でございましたが、この11月15日の第14回全国農業担い手サミットイン長野の全体会議におきまして、株式会社田切農産が地域の総意に基づく効率的な営農を実践をしていることなどが高く評価をされまして、平成23年度農林水産大臣賞という最高の栄誉を受けられました。その取り組みの中から「すっぱ辛の素」も誕生をしております。昨年、全国そば優良生産表彰で農林水産大臣賞を受賞した本郷農産サービスに引き続いて、当町の基幹産業であります農業をけん引する各地区の経営体の皆様の心意気と成果が全国に認められていることに対しまして大きな喜びと誇りを感じるものでございます。また今議会の一般質問にも取り上げていただきました飯島町の活性化に向けて期待をされております伊南バイパスも工事が着々と進んでおり、市街地とのアクセス道路となります堂前線も概ね完成をいたしました。そこから遠望する両アルプスの景観の美しさから沿線を含めたこれからの街並み空間形成に対する期待が益々高まってまいりました。今後も魅力ある町づくりを目指して町民の皆様とともに気持を新たにしましてまちづくりに邁進をしてみたいと考えております。

国におきましては東日本大震災の復興、年金、医療や介護等、増え続ける社会保障費の財源確保が今議論をされております。また国と地方の行政経費を税金だけでは賄いきれず、毎年多額の赤字国債や赤字地方債を発行しての財政運営となっている現状から、飯島町におきましては行財政改革を進め限られた財源を大切に第5次総合計画に基づくまちづくりを進めて、町民の皆様の負託に応えるべく努力をしまいる所存でございます。そうした思いを込めた新年度予算も既に編成作業が本格化をいたしております。

さて、今年も余すところ2週間余りとなりました。先ほど触れてお話もございましたけれども、今年の世相を1文字で表す漢字といたしまして「絆」という字が選ばれました。東日本大震災や紀伊半島豪雨などの大規模災害で家族や仲間、地域の絆というものの大切さを改めて知ったことや、ワールドカップで優勝した女子サッカーチームの日本代表「なでしこジャパン」のチームワークなどが強く国民の心を捉えた結果だというふうに思います。この文字を揮毫いたしました清水寺の森清範貫主によれば、手をつきに携えて震災から復興していこうという日本や世界で人々が願っている何物にも代えがたい1文字であるというふうに述べられております。先ほど竹沢総務産業委員長からも研修報告がありましたが、東北南三陸町をはじめ災害被災地の皆様方にはなお多くの方が仮設住宅等で迎える初めての本格的な冬となり、雪や厳しい寒さとの戦いが始まっていることと思います。国による十分な支援対策がなされて被災地の皆様が元気で新しい年が迎えられますように、また新しい年こそ幾多の試練を乗り越えて日本中が明るい年となりますことを切に願っているところでございます。

最後になりましたが、様々な出来事のあったこの1年間でありましたけれども、議員各位には今年1年間ご苦労ご協力をいただきまして心からお礼を申し上げますとともに、いよいよご健勝で良い年を迎えられ、飯島町の発展のため一層のご活躍を心からお祈りを申し上げます。誠にありがとうございました。

議 長

以上をもって、平成23年12月飯島町議会定例会を閉会といたします。  
ご苦労様でした。

午前11時20分 閉会

上記の議事録は、事務局長 浜田幸雄の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員